

第六次甲府市総合計画 第9次実施計画

都市像 「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」

令和6年4月 甲府市

目 次

第1編	実施計画の概要	
1	計画の趣旨	2
2	計画の期間	2
3	計画の基本的考え方	3
4	第六次甲府市総合計画の体系図	4
第2編	財政計画	
1	財政計画（一般会計）	9
2	財政比較分析	10
第3編	施策別の事業計画	
1	施策の大綱	14
2	施策別事業計画の見方	16
3	施策別事業計画	19
	基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）	
	【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む	
	施策1 子ども・子育てへの支援	19
	施策2 学校教育の充実	31
	施策3 青少年の健全育成	46
	【施策の柱】心豊かで輝く人を育む	
	施策1 生涯学習の充実	48
	施策2 スポーツの振興	52
	施策3 文化・芸術の振興	55
	施策4 人権尊重・男女共同参画の推進	59
	施策5 国際交流・多文化共生の推進	62
	基本目標2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）	
	【施策の柱】産業を振興する	
	施策1 商業・工業の振興	66
	施策2 農業・林業の振興	72
	施策3 雇用対策の推進	78
	施策4 卸売市場の活性化	81
	【施策の柱】交流と賑わいを創出する	
	施策1 観光の振興	83
	施策2 中心市街地の活性化	88
	施策3 移住・定住の促進	94

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策1 防災・危機管理対策の推進	97
施策2 消防・救急体制の充実	104
施策3 防犯・交通安全対策の充実	107
施策4 消費者保護の推進	114

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策1 地域福祉の推進	116
施策2 高齢者福祉の充実	120
施策3 障がい者福祉の充実	125
施策4 社会保障の充実	130
施策5 健康づくりの推進	136
施策6 医療環境の充実	146

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進	150
施策2 公園の整備と緑化の推進	155
施策3 循環型社会の構築	157
施策4 良好な景観の形成	159
施策5 住環境の向上	161
施策6 水道水の安定供給	165
施策7 生活排水の適正処理	169
施策8 生活衛生の充実	173

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

施策1 公共交通の利便性の向上	176
施策2 道路の整備	180
施策3 市街地の整備	186
施策4 計画的な土地利用の推進	188

基本構想の推進

方針1 協働の推進	191
方針2 広域的な連携の推進	199
方針3 持続可能な行財政運営	201
方針4 シティプロモーションの推進	208

施策の成果指標一覧	211
用語解説	219

本文中の語句の右肩に※を付しているものについては、巻末に用語解説を設けて 50 音順に説明をしています。

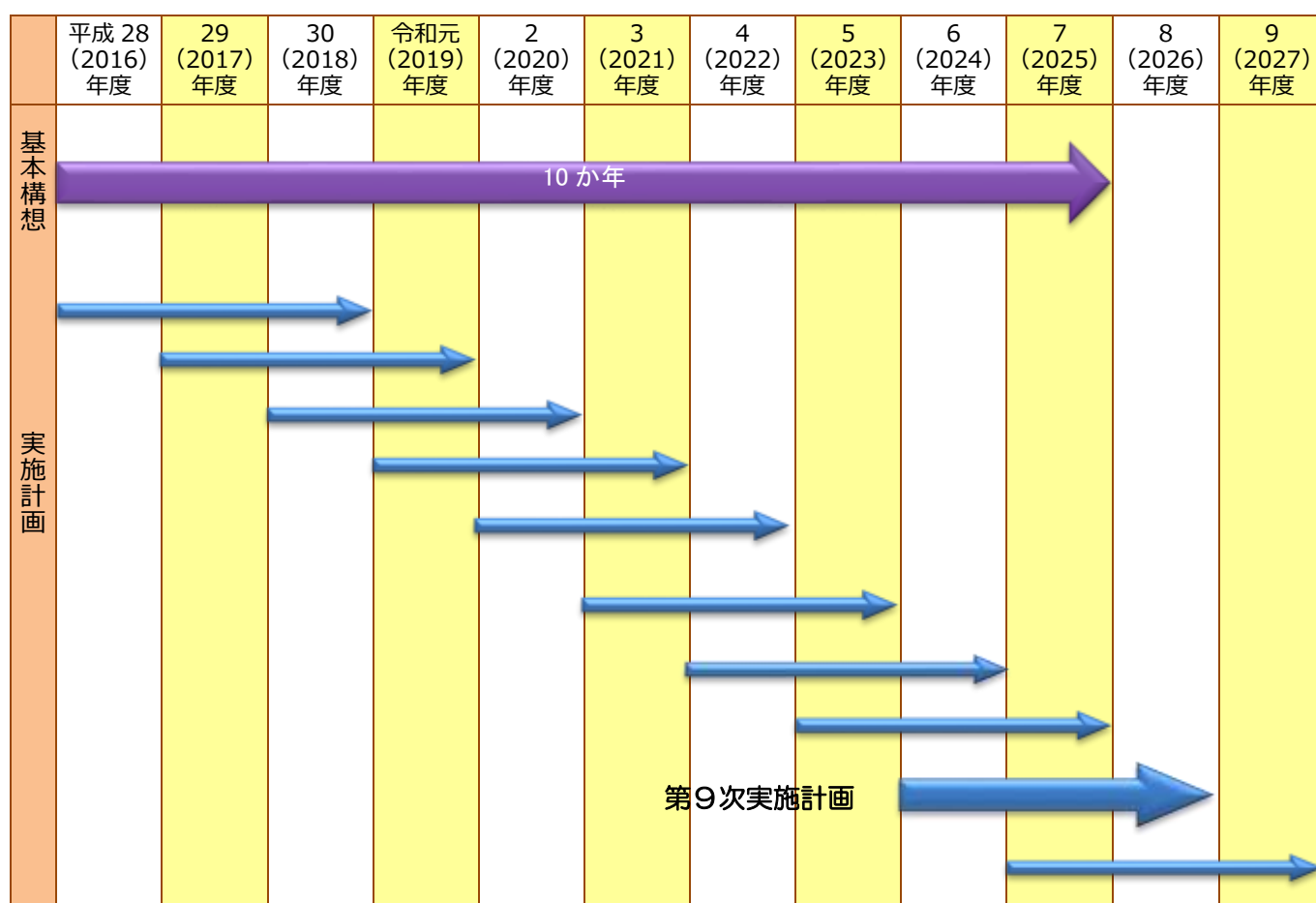
第 1 編 実施計画の概要

1 計画の趣旨

- 第六次甲府市総合計画は、「基本構想」と「実施計画」により構成します。基本構想は、まちづくりの指針となるものであり、目指す都市像、都市像を実現するための基本目標と基本目標を達成するための施策の大綱を定め、平成 28（2016）年度を初年度とし、10 年後の令和 7（2025）年度を目標年度とします。
- 本実施計画は、基本構想の実現を図るための計画であり、基本構想に基づき実施する各種施策と施策ごとの事務事業の具体的な内容を示すものです。

2 計画の期間

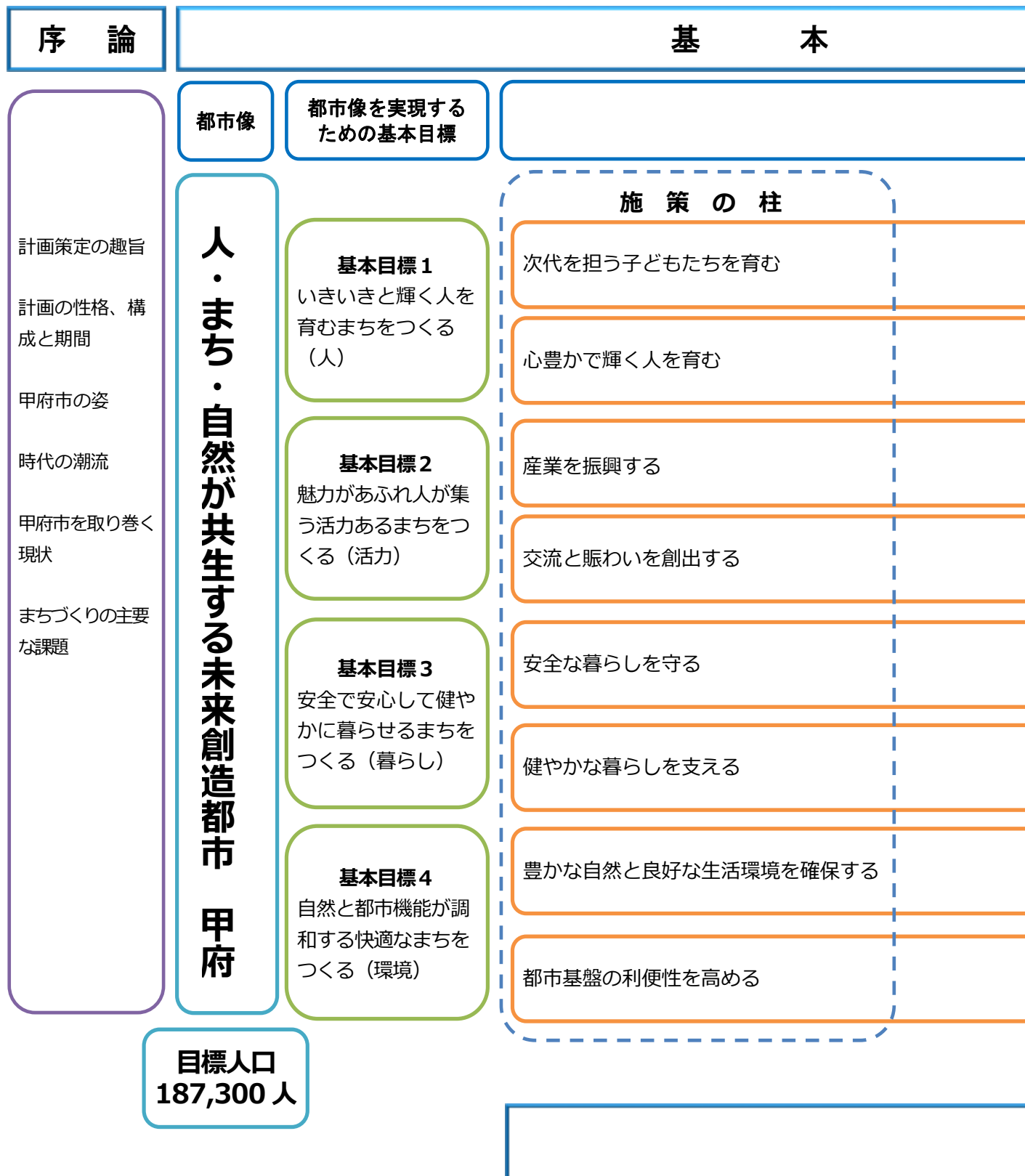
- 本実施計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、計画期間は3 か年として、毎年度、ローリング方式※により見直します。（令和 8 年度は第六次甲府市総合計画の期間内ではありませんが、3 か年を見据えた計画としています。）



3 計画の基本的考え方

- 本実施計画は、第六次甲府市総合計画の基本構想に掲げた都市像の実現とそのため
の基本目標の達成に向け、37の施策と4つの基本的な方針により推進します。
- 本実施計画は、行財政運営の基本となる計画であり、財政計画に基づく対象年度の
予算編成の指針とします。
- 本実施計画は、行政評価を活用し、計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）
－改善（ACTION）のマネジメントサイクル※に基づく進行管理を行います。これに
より施策目標の達成状況を確認するとともに、事務事業の重点化や取捨選択などを行
い、効率的で効果的な行政運営を図るものとします。
- 本実施計画は、市民と行政とが情報を共有し社会経済情勢に的確に対応するため、
毎年度公表します。

4 第六次甲府市総合計画の体系図



構 想

基本目標を達成するための施策の大綱

施 策

①子ども・子育てへの支援 ②学校教育の充実 ③青少年の健全育成

①生涯学習の充実 ②スポーツの振興 ③文化・芸術の振興
④人権尊重・男女共同参画の推進 ⑤国際交流・多文化共生の推進

①商業・工業の振興 ②農業・林業の振興 ③雇用対策の推進
④卸売市場の活性化

①観光の振興 ②中心市街地の活性化 ③移住・定住の促進

①防災・危機管理対策の推進 ②消防・救急体制の充実
③防犯・交通安全対策の充実 ④消費者保護の推進

①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の充実 ③障がい者福祉の充実
④社会保障の充実 ⑤健康づくりの推進 ⑥医療環境の充実

①自然環境の保全と地球温暖化対策の推進 ②公園の整備と緑化の推進
③循環型社会の構築 ④良好な景観の形成 ⑤住環境の向上
⑥水道水の安定供給 ⑦生活排水の適正処理 ⑧生活衛生の充実

①公共交通の利便性の向上 ②道路の整備 ③市街地の整備
④計画的な土地利用の推進

基本構想の推進

①協働の推進

②広域的な連携の推進

③持続可能な行財政運営

④シティプロモーション
の推進

実 施 計 画

第2編 財政計画

1 財政計画（一般会計）

（1）歳入

（単位：百万円）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 地方税※	29,128	29,494	29,731
2 地方譲与税※	426	429	432
3 各種交付金※	7,028	6,209	6,683
4 地方交付税※	11,356	11,687	11,317
5 国庫支出金※	14,333	15,240	15,382
6 県支出金※	6,500	6,979	7,072
7 市債※	3,224	4,502	3,179
8 繰入金※	2,372	1,660	1,651
9 その他	6,427	6,403	6,389
歳入合計	80,794	82,603	81,836

その他は、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入の合計額

（2）歳出

（単位：百万円）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 義務的経費※	17,765	17,265	17,537
（1）人件費	9,017	8,894	9,674
（2）公債費※	8,748	8,371	7,863
2 主要事業経費	31,069	30,790	30,876
3 一般事業経費	21,368	23,728	22,382
4 他会計繰出金※	10,592	10,820	11,041
歳出合計	80,794	82,603	81,836

注）本票記載の計数は、経済動向等の影響により今後精査を行う中、変更となる場合がある。

2 財政比較分析（令和4年度普通会計決算）

（1）財政力

	中核市			甲府市	順位	県内市 平均	全都市 平均
	最大値	最小値	平均				
財政力指数※	1.310	0.481	0.776	0.721	44/62	0.553	0.623

●値が高いほど財政力が強く、1を超えると普通交付税の不交付団体。

【分析】

標準的な行政活動を行う上で、7割程度は自前資金等が確保できる状況となっている。

中核市平均との比較では0.055ポイント低いが、県内市平均及び全都市平均との比較では、どちらの数値よりも上回っている。

（2）財政構造の弾力性

（単位：％）

	中核市			甲府市	順位	県内市 平均	全都市 平均
	最大値	最小値	平均				
経常収支 比率※	99.1	71.1	92.3	93.8	38/62	88.5	91.9

●値が高いほど財政構造が硬直化していることを示す。

【分析】

公債費は増となったものの、臨時財政対策債が大幅に減額となったことなどにより、前年度と比較し5.0ポイント上昇した。

中核市平均、全都市平均及び県内市平均と比較すると高い水準となっており、今後、社会保障関係費の増などが予想されることから、経常経費の削減や市税収納率の向上等により、経常一般財源の安定的確保に努め、比率の低下を目指す。

（3）公債費負担の健全度

（単位：％）

	中核市			甲府市	順位	県内市 平均	全都市 平均
	最大値	最小値	平均				
実質公債費 比率※	12.7	0.0	5.5	8.0	43/62	9.3	6.8

●3年間の平均値が25%を超えると地方債の発行が制限される。

●実質公債費比率がマイナスの場合は「0.0」として表示。

【分析】

大型事業の元金償還の開始や標準財政規模の減などにより、単年度では前年度と比較し0.8ポイント上昇、3か年平均では、0.4ポイント上昇した。

県内市平均と比較し1.3ポイント低いが、中核市平均と比較すると2.5ポイント高い状況であることから、引き続き、計画的な市債発行による市債残高の抑制に努める。

(4) 将来負担の健全度

(単位：千円)

	中核市			甲府市	順位	県内市 平均	全都市 平均
	最大値	最小値	平均				
地方債残高※	684	115	391	390	31/62	500	－

●市民一人あたりの地方債現在高。

【分析】

普通会計における市民一人あたりの地方債残高については、大型事業の元金償還の開始や借入額の減などにより、前年度と比較し 23 千円の減となった。

県内市平均より低く、中核市平均とは同等であるが、今後も計画的な市債発行により市債残高の抑制に努める。

(単位：%)

	中核市			甲府市	順位	県内市 平均	全都市 平均
	最大値	最小値	平均				
将来負担 比率※	160.9	0.0	34.0	24.2	32/62	23.4	－

●将来負担比率が 350%を超えると早期健全化団体となる。(将来の負担額を指標化し、今後の財政を圧迫する可能性を示す)

【分析】

地方債現在高の減や、下水道事業債現在高の減に伴い公営企業債等繰入見込額が減少したことなどにより、前年度と比較し 17.4 ポイント改善した。

今後も計画的な市債発行により残高の抑制に努めるなど、中長期的な視点に立った健全財政の維持に努める。

人 口	185,651	人
面 積	212.47	km ²
歳入総額	87,314,176	千円
歳出総額	85,316,489	千円
実質収支	1,783,726	千円

注)なお、人口及び面積は令和 5 年 3 月 31 日現在

第3編 施策別の事業計画

1 施策の大綱

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる(人)

安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図るとともに、確かな学力や豊かな心が育まれる環境づくりを進め、いきいきと夢に向かって歩んでいける子どもたちを育むまちをつくります。

また、学習、スポーツや文化・芸術を通じて自己を高めるとともに、お互いを認め合いながら、個性と能力を発揮して輝いている人を育むまちをつくります。

【次代を担う子どもたちを育む】

施策1 子ども・子育てへの支援

- (1) 幼児教育や保育サービスの充実
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 子育て相談支援
- (4) 地域で子育てを支える環境づくり
- (5) 健やかな心身の育成

施策2 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の習得
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 良好な教育環境の整備
- (5) 高校と専門学校の充実

施策3 青少年の健全育成

- (1) 青少年の非行防止と健全育成

【心豊かで輝く人を育む】

施策1 生涯学習の充実

- (1) 学習機会や学習内容の充実
- (2) 学習成果を活かす仕組みづくり

施策2 スポーツの振興

- (1) スポーツの普及
- (2) 競技力の向上
- (3) スポーツ施設の整備

施策3 文化・芸術の振興

- (1) 文化・芸術に接する機会の提供
- (2) 創作活動の場の充実
- (3) 文化財の保護・活用

施策4 人権尊重・男女共同参画の推進

- (1) 人権尊重と平和意識の啓発
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた環境づくり

施策5 国際交流・多文化共生の推進

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 多文化共生に向けた環境整備

基本目標2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる(活力)

地域に根ざした産業や経済活動が盛んで、働く人がいきいきとし、発展を感じさせる活力あるまちをつくります。

また、特色ある地域資源やおもてなしの心がもたらすまちの魅力に、人が集い、交流が生まれる賑わいのあるまちをつくります。

【産業を振興する】

施策1 商業・工業の振興

- (1) 魅力あふれる商店街の形成
- (2) 起業・創業への支援
- (3) 経営基盤の強化促進
- (4) ブランド力の強化

施策2 農業・林業の振興

- (1) 農業の担い手の育成・確保
- (2) 農産物のブランド化の推進
- (3) 農地の有効活用
- (4) 生産基盤の整備
- (5) 林業経営の安定化
- (6) 適正な森林施業
- (7) 林道の整備
- (8) 農林業の普及啓発

施策3 雇用対策の推進

- (1) 就業機会の確保への取組支援
- (2) 勤労者福祉の増進

施策4 卸売市場の活性化

- (1) 効率的な運営
- (2) 施設の整備や機能強化

【交流と賑わいを創出する】

施策1 観光の振興

- (1) 観光資源を活用した魅力向上
- (2) 効果的な観光情報の発信
- (3) 観光客の受入体制の整備

施策2 中心市街地の活性化

- (1) 民間主体のまちづくりの推進
- (2) 中心市街地の整備

施策3 移住・定住の促進

- (1) 地域情報の提供や移住・定住相談
- (2) 地域資源の活用による交流人口の増加対策

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる(暮らし)

災害や犯罪、交通事故などに対する不安をなくし、安全で安心して暮らせるまちをつくります。

また、地域における支え合いを大切にしながら、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをつくります。

【安全な暮らしを守る】

施策1 防災・危機管理対策の推進

- (1) 市民意識の高揚と地域防災力の向上
- (2) 河川・水路の整備
- (3) 危機管理体制の強化

施策2 消防・救急体制の充実

- (1) 地域消防力の強化
- (2) 救命意識の向上

施策3 防犯・交通安全対策の充実

- (1) 防犯や交通安全に対する意識の普及啓発
- (2) 防犯活動

- (3) 交通環境の改善
- (4) 相談・救済対策の充実
- 施策4 消費者保護の推進**
- (1) 消費生活相談や啓発活動

- 【健やかな暮らしを支える】**
- 施策1 地域福祉の推進**
- (1) 地域福祉活動への参加促進
 - (2) 地域福祉のネットワークづくり
 - (3) 社会福祉事業等の適正な運営の確保
- 施策2 高齢者福祉の充実**
- (1) 生きがいづくりの推進
 - (2) 生活支援サービスの提供
 - (3) 介護サービスの提供や介護予防・認知症対策の推進
- 施策3 障がい者福祉の充実**
- (1) 障がい者福祉サービスの提供
 - (2) 社会参加の促進
- 施策4 社会保障の充実**
- (1) 生活困窮者への適切な支援
 - (2) 国民健康保険の健全運営
 - (3) 後期高齢者医療の運営支援
 - (4) 介護保険の健全運営
 - (5) 国民年金の普及啓発
- 施策5 健康づくりの推進**
- (1) 健康づくりへの支援
 - (2) 疾病予防
 - (3) 母子保健の充実
 - (4) 感染症への対策・患者支援
- 施策6 医療環境の充実**
- (1) 医療支援体制の確立
 - (2) 緊急医療体制の充実
 - (3) 保健衛生の充実

基本目標4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

豊かな自然が身近に感じられ、美しい街並みや清潔で快適な生活環境につつまれた、安らぎと潤いのあるまちをつくりたい。

また、生活を支える機能的な都市基盤により、便利さが実感できるまちをつくりたい。

- 【豊かな自然と良好な生活環境を確保する】**
- 施策1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進**
- (1) 温室効果ガスの排出抑制
 - (2) 環境美化活動の推進
 - (3) 環境保全対策の推進
 - (4) 環境保全意識の醸成
- 施策2 公園の整備と緑化の推進**
- (1) 身近な緑の保全や公共施設などの緑化
 - (2) 公園・緑地の整備
- 施策3 循環型社会の構築**
- (1) ごみの減量化・資源化
 - (2) ごみ処理施設の整備

- 施策4 良好な景観の形成**
- (1) 市民参加による景観形成の促進
 - (2) 街並みや眺望の保全

- 施策5 住環境の向上**
- (1) 市営住宅の計画的な修繕・改善
 - (2) 民間建築物への支援
 - (3) 空家等の適切な管理と活用

- 施策6 水道水の安定供給**
- (1) 健全で効率的な水道事業経営
 - (2) 水道施設の計画的な整備・更新

- 施策7 生活排水の適正処理**
- (1) 公共下水道による適正処理
 - (2) 浄化槽による適正処理
 - (3) 農業集落排水施設による適正処理

- 施策8 生活衛生の充実**
- (1) し尿の適正処理
 - (2) 斎場・墓地の整備
 - (3) 動物の適正飼育の推進
 - (4) 衛生環境の充実
 - (5) 適正な衛生環境の確保

【都市基盤の利便性を高める】

施策1 公共交通の利便性の向上

- (1) 公共交通の確保
- (2) 公共交通の利用促進

- 施策2 道路の整備**
- (1) 幹線道路・生活道路の整備
 - (2) 幹線道路・生活道路の維持管理

- 施策3 市街地の整備**
- (1) 土地区画整理事業による整備
 - (2) 地区計画による整備

- 施策4 計画的な土地利用の推進**
- (1) 適正な土地利用への誘導
 - (2) 地籍の明確化
 - (3) 地域デザインプロジェクトの推進

基本構想の推進

基本構想を推進していくための基本的な方針を次のとおり示します。

- 方針1 協働の推進**
- (1) 協働によるまちづくりの推進
 - (2) 地域コミュニティづくりへの支援
 - (3) 市政情報の提供
 - (4) 市民意見を聴く機会の充実
- 方針2 広域的な連携の推進**
- (1) 広域的な連携の推進
- 方針3 持続可能な行財政運営**
- (1) 自主的・自立的な自治体運営
 - (2) 人材育成
 - (3) 自主財源の確保や効率的な配分
 - (4) 行政改革の推進
 - (5) SDGsの推進
- 方針4 シティプロモーションの推進**
- (1) 都市ブランドの確立と情報発信

2 施策別事業計画の見方

施策1 生涯学習の充実

基本構想で定めた基本目標を達成するための施策の方向性を記載しています。

施策の方向

市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

施策を実施するにあたっての現状と課題を記載しています。

- 学習需要の拡大に応え、さらに、生涯のいつでも自由に機会を選択して学習でき、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築が必要とされています。
- 生涯にわたり学び続ける環境づくりに向け、公民館などにおける各種講座、出前講座などの充実や、学習拠点となる図書館などの機能向上等に取り組むとともに、より効果的な情報提供を行うことで、市民の自主的な学習機会や学習内容の充実を図っていく必要があります。
- 市民の社会参画意識の醸成や、学ぶだけでなく、その習得した知識を地域社会に活かすことのできる仕

施策の達成状況を測るもので、現状値と第六次総合計画の最終年度である令和7年度の目標値を記載しています。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	講座・教室等の参加者数		12,229 人 (R4)	27,450 人
	市立図書館の年間貸出点数		421,791 点 (R4)	580,000 点
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	2.31P

毎年度実施する市民実感度調査で得られた各施策の実感度（現在の評価）を数値（ポイント）で記載しています。数値が4ポイントに近いほど、施策に対する実感度が高くなっています。
令和2年度・3年度・4年度については、社会情勢等を踏まえ、市民実感度調査の実施を見送りました。

施策を構成する事務事業

施策1 生涯学習の充実

(1) 学習機会や学習内容の充実

- ◎生涯学習振興事業
- ◎こうふ・開府 500 年レガシー事業
- 総合市民会館管理運営事業

(2) 学習成果を活かす仕組みづくり

- ◎生涯学習振興事業(再掲)

小施策 施策を実施するにあたっての具体的な取組の方向性

- ◎図書館管理運営事業
- 公民館管理運営事業

施策の成果を上げるための事務事業の重要性を考慮し、貢献度や優先度が高い主な事務事業を「主要事業」、その他の事業を「一般事業」とします。

- ◎印・・・主要事業
- 印・・・一般事業

(再掲)・・・別の「施策」もしくは別の「小施策」に位置付けがされている事業ではあるが、当該「小施策」の取組が含まれている事業

主要事業

施策を構成する事務事業のうち、主要事業を記載しています。

生涯学習振興事業

担当部課名

教育部 生涯学習課

事業概要

- 生涯学習社会の構築を目指し「甲府きょういくの日」※関連事業、「まなびフェスティバル事業」等を実施する。
- 学びを推進するための情報誌「まなび」を発行する。
- 学習ニーズや市政への関心に応え、学習機会の拡大を図るため、市ホームページ特設サイト「いきがいプラス」などを活用し、積極的にセミナー・イベント等を発信していくとともに、公民館における各種講座や出前講座を充実させていく。
- 生涯学習を奨励するため「まなび奨励ポイント」制度※を推進する。

現状と課題

- 価値観が多様化する中、市民の生涯学習にかかるニーズも多様化している。
- 多くの公民館が、窓口センターとしての業務を併せ持ち、公民館主催の生涯学習事業やその周知に専念し難い状況にある。

今後の事業展開

- 魅力ある事業を展開し、幅広い参加者を募ることが出来るように、情報発信に力を入れ、認知度を向上させるとともに、更なる生涯学習の振興を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13,663	12,678	12,551

3 施策別事業計画

施策 1 子ども・子育てへの支援

施策の方向 -----

子どもを安心して生み育てることができ、子どもたちが笑顔で成長することができるよう、幼児教育や保育サービスの充実、経済的負担の軽減などにより、子育て家庭を支援するとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組みます。

現状と課題 -----

- 核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の負担感が増しています。家庭が求める教育・保育のニーズも多様化しており、ニーズに対応した教育・保育サービス基盤の整備と適切なサービス量の確保が求められています。
- すべての子どもの成長を支援するため、様々な理由により教育・保育に係る費用を負担できない家庭については、公平性に配慮しながら経済的な支援を行う必要があります。
- 核家族化や近隣との人間関係の希薄化などにより、子育て家庭が孤立しがちな状況となっており、地域における子育て支援が必要となっています。
- 地域の中で子どもを育てていくために、子どもたちの居場所づくりとともに、親子がともにふれ合う場づくり、さらには、世代間交流の場づくりを促進していく必要があります。
- 仕事と子育ての両立には、ゆとりを持って子どもを育てるためにも「働き方の見直し」が重要です。このため、事業主への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※」に関する啓発などを行っていく必要があります。
- ヤングケアラーや児童虐待、複雑かつ複合的な課題を抱える相談ケースが増えている中、関係機関との連携をより一層図り、早期に発見・対応するとともに、要保護・要支援児童家庭への適切な支援を行う必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	教育・保育施設入所希望者の入所率	100%	100%
	放課後児童クラブ※入会希望者の受入率	100%	100%
	子育て相談窓口の相談件数	2,520 件	3,146 件
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.52P

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

施策を構成する事務事業

施策1 子ども・子育てへの支援

（１）幼児教育や保育サービスの充実

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◎放課後児童クラブ事業 | ◎教育・保育施設等運営給付事業 |
| ◎幼児教育施設利用費等助成事業 | ○公立保育所事業 |
| ○子育て短期支援事業 | ○教育・保育施設等整備事業 |

（２）経済的負担の軽減

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ◎すこやか子育て医療費助成事業 | ◎ひとり親家庭等医療費助成事業 |
| ◎多子世帯等への利用者負担額（保育料）軽減事業 | ◎妊娠・子育て応援給付金事業 |
| ○母子生活支援施設等措置事業 | ○児童手当支給事業 |
| ○ひとり親等福祉事業 | ○養育医療等事業 |
| ○小児慢性特定疾病対策事業 | ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 |

（３）子育て相談支援

- | | |
|--------------------|--------------|
| ◎子育て総合相談窓口運営事業 | ◎母子保健事業 |
| ◎妊娠・子育て応援給付金事業（再掲） | ○子ども・子育て支援事業 |

（４）地域で子育てを支える環境づくり

- | | |
|--------------------|--------------|
| ◎子ども応援事業 | ◎放課後子供教室推進事業 |
| ○子育て・お助け隊派遣事業 | ○児童館等運営事業 |
| ○ファミリー・サポート・センター事業 | ○幼児教育センター事業 |
| ○児童福祉総務費 | |

（５）健やかな心身の育成

- ◎子ども運動遊び事業

主要事業

放課後児童クラブ事業

担当部課名

子ども未来部 子ども保育課

事業概要

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に、市内の小学校等（放課後児童クラブ※の運営を委託する幼稚園や保育園等を含む）において、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- 直営クラブ（小学校の空き教室等で実施）26箇所
民間委託クラブ（民間の保育園等で実施）11事業所
- 月曜日～金曜日 午後2時～午後7時、第一土曜日（4月を除く） 午前9時～午後5時
長期休暇中（夏・冬・春休み） 午前8時～午後7時
- 保護者負担金 月5,000円（8月のみ10,000円）

現状と課題

- 開設時間を「午後6時30分まで」から「午後7時まで」へ変更したことにより、利用者の利便性の向上を図ることができた反面、支援員の確保が困難となっている。今後、学校の下校時間が早くなるなどにより開設時間が更に延長された場合、支援員の確保が一層困難になることや高齢化が進むことが想定される。
- 南部地域の小学校における児童数の増加や、子どもが進級しても引続き利用を希望する家庭の増加などにより、放課後児童クラブのニーズは高まっているが、25人学級への対応などにより学校の余裕教室等を借りることができず、開設場所の確保が課題となっている。
- 食事の提供、要配慮等児童への対応など、近年の放課後児童クラブに対するニーズは一層多様化しており、これらに適切に対応していくための実施体制の見直しが必要である。

今後の事業展開

- 放課後児童支援員
認定資格研修の受講
令和6年度 約20名受講予定
資質向上研修の受講
令和6年度 全放課後児童支援員受講予定
- 利用状況や利用者のニーズを踏まえながら、事業委託も含めた実施体制の見直しと、放課後児童クラブの増設等を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	378,091	371,121	347,291

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

教育・保育施設等運営給付事業

担当部課名

子ども未来部 子ども保育課

事業概要

- 教育・保育施設等（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）が円滑に運営することができるように、施設型給付費を支給するとともに各施設が実施している地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、1歳児保育事業等）を支援するため、補助金を交付する。
- 令和5年度の教育・保育施設等
保育所 14 施設、認定こども園 34 施設、小規模保育事業所 7 施設、事業所内保育事業所 1 施設、施設型給付幼稚園 7 施設
- 幼児教育・保育の無償化の対象となった認定こども園・施設型給付幼稚園（1号認定）の預かり保育及び認可外保育施設の利用者の経済的な支援をするため、利用実績に基づいた給付を行う。

現状と課題

- 共働き家庭の増加等による保育ニーズの高まりに伴う教育・保育施設等に入所する児童が増え、保育士等の需要も増加しているが、処遇面等に課題があることから、保育士不足が懸念されている。
- 平成 29 年度から、教育・保育施設等の保育士等を対象として、経験年数及び技能・経験に応じた大幅な処遇改善を実施するとともに、令和4年2月からは新型コロナウイルス感染症への対応など、最前線で働く保育士等を対象にさらなる処遇改善を実施し、安定した教育・保育環境の確保に努めている。
- 保育現場においては、通常の保育業務に加え、さまざまな感染症対策など、業務量が増加しており、保育士の負担を軽減するため、業務の効率化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 公定価格の改定や制度改正に適切に対応していくとともに、保育環境の更なる充実を図るため、国や県などの状況を注視していく。
- 保育 ICT システムの導入を支援し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、子どもと向き合う時間を増やすことにより、保育の質の向上に繋げていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6,499,492	6,111,133	6,134,113

幼児教育施設利用費等助成事業

担当部課名

子ども未来部 子ども保育課

事業概要

- 子どもを私学幼稚園に就園させる施設等利用給付認定を受けた保護者に対して、入園料・保育料、預かり保育の助成を行う。
- 「甲府市実費徴収に係る補足給付費交付要綱」に基づき、実費徴収となる副食費相当額の助成を行う。
(上限 4,500 円)

現状と課題

- 私学幼稚園から施設型給付幼稚園等への移行が増加していることに伴い、施設数及び園児数がともに減少傾向にあるが、利用者には引き続き安定した教育・保育を提供していく。

今後の事業展開

- 私立幼稚園を利用する保護者に対し、幼児期に必要な教育・保育を受けることができるよう、利用者の経済的支援を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17,107	15,873	15,713

すこやか子育て医療費助成事業

担当部課名

子ども未来部 子育て支援課

事業概要

- 0歳～18歳に達した日以後の最初の3月31日（高校3年生相当年齢）までの子どもの医療費の保険診療に係る自己負担分を助成し、子どもの健やかな成長に寄与するとともに子どもを持つ家庭の経済的な負担の軽減を図る。

現状と課題

- 不要不急な受診に伴う医療費の増加を抑えるため、子どもを持つ家庭に対し適正受診について周知を図る必要がある。

今後の事業展開

- 「適正受診啓発チラシ」の配付や市ホームページ等で周知を行い、適正受診の啓発に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	760,606	717,918	710,723

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

ひとり親家庭等医療費助成事業

担当部課名

子ども未来部 子育て支援課

事業概要

- ひとり親家庭及び父母のない児童の医療費の保険診療に係る自己負担分を助成することにより、精神的かつ経済的負担を軽減し、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。

現状と課題

- 不要不急な受診に伴う医療費の増加を抑えるため、ひとり親家庭等に対し適正受診について周知を図る必要がある。

今後の事業展開

- 「適正受診啓発チラシ」の配付や市ホームページ等で周知を行い、適正受診の啓発に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	122,194	114,804	113,653

多子世帯等への利用者負担額（保育料）軽減事業

担当部課名

子ども未来部 子ども保育課

事業概要

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、本市独自の保育料軽減制度を設け、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。

（１）国が定める保育料徴収金基準額表から、本市が独自に保育料の負担軽減を行い、国と比較し、約 30% の保育料を軽減する。

（２）年収約 640 万円未満の世帯に対し、第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子以降の 3 歳未満児の保育料を無料にする。

（３）16 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯の保育料について、3 人目以降の児童の年少扶養控除を考慮して再計算を行い、保育料の軽減を図る。

現状と課題

- 核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の負担感が増している。
- すべての子どもの成長を支援するため、公平性に配慮しながら経済的な支援を行う必要がある。
- 少子化が進む一方で、保育所等の需要は増加している。
- 複数の軽減制度があるため、制度の内容をわかりやすく周知する必要がある。

今後の事業展開

- 幼児期に必要な教育・保育を受けることができるよう、公平性に配慮しながら保育料の軽減を図り、利用者の経済的支援を行う。

影響額 (千円)	影響額見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	324,052	324,052	324,052

妊娠・子育て応援給付金事業

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て家庭等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊娠・子育て応援給付金の支給を一体的に実施する。

(1) 伴走型相談支援

妊娠届出時、妊娠 8 か月頃及び出生後 4 か月頃までの間で面談を実施し、必要な支援を行う。なお、妊娠 8 か月頃の面談は、アンケートを行い、面談を希望した場合又は支援が必要と判断した場合に行う。

(2) 妊娠・子育て応援給付金

- ① 妊娠応援給付金 妊娠届出時の面談実施後に 5 万円を支給する。
- ② 子育て応援給付金 出生届出時以降の面談実施後に 5 万円を支給する。

現状と課題

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

今後の事業展開

- 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じる中で、必要な支援につなげていくとともに、速やかに妊娠・子育て応援給付金の支給を行う。
- 令和 5 年 10 月に開始したオンライン相談については、来所ができないなど対面での支援が行えない場合や妊娠 8 か月頃の面談の機会などに利用を積極的に案内する中で、相談ツールとして有効に活用し、適時に、一人一人に寄り添った支援を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	131,296	121,788	120,567

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

子育て総合相談窓口運営事業

担当部課名

子ども未来部 子育て支援課

事業概要

- 子ども・青少年総合相談センターの「おひさま」と「あおぞら」において、妊娠期から青年期における家庭の各種相談等への助言、ヤングケアラーへの対応や子育てサービスの情報提供など子どもや青少年、子育て全般においての支援を行う。
- 児童相談所や学校・保育所等の関係機関と連携して、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に努める。
- 青少年相談には、専門員が相談を傾聴した上で適切な助言を行うとともに、「子どもの権利」に対しては、子どもの権利擁護委員との連携によって権利侵害からの救済を図る。
- ヤングケアラーへの対応については、ヤングケアラー・コーディネーターが当事者の負担軽減に向けた調整や関係機関への働きかけなどを担う中で、「甲府市ヤングケアラー支援方針」における社会的理解の促進や早期発見など総合的な対策を推進していく。
- 子育てしやすい社会環境づくりについて意識向上を図ることを目的に「甲府市子育て応援優良事業者表彰事業」を行う。
- 要保護児童対策地域協議会が効果的に機能するために関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う。

現状と課題

- 相談内容が複雑かつ重篤なケースが増えており、今後もこの傾向は強くなると考えられるため、早期対応、継続した支援において、関係各課・機関との連携が一層重要となっている。
- 子ども・青少年の相談体制強化のために設置した「あおぞら」では、設置前に比べ、青少年相談件数が増加しているものの、子ども自身からの相談件数が少ない状況であることから、「あおぞら」の周知や各種相談方法の増設など、子どもたちから気軽に相談できる窓口の構築に努める必要がある。

今後の事業展開

- こども家庭センター（児童福祉）に統括支援員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能が連携・協働した支援の強化を図る。
- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会などの充実を図ることにより、発生予防・早期発見・重症化予防の取組を強化し、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を行う。
- スーパーバイズ※の活用や研修などにより、家庭児童相談員のスキルアップを図る。
- 特定妊婦※については、マイ保健師との連携の強化を図り、適切な支援を行う。
- ヤングケアラーの心と身体を休めてもらうとともに、表面化しにくいヤングケアラーの実態を早期に把握するためのきっかけづくりとして、令和5年度に引き続き「甲府市ヤングケアラー配食支援事業」を継続実施する。加えて、関係機関職員やヤングケアラーに関心のある地域住民向けに専門講師による研修会の開催を通じて「社会的理解の促進」を図るなど、甲府市ヤングケアラー支援方針に資する総合的な取組を進めていく。
- 子どもたちが使っている一人一台タブレットへ「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を配信し、子どもたちに「ヤングケアラー」への理解を深めてもらうとともに、自分や友人のことで相談するきっかけをつくる。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	25,249	23,427	23,192

母子保健事業

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

保健衛生部 母子健康課

事業概要

- 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査等を実施し、母と子の健康づくりを推進する。
- 平成29年度に子育て世代包括支援センター（現：こども家庭センター（母子保健））を開設するとともに、マイ保健師制度を導入し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図っている。
- 女性の健康相談において、不妊等に悩む方への相談支援を実施している。
- 令和4年4月以降に実施した不妊治療を対象として、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、これまで以上に治療機会が提供できるよう、不妊治療費助成事業を実施している。

現状と課題

- 妊娠届出時面談や産婦健康診査等の事業を通じ、支援の必要な妊産婦の早期把握に努めている。早期にマイ保健師が支援することで、母親の孤立感を和らげ、育児不安や負担感を軽減していくことが必要である。
- 乳幼児期の子どもの健やかな発育・発達や、保護者の育児不安の軽減を図るため、訪問や面談を通じた支援のほか、乳幼児健診や各種教室を通じたポピュレーションアプローチについても重点的に取り組んでいる。こうした中、乳幼児の健康診査の受診率は、令和4年度において、90%以上となっているが、引き続き個別通知などを通じて受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、未受診者の状況把握を行っていくことが必要である。
- 育てにくさを感じている保護者が必要なタイミングで相談できるよう、寄り添った支援を行っているが、保護者が子どもの発達過程や育児に関する理解を深め、適切な関わり方を知る機会の提供に努め、育児困難感を軽減していくことが必要である。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいるが、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健に関わる関係機関との連携を更に推進していく必要がある。

今後の事業展開

- こども家庭センター（母子保健）に統括支援員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能が連携・協働した支援の強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月から中止をしていた3か月児整形外科健康診査を令和6年度から再開する。
- 発達特性のある子どもについて、保護者が適切に対応できるよう知識や方法を身につけるペアレントトレーニングと、子どもへの療育の場を提供する親子はぐくみクラスを実施する。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を図るため、母子保健推進会議や母子保健研修会等を通じた関係機関との連携の推進などにより、母子保健機能の強化を行うとともに公認心理師によるアウトリーチ支援を実施するなど、マイ保健師が相談支援の起点となりながら、関係機関や関連事業等をつなぎ合わせた包括的な支援体制の充実を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	239,105	222,015	219,727

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

子ども応援事業

担当部課名

子ども未来部 子ども応援課

事業概要

- 子ども応援センターを中心に、「学習支援を兼ねた居場所づくり」を行う協力団体と連携し、「甲府学びくらぶ事業」を行う。
- 子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもたち自身の物を大切にする気持ちやもったいない気持ちを育むため学用品等のリユース事業を展開する。
- 子どもの育ちを応援する方々が主体的に、また相互に連携・協働する取組を効果的に行うことができる仕組みである「子ども応援プラットフォーム」を活用し、子ども未来応援条例に基づく「子ども未来応援施策」を推進する。

現状と課題

- 「甲府学びくらぶ事業」の利用対象を小・中学生に拡大し、子どもたちが気軽に利用できる学習支援を兼ねた居場所づくりとなるよう取り組んでいる。
- 学用品等リユース事業については、学校並びに保護者からの協力を得る中、実施校の拡大を順次図ってきたところであり、令和5年度から市内全ての市立中学校が対象校となった。対象校の増加に伴い、在庫数が増加していることから、希望者に効率的に譲り渡すことができる仕組みを検討する必要がある。
- 「子ども応援プラットフォーム」への登録者の拡大を図るとともに、登録者同士が交流し、連携の促進に繋げる「子ども応援会議」を開催している。加えて、子どもが未来を築く機会づくりに繋がるよう、登録者の協力も得る中で、「子ども応援フェスタ」や「子ども応援デリバリー事業」等により、子どもたちに多様な体験機会を創出している。今後においては、子どもの育ちを一層応援するために、登録者の裾野を広げ、応援領域の拡大とともに子どもの体験機会の増加を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 学習支援を兼ねた居場所づくりの継続的な運営と協力団体の拡充を行う。
- 学用品等のリユース事業について、希望者に効率的に譲り渡すことができる仕組みを検討する。
- 子ども応援フェスタ等の開催を通じて、子どもたちに多様な体験機会を提供し、子どもの育ちを応援するとともに、これらの事業等を通じて、協力団体同士の交流を促進し、活動の活性化に繋げる。
- 「子ども応援プラットフォーム」の登録団体等の増加に向けて、子ども応援デリバリー事業の周知活動等に併せて、市ホームページ等による登録団体等の活動の情報発信や、「学び」「衣・食」「体験・機会」の3つの分野の異分野交流の促進のほか、子ども応援団体等のネットワークを構築している他都市の取組を参考に、登録メリットを感じていただけるような取組を推進する中で、登録団体等の増加による応援領域の拡大に努め、地域ぐるみで子育てを応援する機運を醸成していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7,131	6,616	6,550

放課後子供教室推進事業

担当部課名

教育部 生涯学習課

事業概要

- 就学児童の放課後等における安全・安心な居場所づくりの一環として、豊かな「学び体験」につながる多彩な体験活動や学習活動等の機会を提供する。
- 放課後子供教室※の活動プログラムに、学童保育である放課後児童クラブ※の児童が参加できる放課後児童クラブ参加型（校内交流型）教室を立案・開催する。

現状と課題

- 事業では、平成28年度に策定した甲府市放課後子供教室の運営規準「甲府モデル」に基づき、多彩なプログラムの提供や宿題の支援等が行われ、また、各校の特別教室等を活用し安全管理に配慮する中で教室を開催するなど、安全で教育的な体験活動が展開される教室の拡充を計画的に行っている。
- 旧来型教室の事業の推進においては、担い手不足や高齢化等により運営に苦慮している教室もあり、運営規準「甲府モデル」を生かした一層の支援の必要性がある。

今後の事業展開

- 各放課後子供教室において、安全で教育的な体験活動等を今後も安定して計画的に提供するためには、支援スタッフの充実が不可欠であり、特に、活動内容の充実や学校との連携等の観点から、教員経験者の専任の担当者（コーディネーター）を配置する中で、事業を拡充していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	18,602	17,780	17,756

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

子ども運動遊び事業

担当部課名

子ども未来部 子ども応援課

事業概要

- 文部科学省「幼児期運動指針」において、3歳から6歳までの幼児期に子どもが主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を生活全体の中に確保することが重要であると示されていることから、子どもの「丈夫な身体」と「しなやかな心」を養い、子どもの健やかな成長に繋がるよう、「人づくり」と「環境づくり」の両面から、子どもの運動遊びを推進する。

現状と課題

- 本市の子どもの体力・運動能力の現状は、文部科学省の全国体力・運動能力調査(全国体力テスト)の結果によると、小学校5年生において、全国平均・山梨県平均を下回る傾向が続いている。
- 子どもの「体を動かすことが楽しい。心地いい。」という気持ちを高め、自発的に運動する機会を増加させ、運動能力向上と健全な心身の発育に繋げていくことが必要である。
- 運動遊びの拠点である「甲府市屋内運動遊び場 おしろらんど」を多くの子どもたちに利用してもらい、子どもたちの多様な遊びや体の動きを引き出すことで、子どもの運動への興味・関心を深め、遊びを通じて子どもの豊かな心や健やかな体の成長に繋げていくことが必要である。

今後の事業展開

- 「運動遊び」に関する「人づくり」の一環として、研修受講者が幼児期の運動遊びの重要性を理解し、自らがプレイリーダーとなって研修内容を実践することにより、子どもの「体を動かすことが楽しい。心地いい。」という気持ちを高め、子どもが自発的に運動する機会の増加に繋がるよう、運動遊びプレイリーダー研修会を継続して実施する。
- 保護者にも子どもの「運動遊び」の重要性が認識できるよう、家庭で行える運動遊びを体験できる親子参加型の運動遊びイベントを実施する。
- 令和5年度から甲府市子ども屋内運動遊び場の管理・運営を行っている指定管理者との協議を綿密に行い、安定的な運営や利用者サービスの維持・向上に努めるとともに、施設利用者に幼児期の「運動遊び」の重要性を認識いただく中で、子どもの運動能力向上と健全な心身の発育及び子育て世代の交流の促進等を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	40,363	37,450	37,075

施策 2 学校教育の充実

施策の方向 -----

子ども一人ひとりが確かな学力、思い遣る心や生きる力を身に付けることができるよう、教育内容を充実するとともに、家庭や地域などと連携しながら、良好な教育環境の整備を図ります。

現状と課題 -----

- 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成に向け、教育内容を一層充実する必要があります。
- 安心できる学校生活が送れるよう、家庭や地域、関係機関などと連携しながら、いじめや不登校といった問題の解消、情報モラルの向上などに向けた取組を推進していく必要があります。
- 児童・生徒が良好な教育・学習環境のもとで学べるよう、学校施設の計画的な整備を進めるほか、学校規模適正化に努めていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	全国学力・学習状況調査 の全国平均以上の教科の 割合	50%	100%
	いじめの解消率	99.5% (R4)	100%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	—
			令和5年度
			2.60P

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

施策を構成する事務事業

施策 2 学校教育の充実

（１）確かな学力の習得

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ◎小学校外国語活動推進事業 | ◎外国人講師による英語指導事業(中学校) |
| ◎サポートティーチャー事業(小学校) | ◎サポートティーチャー事業(中学校) |
| ○教育指導事業(小・中学校) | ○きめ細かな教育推進事業 |
| ○維持管理事務(小学校) | ○維持管理事務(中学校) |

（２）豊かな心の育成

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ◎新しい時代を担う人づくり基金事業(甲府の教育推進事業) | ◎学校危機管理体制整備事業 |
| ○研修研究事業 | ○教育研修所等管理運営事業 |

（３）健やかな体の育成

- | | |
|--------------|--------------|
| ◎学校給食事業(小学校) | ◎学校給食事業(中学校) |
| ○学校保健事業(小学校) | ○学校保健事業(中学校) |

（４）良好な教育環境の整備

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ◎小学校校舎整備拡充事業 | ◎小学校老朽化リニューアル事業 |
| ◎中学校老朽化リニューアル事業 | ◎教材・情報環境整備事業(小学校) |
| ◎教材・情報環境整備事業(中学校) | ○学校営繕事業(小学校) |
| ○学校営繕事業(中学校) | ○教育振興事業(小学校) |
| ○教育振興事業(中学校) | ○教育振興助成事務(小学校) |
| ○教育振興助成事務(中学校) | |

（５）高校と専門学校の充実

- | | |
|---------------------|-------------|
| ◎外国人講師による英語指導事業(高校) | ○入学準備金融資事業 |
| ○商業高等学校事務 | ○商業高等学校管理事務 |
| ○商業高等学校保健厚生事業 | ○商業高等学校振興事業 |
| ○商科専門学校事務 | ○商科専門学校管理事務 |
| ○商科専門学校振興事業 | |

主要事業

小学校外国語活動推進事業

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

- 言語や文化について体験的に理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う外国語活動を小学 3・4 年生から実施し、小学 5・6 年生は中学校との接続を見据え、コミュニケーションを図る基礎を養う外国語科を実施する。また、小学 1・2 年生は、外国語に触れ、外国の生活や文化に慣れ親しむ機会を提供し、異なる文化への関心を持たせるための国際理解教育を実施する。

現状と課題

- 外国語指導助手（ALT : Assistant Language Teacher）を市立小学校へ派遣し、次の指導を行う。
 - ①外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるための指導
英語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること、積極的に英語を聞いたり、話したりすること、英語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。
 - ②日本と外国の言語や文化について、体験しながら理解を深めるための指導
英語の音声やリズムなどに慣れ親しみ、日本語との違いや言葉の面白さに気付くこと、日本と外国の生活等の違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと、異なる文化等への理解を深めること。
- 外国語指導助手は、英語を母語とする者の中から、外国語指導に対する意欲及び経験、教育に関する見識、日本語の能力、教師としての表現力並びに人柄等を総合的に判断し、派遣している。

今後の事業展開

- ALT による各指導を継続していくとともに、ALT が児童と気軽にコミュニケーションを取れる機会（運動会等各種行事への参加等）の拡大に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	72,025	66,827	66,158

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

外国人講師による英語指導事業（中学校）

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

- 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーション能力を養うことを目標に、中学生を対象とした外国語指導等を実施。

現状と課題

- 姉妹都市※デモイン市からの招聘者 3 名を含む 9 名の外国語指導助手（ALT : Assistant Language Teacher）を市立中学校へ派遣し、次の指導を行う。
 - ①外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
 - ②コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり、伝え合ったりすることができる力を養う。
 - ③外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

今後の事業展開

- 適正かつ効率的な人的配置
- ALT を授業時間以外で活用するための機会の充実を図る。
- 日本語力が乏しい ALT の生活サポート体制の充実に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35,532	32,968	32,637

サポートティーチャー事業(小学校)

担当部課名
 教育部 学校教育課

事業概要

次の各種教育支援活動を拡大することにより、きめ細かな教育を充実させ、児童の健全育成と学力の向上を図る。

- 教育支援ボランティアの配置による、児童に対するきめ細かな支援体制の充実。
- 特別支援教育支援員※の配置による、教育上特別な支援が必要な児童への学習及び生活支援の充実。
- 日本語指導員の配置による、外国籍児童生徒等へのサポート。
- 子どもたちの学びを保障し、教職員の負担軽減を図るため、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフを配置。
- 市内全小学校をコミュニティスクールとするため、学校運営協議会を設置した。地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進していく。

現状と課題

- 教育支援ボランティア（学生）の確保において、近隣市町村の学校や様々な機関が学生ボランティアの活用を積極的に推し進めていることから、各学校のニーズに応じた人材（人数）の確保が難しくなっている。また、学生の交通手段（大半は徒歩・自転車）が限られていることや市内公共交通機関が十分に整っていないことで、各学校への均等な配置が難しい。
- 特別な支援の必要な児童数が増加するとともに、対応すべき児童及び学校のニーズが多様化しているが、現状に応じた特別支援教育支援員の人材確保が難しい。
- グローバル化が進む中、多様な言語に応じた日本語指導員の確保が難しい。

今後の事業展開

- 大学との連携強化により、教育支援ボランティアの安定的な確保及び市内全学校へ均等に配置するための対策を講じる。
- 各校の実態把握に基づいた特別支援教育支援員の適正配置と支援員向けの研修内容を充実させる等、資質向上策を講じる。
- 日本語指導において、様々な母語に対応するため、関係機関や民間との連携対策を講じ、日本語理解不足等の帰国子女及び外国人就労者子弟への学習支援の充実を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	178,813	165,909	164,247

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

サポートティーチャー事業（中学校）

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

次の各種教育支援活動を拡大することにより、きめ細かな教育を充実させ、生徒の健全育成と学力の向上を図る。

- 教育支援ボランティアの配置による、生徒に対するきめ細かな支援体制の充実。
- 特別支援教育支援員※の配置による、教育上特別な支援が必要な生徒への学習及び生活支援の充実。
- 部活動指導員の配置による、教員の多忙化解消及び部活動の円滑な運営への支援。
- 子どもたちの学びを保障し、教職員の負担軽減を図るため、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフを配置。
- 市内全中学校をコミュニティスクールとするため、学校運営協議会を設置した。地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進していく。

現状と課題

- 教育支援ボランティア（学生）の確保において、近隣市町村の学校や様々な機関が学生ボランティアの活用を積極的に推し進めていることから、各学校のニーズに応じた人材の確保が難しくなっている。また、学生の交通手段（大半は徒歩・自転車）が限られていることや市内公共交通機関が十分に整っていないことで、各学校への均等な配置が難しい。
- 特別な支援の必要な生徒数が増加するとともに、対応すべき生徒及び学校のニーズが多様化しているが、現状に応じた特別支援教育支援員の人材確保が難しい。

今後の事業展開

- 大学との連携強化により、教育支援ボランティアの安定的な確保及び市内全学校へ均等に配置するための対策を講じる。
- 各校の実態把握に基づいた特別支援教育支援員の適正配置と支援員向けの研修内容を充実させる等、資質向上策を講じる。
- 部活動指導員を市内中学校に2名配置し、教員の多忙化改善及び部活動の円滑な運営を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77,734	72,124	71,402

**新しい時代を担う人づくり基金事業
(甲府の教育推進事業)**

担当部課名
教育部 学校教育課

事業概要

- 平成 4 年度に「新しい時代を担う人づくり基金運営委員会」を設置し、新しい時代を担う人づくりを目指して、「甲府の子どもの教育」の全体像を構築するとともに、創造性豊かな人づくりに資するための調査・研究を行い、その推進を図っている。主な活動は、「甲府の子どもの教育」の構築と推進、姉妹都市・友好都市との交流、地域社会と学校教育との交流への助成・奨励、児童・生徒の望ましい考えや生活態度、学校教育への援助活動等の奨励、その他委員会の主旨に添った事業への助成・奨励を行う。

現状と課題

- 21 世紀の時代を担う子どもの教育
家庭・地域と連携し、特色ある学校づくりを目指す中で、甲府の子どもの教育の中核である「思い遣る心」の育成と「生きる力」を育む教育の展開を図るため、「甲府の子どもの教育総合推進校事業」を実施する。
- なでしこ（撫子）賞
児童生徒の望ましい考え方や生活態度への奨励として、友達との望ましい人間関係や他の児童生徒の模範となる善行を行った児童生徒に対して、「なでしこ（撫子）賞」の表彰を実施する。

今後の事業展開

- 時代のニーズに沿った調査・研究を行い、指定校での研究成果を各校にフィードバックするなど、新しい時代を担う人づくりを目指す教育を推進する。
- 「甲府の子どもの教育総合推進校（不登校対策）」として、令和 5 年度・6 年度に北西中と南西中を指定校とする中で、校内に教育支援センター「ほっとルーム」を設置し、生徒の居場所としての環境づくりに係る研究を行うとともに、学びの機会の提供、不登校の未然防止等について研究し、市内小中学校にフィードバックしていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,213	1,125	1,114

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

学校危機管理体制整備事業

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

- 子どもたちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子どもたちの生命を最優先に考え、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、リスクマネジメント※（予防・未然防止）及びクライシスマネジメント※（早期対応・解決）体制と教育支援活動の強化を図る。
- いじめや不登校、特別支援教育等の問題に対応するため設置した「甲府市児童生徒支援センター すてっぷ」の充実を図る。
- 学校安心メール※の情報発信や学校安全ボランティア※講習会の開催による安全防犯対策。

現状と課題

- いじめ認知件数や不登校児童生徒の増加、暴力行為、登下校中の不審者などの問題が発生するなど、さらには、生命に関わるような事案も発生している中、子どもたちを取り巻く環境は、厳しさと危険度を増している。
- 不登校等の要因として、家庭の貧困や地域からの孤立等、福祉的な支援を要するケースが多発している。
- 指導主事や生徒指導アドバイザーと連携し、スクールカウンセラー（SC）や自立支援カウンセラーによるいじめ・不登校への対応及び相談業務等を展開するほか、ヤングケアラー等の複雑な家庭環境による子どもや保護者への対応として、専門性の高い資格を持った、スクールソーシャルワーカー※（SSW）やスクールロイヤーを配置し、多様化する課題に組織的に対応を行っている。
- 地震や近年の異常気象による「自然災害」への備えが重要な課題となっている。
- SNSをはじめとするネット上でのいじめ対策等、新たな課題に対する、調査研究、マニュアル整備、指導力の向上等、即応力の向上が課題となっている。

今後の事業展開

- リスクマネジメント（予防・未然防止）及びクライシスマネジメント（早期対応・解決）体制の強化を図る。
 - ①危機管理・防災に係る学校マニュアル及び教育委員会の対応マニュアルの適宜見直し。
 - ②子ども、保護者及び担当教師等に対する各種相談窓口体制の充実と各家庭との連携強化。
 - ③甲府市いじめ防止連携会議等設置条例に基づく各種施策の進展。
 - ④子ども未来部との連携体制の強化。
 - ⑤学校・家庭・地域・関係機関等との連携強化。
 - ⑥教育委員会内の組織体制の強化（事案発生時における即応力の向上）。
 - ⑦学校安心メール加入者数の拡大に努め、緊急情報の共有体制の強化を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	27,260	25,293	25,039

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）
【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

学校給食事業（小学校）

担当部課名
教育部 学事課

事業概要

- 給食内容の充実を図り、安全で安心な給食を児童に提供する。

現状と課題

- 衛生管理に対する指導の徹底を図っている。
- 地場農産物の給食への活用に係る品質規格の均一性、必要量の確保を図っている。
- 異物混入防止対策の取組について指導の徹底を図っている。
- 給食における食物アレルギー対応を図っている。
- 食材費が高騰している現状において栄養価を維持した献立を作成する。
- 給食費の収納促進のため、未納者への徴収対応を効果的に行う。

今後の事業展開

- 学校教育の一環としての学校給食の意義を踏まえ、栄養価を確保した献立を作成するとともに、衛生管理の徹底や食べ残しの削減、地産地消の推進をはじめとする学校給食の充実を図る。
- 学校給食費の収納率を高めるため、口座振替やコンビニ収納の促進などを図るとともに、未納者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努める。
- 調理従事者等への安全衛生指導・研修等を定期的に行い食中毒及び異物混入防止に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,043,667	982,443	1,002,919

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

学校給食事業（中学校）

担当部課名

教育部 学事課

事業概要

- 給食内容の充実を図り、安全で安心な給食を生徒に提供する。

現状と課題

- 衛生管理に対する指導の徹底を図っている。
- 地場農産物の給食への活用に係る品質規格の均一性、必要量の確保を図っている。
- 異物混入防止対策の取組について指導の徹底を図っている。
- 給食における食物アレルギー対応を図っている。
- 食材費が高騰している現状において栄養価を維持した献立を作成する。
- 給食費の収納促進のため、未納者への徴収対応を効果的に行う。

今後の事業展開

- 食缶方式[※]による民間委託の状況報告や給食提供に係る情報交換を学校関係者、保護者、受託業者等を行うとともに、給食調理業者への衛生管理指導を徹底する。
- 学校教育の一環としての学校給食の意義を踏まえ、栄養価を確保した献立を作成するとともに、衛生管理の徹底や地産地消の推進をはじめとする学校給食の充実を図る。
- 学校給食費の収納率を高めるため、口座振替やコンビニ収納の促進などを行うとともに、未納者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努める。
- 調理従事者等への安全衛生指導・研修等を定期的に行い食中毒及び異物混入防止に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	524,466	491,488	493,534

小学校校舎整備拡充事業

担当部課名
まちづくり部 建築営繕課

事業概要

- 少人数学級の導入及び拡大に伴い、山城小学校において教室数が不足することから、児童の教育環境の確保を図るため校舎の増築を行う。

現状と課題

- 山城小学校は、児童数が微増で推移しており、推計では数年はその傾向が続くことが見込まれていることから、今後、年次的に少人数学級が拡大された場合は、教室数の不足が懸念される
- 校舎の増築に伴うグラウンドの縮小により、授業等への影響が懸念される。

今後の事業展開

- 関係部局と協議を行う中で設計・施工を行い、令和 6 年度 2 学期からの供用開始を目指し、事業を実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	34,760	52,140	52,140

小学校老朽化リニューアル事業

担当部課名
教育部 教育施設課

事業概要

- 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であることから、機能的な施設環境を整えとともに、安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設となるよう整備する。

現状と課題

- 学校施設は、建築後 2 5 年以上の老朽化対策が課題となっており、今後、これらが更新時期を迎える中で、国の交付金の採択方針を見極めながら、年次的かつ効率的に老朽化施設のリニューアルを行っていく。
- 工事期間中における教育環境への影響が懸念される。

今後の事業展開

- 学校施設老朽化リニューアル計画に基づき、校舎 14 校・屋体 3 校の工事を行った。今後、校舎 2 校のトイレリニューアル工事を行い、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	23	39,074	-

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

中学校老朽化リニューアル事業

担当部課名

教育部 教育施設課

事業概要

- 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であることから、機能的な施設環境を整えるとともに、安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設となるよう整備する。

現状と課題

- 学校施設は、建築後 25 年以上の老朽化対策が課題となっており、今後、これらが更新時期を迎える中で、国の交付金の採択方針を見極めながら、年次的かつ効率的に老朽化施設のリニューアルを行っていく。
- 工事期間中における教育環境への影響が懸念される。

今後の事業展開

- 学校施設リニューアル計画に基づき、校舎 6 校・屋体 1 校の工事を行った。今後、校舎 3 校のトイレリニューアル工事を行い、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	264	43,787	103,639

教材・情報環境整備事業（小学校）

担当部課名
 教育部 学事課

事業概要

- 学習指導要領に基づく教材教具の整備及び情報教育関連機器の整備に加え、ICT 機器等を活用した教育用コンテンツ等ソフトウェアの整備・充実を年次的に行う。
- 教職員の校務の効率化や指導環境の向上のための校務用端末、及び GIGA スクール構想で配備した児童生徒用の 1 人 1 台端末の適切な整備・運用を図る。また、整備した端末が円滑に利用できるよう、学校ネットワークの整備を図る。
- 児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じた、個別最適な学びの推進による教育活動の高度化、及び校務の効率化による教職員の多忙化解消の推進を図るため、ICT を活用した学習活動によって蓄積される「教育ビッグデータ」を利活用するための環境を整備する。

現状と課題

- 教材教具備品は、毎年度ほぼ同額の予算を確保する中で、学校が必要とする教材教具の整備を行っている。
- GIGA スクール構想で配備した 1 人 1 台端末の活用が進むにつれ、学校ネットワークの最適な通信帯域の確保が必要となる。
- GIGA スクール構想で配備した 1 人 1 台端末は、持ち帰り学習や使用頻度が増えるにつれ、落下等による破損が増えるため、取り扱い方法や破損防止策等が必要となる。
- 学校ネットワークは 3 系統に分離されているため、利用端末やログイン ID が複数となり、管理・運用が煩雑となっている。また、現状では各系統間の情報連携が困難であり、教育データの利活用を推進するうえで効率が悪い。

今後の事業展開

- 授業に必要な教材教具及び情報教育環境を整備するとともに、学校ネットワークについては、今後本格導入されるデジタル教科書等の運用を見据えて整備を行った、超高速大容量の学術情報ネットワークである「SINET」※を利用し、安定した運用を図る。
- ICT 端末の普段使い及び端末の効果的な活用事例を創出する、令和 6 年度文部科学省事業「リーディング DX スクール事業」に参加することで、教員の ICT スキルの向上と教育活動の高度化を目指す。
- 学校ネットワークが分離状態となっており、システムの利便性や教育データの利活用等に課題があるため、ネットワークを一本化したシステムのクラウド化を検討する。
- GIGA スクール構想で配備した 1 人 1 台端末の更新に備え、次期端末の整備の準備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	189,309	562,493	170,293

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】次代を担う子どもたちを育む

教材・情報環境整備事業（中学校）

担当部課名

教育部 学事課

事業概要

- 学習指導要領に基づく教材教具の整備及び情報教育関連機器の整備に加え、ICT 機器等を活用した教育用コンテンツ等ソフトウェアの整備・充実を年次的に行う。
- 教職員の校務の効率化や指導環境の向上のための校務用端末、及び GIGA スクール構想で整備した児童生徒用の 1 人 1 台端末の適切な整備・運用を図る。また、整備した端末が円滑に利用できるよう、学校ネットワークの整備を図る。
- 児童生徒一人一人の個性や学習状況に応じた、個別最適な学びの推進による教育活動の高度化、及び校務の効率化による教職員の多忙化解消の推進を図るため、ICT を活用した学習活動によって蓄積される「教育ビッグデータ」を利活用するための環境を整備する。

現状と課題

- 教材教具備品は、毎年度ほぼ同額の予算を確保する中で、学校が必要とする教材教具の整備を行っている。
- GIGA スクール構想で整備した 1 人 1 台端末の活用が進むにつれ、学校ネットワークの最適な通信帯域の確保が必要となる。
- GIGA スクール構想で整備した 1 人 1 台端末は、持ち帰り学習や使用頻度が増えるにつれ、落下等による破損が増えるため、取り扱い方法や破損防止策等が必要となる。
- 学校ネットワークは 3 系統に分離されているため、利用端末やログイン ID が複数となり、管理・運用が煩雑となっている。また、現状では各系統間の情報連携が困難であり、教育データの利活用を推進するうえで効率が悪い。

今後の事業展開

- 授業に必要な教材教具及び情報教育環境を整備するとともに、学校ネットワークについては、今後本格導入されるデジタル教科書等の運用を見据えて整備を行った、超高速大容量の学術情報ネットワークである「SINET」※を利用し、安定した運用を図る。
- ICT 端末の普段使い及び端末の効果的な活用事例を創出する、令和 6 年度文部科学省事業「リーディング DX スクール事業」に参加することで、教員の ICT スキルの向上と教育活動の高度化を目指す。
- 学校ネットワークが分離状態となっており、システムの利便性や教育データの利活用等に課題があるため、ネットワークを一本化したシステムのクラウド化を検討する。
- GIGA スクール構想で整備した 1 人 1 台端末の更新に備え、次期端末の整備の準備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	106,532	294,286	97,775

外国人講師による英語指導事業（高校）

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

- 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うことを目標に、甲府商業高等学校を対象とした外国語指導等を実施。
- グローバル化に対応した外国語教育の充実を図り、国際感覚を身につけた人材の育成を図るため、実践的な外国語指導を行う。

現状と課題

- 外国語指導助手（ALT : Assistant Language Teacher）の配置により、生きた英語学習の場を提供し、実践的な英語教育の充実、国際感覚を身につけた人材の育成を図り、国際理解教育の推進・充実に努める。
- 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする基礎的な能力を養い、社会生活において活用できるためのサポートを行う。

今後の事業展開

- ALT による各指導を継続していくとともに、ALT が生徒と気軽にコミュニケーションを取れる機会（部活動や学園祭等各行事）の拡大に努める。
- 日本語力が乏しい ALT の生活サポート体制の充実に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,337	4,952	4,902

施策 3 青少年の健全育成

施策の方向

青少年が社会性や自立性を身に付け、責任を持って行動できる社会人として成長していくため、関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域が一体となって、青少年にとって有害な環境の浄化活動を推進するなど、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

現状と課題

- パソコンやスマートフォンなどを介したインターネット等による有害情報の氾濫等、青少年を取り巻く状況が変化する中、関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域が一体となって、青少年にとって有害な環境の浄化活動を推進することや、青少年育成団体等の活動を支援し、地域全体で青少年を守り育てる気運を高めることにより、青少年の非行の防止や健全育成に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	青少年ジュニアリーダー数※		320 人	380 人
	美化活動に参加する青少年の数		831 人	2,300 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.63P

施策を構成する事務事業

施策 3 青少年の健全育成

青少年の非行防止と健全育成

◎青少年健全育成事業

○二十歳のつどい費

○チビッコ広場整備事業

主要事業

青少年健全育成事業

担当部課名

子ども未来部 子ども応援課

事業概要

- 青少年育成甲府市民会議では、青少年の育成活動の中核として青少年ジュニアリーダー※の育成等に努めている。また、甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会では、子ども達がスポーツや遊びを通じて、自主的な集団活動を行うことにより、地域の子どもの健康に成長するよう努めている。
- 甲府市青少年育成センターでは、専門補導委員による市内中心街の巡回補導、地区補導委員並びに学校補導委員による地域における巡回補導等を行い、青少年の非行の早期発見と未然防止に努めている。
- 市内中学校 15 校の代表者が、日常生活で思い・考え、また感じていることを、自由な発想で社会に訴える「21 世紀を考える少年の主張大会」を開催している。

現状と課題

- 青少年育成団体の活動において、各地区での指導者、育成者が高齢化しており、後継者の発掘や育成が課題となっている。
- インターネット等の普及による有害情報への接触機会の増加など、青少年に及ぼす影響が懸念される。

今後の事業展開

- 少子化等と指導者の高齢化により活動の継続が困難な地区については、組織改革や地域の実情に応じた自主的かつ効果的な取組を支援していく。また、青少年の健全育成活動の着実な推進が図られるよう、団体執行部と地区組織の連携を強化していく。
- 「21 世紀を考える少年の主張大会」を開催し、若者が意見発表をする機会を創出する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	14,805	13,737	13,599

施策 1 生涯学習の充実

施策の方向

市民が生涯にわたり学び続け、楽しみや生きがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

- 学習需要の拡大に応え、さらに、生涯のいつでも自由に機会を選択して学習でき、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築が必要とされています。
- 生涯にわたり学び続ける環境づくりに向け、公民館などにおける各種講座、出前講座などの充実や、学習拠点となる図書館などの機能向上等に取り組むとともに、より効果的な情報提供を行うことで、市民の自主的な学習機会や学習内容の充実を図っていく必要があります。
- 市民の社会参画意識の醸成や、学ぶだけでなく、その習得した知識を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりを推進していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	講座・教室等の参加者数	12,229 人 (R4)	27,450 人
	市立図書館の年間貸出点数	421,791 点 (R4)	580,000 点
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	令和 5 年度 2.31P

施策を構成する事務事業

施策 1 生涯学習の充実

(1) 学習機会や学習内容の充実

- ◎生涯学習振興事業
- ◎こうふ開府 500 年レガシー事業
- 総合市民会館管理運営事業
- ◎図書館管理運営事業
- 公民館管理運営事業

(2) 学習成果を活かす仕組みづくり

- ◎生涯学習振興事業(再掲)

主要事業

生涯学習振興事業

担当部課名

教育部 生涯学習課

事業概要

- 生涯学習社会の構築を目指し「甲府きょういくの日※関連事業」、「まなびフェスティバル事業」等を実施する。
- 学びを推進するための情報誌「まなび」を発行する。
- 学習ニーズや市政への関心に応え、学習機会の拡大を図るため、市ホームページ特設サイト「いきがいプラス」などを活用し、積極的にセミナー・イベント等を発信していくとともに、公民館における各種講座や出前講座を充実させていく。
- 生涯学習を奨励するため「まなび奨励ポイント」制度※を推進する。

現状と課題

- 価値観が多様化する中、市民の生涯学習にかかるニーズも多様化している。
- 多くの公民館が、窓口センターとしての業務を併せ持ち、公民館主催の生涯学習事業やその周知に専念し難い状況にある。

今後の事業展開

- 魅力ある事業を展開し、幅広い参加者を募ることが出来るように、情報発信に力を入れ、認知度を向上させるとともに、更なる生涯学習の振興を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13,663	12,678	12,551

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

図書館管理運営事業

担当部課名

教育部 図書館

事業概要

- 少子高齢化・高度情報化が進む中、社会教育施設として市民ニーズに対応できる情報拠点の役割を担う。
- 多くの市民の利用に供し、ニーズが高く資料的価値のある資料の整備を行う。
- 身近な場所で図書館サービスが受けられるよう、市内全域を視野に入れたサービスネットワークの構築を目指す。

現状と課題

- 子どもの読書離れへの対応が課題となっている。
- 利用者のニーズに応えたものや資料的価値の高いものの収集、また、館としての独自性や特色を打出すための資料収集が課題である。
- 公民館図書室を有効活用する際の課題としては、組織化や運営面、さらには資料整備などが考えられる。
- 電子書籍については、子どもの読書活動の推進と利用促進を目的に、県内初の取組として市内小中学校で配備されている1人1台端末との連携を図った。今後は電子書籍の特徴を活かし、魅力あるサービスを提供するため、計画的に電子書籍のコンテンツの充実を図る必要がある。

今後の事業展開

- 利用者の視点で図書館を身近に感じてもらえるよう、資料整備やイベント企画、レファレンス機能強化・テーマ別展示の実施を図る。
- 図書館資料の整備については、リクエストカード等により利用者の要望に沿った資料や価値のある資料を収集し蔵書の充実に努める。
- 電子書籍の有効な活用方法等について情報収集を行い、更なる利用促進を図る。
- 公民館図書室と連携し、資料の充実と司書の派遣により図書館サービスの充実に努めるとともに、市立小中学校図書室とのシステムネットワークの活用により、引き続き読書活動の推進を図る。県内の公立図書館とは、資料の相互貸借により広域的な連携を図る中で図書館サービスの向上に努める。
- 子どもたちの読書活動を推進するため、ボランティアや司書による読み聞かせや司書が小学校等を訪れて行うおはなしキャラバンの活動を積極的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	210,499	254,562	246,376

こうふ開府 500 年レガシー事業

担当部課名

教育部 生涯学習課

事業概要

- 2016 年度から 2021 年度において取り組んできた「こうふ開府 500 年記念事業」において、「歴史・文化の継承」、「郷土愛の醸成」そして「子どもたちの夢の育成」につながる「こうふドリームキャンパス」、「私の地域・歴史探訪」、「甲府ラーニング・スピーチ」といった地域づくり・人づくりにつながる 3 つの事業について、次の世代に引き継いでいく「こうふ開府 500 年レガシー事業」に位置づけ、今後も継続して実施していく。
- 甲府のまちづくりの原点である 12 月 20 日の「こうふ開府の日」を本市の脈々と受け継がれてきた歴史、伝統文化、自然などを再認識する機会とし、「こうふ開府 500 年レガシー事業スペシャル版」と「こうふ開府の日」イベントを一体的に開催して特別な記念日を市民みなさんでお祝いすることにより、更なる郷土愛の醸成に繋げていく。

現状と課題

- 更なる郷土愛の醸成を図るため、今後も「こうふ開府 500 年レガシー事業」を着実に継続していく必要がある。
- 12 月 20 日の「こうふ開府の日」をより一層市民に認識してもらえよう、引き続き、効果的なプロモーションや事業展開を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- こうふ開府 500 年レガシー事業を継続的に実施できるよう、他部署等と連携する中で様々な事業との相乗効果も狙いながら郷土愛の更なる醸成に繋げていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	12,876	11,977	11,856

施策 2 スポーツの振興

施策の方向

市民が生涯にわたり、身近な場所でスポーツに親しむことで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、関係団体と連携し、生涯スポーツの普及をはじめ、競技力の向上やスポーツ施設の整備に取り組みます。

現状と課題

- 誰もが生涯スポーツを楽しめる環境を整え、心身両面から健康づくりを進めることが、これまで以上に重要になっています。
- 子どものうちから望ましい運動習慣を身につけることが大切であるため、体を動かすことの楽しさを伝え、運動・スポーツへの関心を高めるとともに、体を動かす機会の充実を図る必要があります。
- 地域出身の選手の活躍は、市民に夢や感動を与えるだけでなく、スポーツへの関心を高め、参加意欲を促すことにつながるため、関係団体との連携のもとに、指導者の育成・確保や、競技力向上のための環境を整備していくことが必要です。
- 地域スポーツの活性化を促すためにも、スポーツを支えるボランティアの育成など、地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりが必要です。
- スポーツ実施率の低い若年層が気軽にスポーツに親しめるような参加機会の拡充や、高齢者が無理なく取り組むことのできるスポーツ・レクリエーションの普及・啓発を図るとともに、計画的に施設の改修を行う必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	市民体育祭参加者数		6,433 人	8,594 人
	市スポーツ施設の年間利用者数		203,907 人	229,712 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.46P

施策を構成する事務事業

施策 2 スポーツの振興

（１）スポーツの普及

◎スポーツ振興事業

（２）競技力の向上

◎スポーツ振興事業（再掲）

（３）スポーツ施設の整備

◎緑が丘スポーツ公園整備事業

○学校開放施設管理事業

○各種スポーツ施設管理事業

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

主要事業

スポーツ振興事業

担当部課名

教育部 スポーツ課

事業概要

- 市民スポーツ普及のための事業及び競技力向上を目的としたスポーツ選手の育成強化のための事業を実施する。（市民体育大会、ライフスポーツ市民大会等）

現状と課題

- （公財）甲府市スポーツ協会が主体となり、全市民を対象とした各種のスポーツ大会を行っているが、市民ニーズの多様化や少子高齢化のため参加者数の減少が懸念されるので、市民一人ひとりが生涯にわたって健康で活力に満ちた社会の実現を目指すためにも、参加者の増加を促す取組が必要となる。

今後の事業展開

- （公財）甲府市スポーツ協会をはじめとする関係団体等と連携する中で、各種スポーツ大会への参加者の増加を図って行く。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	76,423	88,691	109,902

緑が丘スポーツ公園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 開設から長期間経過し老朽化が進んでいる緑が丘スポーツ公園を計画的に整備改修することにより、市民の健康・いきがいづくりやスポーツ活動を支えるとともに、安全・安心な場を提供する。

現状と課題

- 施設の老朽化や、経年劣化が進行していることから、安全性の向上や機能の改善を図る必要がある。また、本公園が地域防災計画において避難地等の位置付けがされていることから、防災機能も備えた再整備を行う必要がある。

今後の事業展開

- 市民の健康増進・体力づくりに寄与し、生涯スポーツ活動の拠点となるよう、緑が丘スポーツ公園の再整備を計画的に行う。
- 令和6年度については、テニスコートB整備工事及び駐車場等整備工事を着実に実施し、年度内の前期整備の完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	232,495	6,495	99,202

施策 3 文化・芸術の振興

施策の方向

市民が文化・芸術に親しむことで、豊かな感性を育むことができるよう、優れた文化・芸術に接する機会の提供や創作活動の場の充実に取り組むとともに、文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

- 多くの市民が文化・芸術を身近に感じられるよう、文化・芸術に接する機会を提供するとともに、各種の文化・芸術団体の活動を支援することにより更なる活性化を図る必要があります。
- 史跡武田氏館跡・甲府城下町遺跡をはじめ、埋蔵文化財資料や歴史資料の適切な保護保存とともに、これらを活用した学習機会の提供や、歴史・文化財の情報発信などが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	文化芸術事業の参加者数	13,006 人 (R4)	16,600 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			2.53P

施策を構成する事務事業

施策 3 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術に接する機会の提供

- ◎文化芸術推進事業
- 開府 500 年甲府の歴史を学ぶ事業
- 藤村記念館事業

(2) 創作活動の場の充実

- 御岳文芸座事業

(3) 文化財の保護・活用

- ◎史跡武田氏館跡整備事業
- ◎文化財保護事業
- 武田氏館跡歴史館管理運営事業
- 出土品等管理事業

基本目標1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

主要事業

文化芸術推進事業

担当部課名

教育部 生涯学習課

事業概要

- 市民が文化に触れる機会の創出として、良質な芸術を提供する事業。
- 市民が気軽に参加し体験するとともに、次代を担う子供たちに継承するための事業。
- 市民文化団体等自主的活動への助長及び支援する事業。

現状と課題

- 市民の文化芸術への興味関心を継続し、良質な芸術の提供や市民参加型の事業を実施しているが、文化振興基金の取り崩しを行っているため、事業規模が制約される。また、事業の実施については文化団体の協力が必要である。

今後の事業展開

- 市民の文化芸術への興味を持続し、更なる文化振興を図るために、文化人や文化団体等との連携による良質な協働事業の展開につとめ、文化意識の向上、伝承を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	15,866	14,338	15,113

史跡武田氏館跡整備事業

担当部課名

教育部 歴史文化財課

事業概要

- 整備対象地としている史跡地内を公有地化した後、整備のための発掘調査を実施する。地元住民代表、学識経験者等から構成される「史跡武田氏館跡保存整備委員会」において、発掘調査による成果を検証し、整備計画を立案する。具体的な修理手法・遺構の復元方法などは整備委員会の下部組織である専門委員会による検討を経た後、整備委員会の了承及び文化庁の指導を仰ぎ、史跡公園として活用できるよう整備工事を実施する。

現状と課題

- 財政状況も考慮する中、長期的に可能な保存・活用となる整備計画の立案が必要である。
- 公有地化においては土地所有者の理解と協力を得る必要があることから、計画的な買収が困難である。
- 館跡の中核は武田神社の所有地であるため、既存施設と史跡整備との調和を図る必要がある。

今後の事業展開

- 史跡武田氏館跡第 3 次整備基本計画に基づき、令和 4 年度より着手した西曲輪北馬出の復元工事を継続して行う。
- 「史跡武田氏館跡保存活用計画」を令和 8 年度までに策定し、今後の史跡全体の保存・活用の方針を定める。
- 「史跡武田氏館跡保存活用計画」策定以後は保存活用計画と整合性を図った整備基本計画等に沿って史跡の保存と活用によって価値の向上を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	29,951	46,332	39,830

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

文化財保護事業

担当部課名

教育部 歴史文化財課

事業概要

- 指定文化財※の保護保存を図るとともに、未指定文化財の調査を進め、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、市民文化の向上発展に努める。
- 開発事業によって埋蔵文化財が破壊される等のおそれがある場合には、埋蔵文化財発掘調査を実施し、調査により検出された出土品の整理作業を行い、記録保存をする。
- 指定文化財の保存を図るため、保存修理及び防災保守点検等の補助事業を実施する。
- 文化財を後世へ確実に継承するため、文化財を活用した事業を行い、文化財に対する市民の関心が高まるよう普及啓発に努める。

現状と課題

- 甲府市内には遺跡が約 400 箇所あり、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査は、年間試掘調査が約 40 件、開発事業者（原因者）負担による本調査が 5 件程度ある。
- 発掘調査に伴う出土品は年々増加しており、保管場所の検討及び確保が必要となっている。
- 市内には、国指定文化財 31 件、県指定文化財 80 件、市指定文化財 80 件、国登録文化財※28 件、合計 219 件の指定・登録文化財等の他、未指定文化財も多数あり、これらを有効に活用することが求められている。
- 昨今の少子高齢化の影響により地域で受け継がれてきた祭りや行事等の継承が困難になってきている。

今後の事業展開

- 指定、未指定に限らず文化財の有効活用を図るため、出土遺物・民俗資料等の貸出しや寺院等が所有する仏像等の一般公開、さらに、散策ルートマップを活用した散策会の実施等の事業を展開する。
- 昭和 30 年 6 月 22 日に国重要文化財に指定された甲斐善光寺本堂・山門は、江戸時代に建造され 200 年以上経過している。前回、昭和 30 年代に大規模修理されてから 60 年以上経て、雨漏り、壁面塗装の剥落が著しく、修理には多額の経費を要することから、甲斐善光寺への支援については、令和 6 年度から 8 年度に行う調査工事を踏まえ、国・県と協議を図る中で対応を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	187,484	168,398	166,897

施策 4 人権尊重・男女共同参画の推進

施策の方向

お互いを理解しながら個人が尊重される社会を実現するため、人権や平和の尊さに対する意識啓発に取り組むとともに、誰もが均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた環境づくりを推進します。

現状と課題

- 生まれや育ち、性別や身体の違いに関係なく、お互いが認め合い尊重し、人権侵害を未然に防ぐために、人権についての意識啓発に取り組むことが必要です。
- 市民・行政が協働により、平和の大切さ、命の尊さを次の世代に継承し、恒久的な平和を継続的に推進するため、市民の「平和意識」の高揚が必要です。
- 性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、自分らしくその個性と能力を発揮し暮らしていけるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発を行う必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	人権啓発パネル展の来場者数	1,597 人	2,950 人
	市の審議会等における女性委員の割合	24.9%	40%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	令和 5 年度 2.30P

施策を構成する事務事業

施策 4 人権尊重・男女共同参画の推進

(1) 人権尊重と平和意識の啓発

- ◎人権推進事業
- ◎平和都市宣言事業
- 住宅新築資金等貸付事業

(2) 男女共同参画社会の形成に向けた環境づくり

- ◎男女共同参画推進事業

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

主要事業

人権推進事業

担当部課名

市民部 人権男女参画課

事業概要

- 各種啓発事業（パネル展や講演会等）の開催

現状と課題

- パネル展や講演会等の来場者に対するアンケートで寄せられた意見や感想などを踏まえ、内容を見直しながら事業を実施しているが、その成果を正確に把握することは難しい。

今後の事業展開

- 引き続き、各種啓発事業を開催し、人権意識の向上に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	8,573	9,769	9,851

平和都市宣言事業

担当部課名

市民部 総務課

事業概要

- 「核兵器廃絶平和都市」宣言を昭和 57 年 7 月 2 日に行って以来、宣言の趣旨が平和への礎としてより市民に定着するよう、市民と行政の協働により、次世代へ戦争の惨禍、平和の大切さ、命の尊さを語り継ぐとともに、人類共通の願いである核兵器廃絶を基調とした恒久平和を希求する運動を、恒常的・継続的に推進することにより、市民の「平和意識」の高揚を図る。

現状と課題

- 平和ポスター展の開催・平和ポスターの掲示、広島市平和記念式典への参加等の事業を実施しているが、過去に式典へ参加した一般市民の高齢化などにより、関係団体の活動の担い手が恒常的に不足している。

今後の事業展開

- 市民・行政が協働により、平和の大切さ、命の尊さを次の世代に継承し、恒久的な平和を継続的に推進するため、若年層を対象とした平和ポスター展を開催、また広島市平和記念式典への参加者を引き続き中学生を主体とする中、一般市民参加者とともに派遣することにより、一層市民の「平和意識」の高揚へつなげていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	4,684	6,202	4,302

男女共同参画推進事業

担当部課名

市民部 人権男女参画課

事業概要

- 性別にかかわらず誰もがその個性と能力を発揮でき、責任を分かち合いながら政治的・経済的・社会的及び文化的利益を等しく享受できる男女共同参画社会の実現への推進（男女共同参画プランを基本とした取組の推進）を図る。

現状と課題

- 平成15年に「甲府市男女共同参画推進条例」を施行、平成25年には「甲府市男女共同参画都市」宣言を行い、平成29年に策定した「第3次こうふ男女共同参画プラン」に基づき、計画的に事業を推進してきた。令和4年度には、市民意識調査の結果や「日本女性会議 2021 in 甲府」大会で挙げられた課題などを踏まえ、「第4次こうふ男女共同参画プラン」及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定した。令和5年度からは、より効果的な取組を推進する中で、さらなる男女共同参画社会の実現を目指していく。

今後の事業展開

- 「第4次こうふ男女共同参画プラン」及び「第2次甲府市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していく。
- 「日本女性会議 2021 in 甲府」大会で挙げられた課題に対する解決策について、大会の運営等に携わっていただいた方々で構成した「こうふまちづくりラウンジ」からの提言に基づき、ジェンダー平等の実現に向けた講演会、性に関する講座等を大会のレガシーとして実施していく。
- 個性や能力を活かしながら、職場、地域、家庭など、様々なステージにおいて女性が活躍できる機会を提供し、それぞれが思い描くライフスタイルを実現できる「自分らしく活躍できるまち」を目指し、女性活躍推進のための各種事業を展開していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16,946	14,162	14,738

施策 5 国際交流・多文化共生の推進

施策の方向

国際理解に対する市民意識を醸成し、外国人が訪れやすく、住みやすいまちにしていくため、姉妹都市※などの多様な国際交流活動を推進するとともに、市民と在住外国人が互いに認め合いながら、共に学び、協力し合う多文化共生※に向けた環境整備に努めます。

現状と課題

- 社会経済のグローバル化が著しく進展する中、引き続き、姉妹友好都市等との相互交流や外国人留学生との異文化交流を進め、外国の文化・習慣などについての国際理解の促進を図る必要があります。
- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向けた意識の啓発を行う必要があります。
- 市民、地域社会、大学、民間団体などとの連携と協働のもとに、多文化共生に向け、国籍を問わず、すべての市民が地域社会の一員として、積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	異文化理解ができたと感じた生徒数 ※	23/23 人	24/24 人
	日本語教室の参加者数	296 人	300 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.28P

※令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としていた、姉妹都市等との生徒の派遣と受入の相互教育交流事業を 4 年ぶりに実施しました。

施策を構成する事務事業

施策 5 国際交流・多文化共生の推進

(1) 国際交流活動の推進

◎国際交流事業

◎新しい時代を担う人づくり基金事業(姉妹・友好都市教育交流事業)

(2) 多文化共生に向けた環境整備

◎多文化共生推進事業

主要事業

国際交流事業

担当部課名

市長直轄組織 国際交流課

事業概要

- 姉妹友好都市等と教育・文化芸術・産業等、幅広い交流を図るとともに、市民が外国文化に触れる機会の創出や、民間団体等が実施する国際交流活動の支援など、市民レベルの国際交流を図り、市民の国際理解を深め、国際感覚の醸成に努める。

現状と課題

- 社会経済のグローバル化が進展する中で、より一層市民の国際理解の深まりと国際感覚の醸成が重要となっている。
- 姉妹都市※等提携に基づく友好親善交流を、共通する課題への対応や相互の発展等を視野に入れた新たな交流につなげていく。

今後の事業展開

- 市民と留学生との国際交流の機会や、外国文化に触れる機会等を創出し、グローバルな人材の育成を推進する。また、姉妹友好都市等との交流を図り、引き続き、各都市との絆を一層深めていくとともに、新たな交流事業の展開に向け、意見交換や協議を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	22,049	15,770	16,057

基本目標 1 いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）

【施策の柱】心豊かで輝く人を育む

新しい時代を担う人づくり基金事業 （姉妹・友好都市教育交流事業）

担当部課名

教育部 学校教育課

事業概要

- 平成 4 年度より、市立中学生・甲府商業高校生・引率者を姉妹都市※デモイン市へ派遣している。
- 姉妹都市デモイン市との教育交流は、平成 22 年度に事業内容を見直し、平成 23 年度に「甲府市・デモイン市教育交流協議書」を締結して以来、生徒の派遣と受入の相互教育交流事業を実施している。
- 友好都市成都市との教育交流は、平成 11 年度に「甲府市・成都市中高校生交流協議書」を締結し、5 年に 1 度、生徒の派遣と受入の相互教育交流事業を実施している。

現状と課題

- 社会のグローバル化が著しく進展する中、姉妹都市アメリカデモイン市・友好都市中国成都市との相互交流を進め、外国の文化・習慣などについての国際理解の促進を図り、国際性豊かな視野の広い青少年の育成を目的として、海外研修派遣事業並びに受入事業を実施。
- 海外教育研修派遣に参加した生徒による、掲示物作成や各校での報告会等を開催している。

今後の事業展開

- 研修派遣団の事前研修カリキュラムの充実（ALT の活用）を図る。
- 帰国報告会の充実により、国際理解教育の推進を図るとともに、姉妹都市・友好都市の魅力を発信する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	19,201	17,815	17,637

多文化共生推進事業

担当部課名

市民部 市民課

市長直轄組織 国際交流課

事業概要

- 多言語及びやさしい日本語の情報を整備し、行政情報提供の充実を図る。
- 外国人市民の社会参加の促進と、多文化共生※・国際理解に対する市民意識を醸成する。
- 多様な団体・機関などとの連携・協力を強化し、多文化共生推進の充実を図る。

現状と課題

- 国内の在留外国人数は、平成 2 年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正を機に年々増加してきており、それに伴い、行政、諸機関、諸団体による多文化共生に関わる施策や活動が徐々に行われるようになった。国は、平成 31 年 4 月に外国人材の適正かつ円滑な受け入れ促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律を施行した。こうしたグローバル化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の収束を契機に本市の外国人住民は増加傾向にあることから、多言語化での情報提供や市民、地域社会、大学、民間団体などとの連携と協働のもと多文化共生社会の構築に向けて、外国人市民が地域社会の一員として、積極的に社会参加できる環境づくりなど、さらに支援体制の充実を図っていくことが重要となってきている。

今後の事業展開

- 「すべての人に住みよいまちづくり」の実現のため、これまでの施策を継続・拡充するとともに、市民間の意思疎通を促すべく、地域からの情報収集と情報提供のさらなる充実を図り、多文化共生に向けた市民意識の醸成を図っていく。
- 多言語及びやさしい日本語の情報等を整備し、行政情報提供等や相談業務の充実を図る。
- 「甲府市多文化共生推進委員会」を組織し、同委員会が策定した「甲府市多文化共生推進計画 2021」の着実な推進に努めるとともに、本市の多文化共生推進事業についての検証等を行っていく。
- 今後、外国人市民の増加が見込まれる中においては、地域社会で孤立することなく生活できるように日本語でのコミュニケーション能力を身に付ける必要性が高まっているため、日本語教室を実施する。また、日本語での会話や多様な文化の体験と交流の場である「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」を実施し、外国人市民への支援と多文化共生の場作りを促進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	8,559	8,033	7,952

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

施策 1 商業・工業の振興

施策の方向 -----

活力ある商業・工業の振興を図るため、魅力あふれる商店街の形成や起業・創業への支援を行うとともに、経営基盤の強化促進を図ります。また、ブランド力の強化に向けた産学金官※などの連携の強化に努めます。

現状と課題 -----

- 商店街が企画する自主的取組への支援や、経営に関わる情報提供などにより商店街の魅力と賑わいの創出を図っていく必要があります。また、起業・創業への支援を行う必要があります。
- 企業の人材育成、後継者育成など人材面における支援のほか、資金調達、経営革新など、資金・経営面での支援を行い経営基盤の強化促進を図る必要があります。
- 新商品の開発、ブランド力の強化を図るために、異業種、産学金官その他さまざまな形の連携の強化に努めていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	卸・小売業の法人市民税 納税義務者の数		1,882 社 (R4)	1,980 社
	製造品出荷額等		27,286,466 万円 (R4)	31,437,000 万円
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.09P

施策を構成する事務事業

施策 1 商業・工業の振興

（１）魅力あふれる商店街の形成

◎商工業推進事業

（２）起業・創業への支援

◎商工業推進事業（再掲）

（３）経営基盤の強化促進

◎融資対策事業

◎産業立地等推進事業

（４）ブランド力の強化

◎地場産業振興対策事業

◎ふるさと応援寄附金推進事業（再掲）

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

主要事業

商工業推進事業

担当部課名

産業部 商工課

事業概要

- 本市の商工業の振興を図るための事業実施又は事業者支援を行う。

現状と課題

- 本市の産業の大部分は中小企業・小規模企業であるため、経済の活性化や雇用の拡大のためには、中小企業・小規模企業の振興を図る必要がある。
- 事業主の高齢化、後継者不足等により、事業所数が減少しているため、起業・創業の支援や円滑な事業承継支援などが必要となっている。

今後の事業展開

- 「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」及び「甲府市創業支援等事業計画」などに基づく取組を推進することにより、創業をはじめ、企業の成長や経営の継続、雇用の拡大など各段階に応じた産業の育成及び中小企業・小規模企業の振興を図る。
- コロナ禍や物価高により影響を受けた中小企業・小規模企業の支援等について、国や県の動向を注視する中で、適時的確な対応を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12,841	11,265	11,152

融資対策事業

担当部課名

産業部 商工課

事業概要

- 中小企業者から融資の相談・申し込みを受け、市による資格要件の審査、金融機関・山梨県信用保証協会による信用調査を経て、融資決定を行い、金融機関により融資が実行される。

現状と課題

- 国においては、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた中小企業者を対象としたセーフティネット保証※制度を今年度も継続している。そのため、それらの認定を速やかに行うとともに、本市の制度融資における低利で償還期間の長い特別経営安定資金等の融資が円滑に実行できるよう努める必要がある。

今後の事業展開

- 市内中小企業の資金調達などの一層の支援につなげるため、中小企業振興融資制度の見直しを行い、金融機関や保証協会と連携を図り、個々の中小企業者の実情に即した融資が実行できるよう努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	443,212	410,810	222,903

産業立地等推進事業

担当部課名

産業部 産業立地課

事業概要

- 産業の活性化や雇用機会の創出などによる地域経済の発展を目指し、新たな成長産業や未来産業等を見据えた産業立地を推進する。
- 既存サテライトオフィス等（民間施設）の利用促進を図る中で、県外からの企業進出に繋げていく。
- スタートアップ企業との共創により、中小企業の成長・拡大を図るとともにスタートアップ企業自体の誘致も進めていく。

現状と課題

- 企業の設備投資は、社会情勢の変化や景気動向などの影響を受けるため、企業の動向及び進出ニーズ等のリサーチを行い、企業を訪問し、情報交換しながら企業誘致を行っている。
- 特定機能補強地区を中心に民間開発を視野に入れた企業誘致を促進するためには、事業用地の確保が前提となることから、インフラの整備状況や規制を確認し、企業と土地所有者とのマッチングを行いながら、企業ニーズに応える必要がある。
- 既存サテライトオフィス等施設の紹介を行うとともに、セミナーやビジネスマッチングイベントを実施している。

今後の事業展開

- 企業訪問による情報交換を引き続き行い、庁内関係部署や関係機関と連携し、企業の立地をサポートする優遇制度を積極的に PR し、誘致の実効性を高めていく。また、分散型社会への転換の動きや多様で柔軟な働き方の広がりなどを踏まえ、都心から近く豊かな自然環境や高次な都市機能の集積などの地域特性を PR することにより、企業誘致を進めていく。
- 市内中小企業とスタートアップ企業のマッチングイベントを通じて、市内中小企業のイノベーションの機運を高め、更なる中小企業の成長・拡大とスタートアップ企業の誘致を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	26,862	24,924	24,674

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

地場産業振興対策事業

担当部課名

産業部 商工課

事業概要

- 本市の地域経済を支えている地場産業・伝統産業を支援し、産地基盤の確立と販路拡大並びに業界の振興及び育成を図る。

現状と課題

- 各業界団体等が行う産地基盤の確立、販路拡大のための事業等について、補助申請に基づき、要綱等に照らした中で補助金を交付している。
- 「甲府之証」として特色ある地場製品のブランド化に取り組むとともに、HP やイベント等を活用したプロモーションを行っている。
- 地場製品については、イベント等での PR 事業を行っているが、更なる販路の拡大に向けて、認知度や付加価値を向上させることが必要である。

今後の事業展開

- 各業界団体等への助成については、引き続き行うとともに、より効果的な支援策を検討していく。
- 「甲府之証」については、認定品の更なる PR や販路拡大等の支援を行うとともに、地域資源を活用した特色ある新たな認定品の増加やブランド化に取り組んでいく。
- 地場製品のブランド価値の向上と地場産業の活性化を図ることを目的とし、こうふはっこうマルシェやソライチ with、地場製品ツーリズム等の事業を通じて、認知度の向上に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	33,926	31,478	31,162

ふるさと応援寄附金推進事業（再掲）

担当部課名

産業部 ふるさと納税課

事業概要

- ふるさと納税制度による自主財源の確保と本市の魅力や地場産品等の PR を図る。
- 企業版ふるさと納税制度による自主財源の確保と民間企業等との積極的な連携・協働の推進を図る。

現状と課題

- ふるさと納税は、返礼品の受け取りや税額の控除など多くの利点があることから、近年、その受入額が急増しており、自治体の自主財源の確保や地域の活性化などに有益であるため、今後も引き続き、地場産品の掘り起こしや、体験型返礼品を拡充して魅力的な政策、事業に対する寄附を呼びかけていくことが必要である。
- 企業版ふるさと納税制度の周知を図り、本市の政策や魅力を積極的に発信することで、事業に対し寄附をしていただけるように企業へ呼びかけを行うことが必要である。

今後の事業展開

- 返礼品事業者を対象とした勉強会の開催により、寄附者ニーズに即した返礼品を追加していくとともに、使い道報告書や本市ジュエリーカタログを送付することでリピーターの獲得を目指す。
- 新たなジュエリー文化である「甲府ジュエリーラブプロジェクト」を推進し、甲府ジュエリーのプロモーション強化を図ることで寄附の増額に取り組む。
- 寄附者に対して、単に返礼品を送る行為だけで完結しないよう、モノによる返礼品を通じた地域 PR はもとより、寄附者が本市に足を運び楽しむことができる、体験型返礼品の拡充を目指す。
- 企業版ふるさと納税制度を活用した企業の新たなサービスを活用して周知を図るとともに、企業との対話を図る中で、企業の方針や要望を把握し、先回りして企業の求めるものを企画提案することで、民間資金を活用した地方創生に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,520,222	1,410,518	1,396,382

施策 2 農業・林業の振興

施策の方向

農産物を安定して供給することのできる農業の振興に向け、農業の担い手の育成・確保、農地の有効活用や農産物のブランド化の推進に努めるとともに、生産基盤の整備を図ります。また、林業の活性化を図るため、適正な森林施業※をはじめ、林道の整備、林業経営の安定化などに努めます。

現状と課題

- 米・果樹・野菜を中心に花き・畜産など多彩な農業が行われていますが、近年は都市化の進展による耕作面積の減少や担い手の高齢化・後継者不足が進み、生産量が低下しつつあるといった問題が生じています。
- 新規就農者などの支援や認定農業者※及び集落営農※組織等の育成を推進し、効率的で安定的な農業経営を目指す担い手の確保を図っていく必要があります。
- 耕作放棄地の増加防止と解消に取り組み、農地の有効活用を図るとともに、高品質な農産物の生産や加工などのブランド力を高め販売を拡大することで、産地の保全と強化を図っていく必要があります。
- 農業をめぐる様々な課題を解決するため、圏域自治体との連携強化に努める中で、より効果的な施策の展開を図る必要があります。
- 活力ある地域農業を維持・発展させるため、農道・水路の整備や長寿命化を図るとともに、農業近代化施設の整備、農地の利用集積等を推進し生産性の向上を図る必要があります。
- 木材価格の低迷等により荒廃森林が増加していることから、森林経営計画の未導入地への策定促進や森林経営管理法による新たな森林経営管理制度の導入に努めるとともに、適正な間伐などの森林施業をはじめ、作業道の開設、既設林道の整備などの林業構造改革を推進する中で、林業経営の安定化の促進に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	認定農業者数及び認定新規就農者数※	278 人	284 人
	森林整備の実施面積	169 h a (H28～R5)	217 h a (H28～R7)
市民実感 度指数 (農業)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
市民実感 度指数 (林業)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—

施策を構成する事務事業

施策 2 農業・林業の振興

（１）農業の担い手の育成・確保

◎農業経営基盤強化促進対策事業

○指導普及事業

（２）農産物のブランド化の推進

◎産地保全強化対策事業

◎ふるさと応援寄附金推進事業（再掲）

（３）農地の有効活用

◎産地保全強化対策事業（再掲）

○農業施設等管理事業（再掲）

○農政普及事業（再掲）

○農業委員会事務

（４）生産基盤の整備

○農業施設等整備事業

○有害鳥獣対策事業

○農業施設等管理事業

（５）林業経営の安定化

◎森づくり推進事業（再掲）

（６）適正な森林施業

◎森づくり推進事業

○小規模治山事業

（７）林道の整備

◎林道維持管理事業

（８）農林業の普及啓発

○農政普及事業

○地域振興支援事業

○農業センター管理事業

○森林林業普及啓発事業

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

主要事業

農業経営基盤強化促進対策事業

担当部課名

産業部 就農支援課

事業概要

- 新規就農者の支援や、半農半X※などの多様な担い手の確保・育成に努め、意欲的な担い手の育成・拡大を図る。
- 農地中間管理機構の活用や農地銀行※制度により優良農地※の担い手への集積を図る。

現状と課題

●認定農業者※の高齢化に伴い、更新時において再認定を希望しない農業者も多くなっている。一方で、近年の社会・経済情勢の変化に伴い、非農家や企業の農業参入等の相談が増えており、今後も担い手の多様化が見込まれることから、それぞれの状況に応じた指導・支援が求められている。

今後の事業展開

- ワンストップ支援窓口において、農業を始めたい人や半農半Xなどの多様な担い手への相談対応の充実を図るとともに、必要な技術や経営のノウハウ等を習得するための研修会の開催や、補助事業等を活用した支援を行う中で、担い手の確保・育成に努めていく。
- 本市が目指す「稼ぐ農業」を実現するプロファーマーの育成や認定農業者、認定新規就農者等の担い手の経営向上のために、各種補助事業の活用や「スマート農業」の普及推進による、労働力不足の解消を図る。
- 近隣の自治体と連携し、圏域内農業の維持・発展を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	59,713	42,441	44,082

産地保全強化対策事業

担当部課名
産業部 農政課

事業概要

- 甲府市農業振興計画の実行に向け、甲府ブランド認定制度による農産物のブランド化やブランド力の強化に取り組むとともに、農業者等による農産物の生産や農業者等及び農産物直売所の販売への支援のほか、認定農業者・認定新規就農者などの中心的な担い手への農地集積を推進し、産地の保全と強化を図る。
- 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、甲府農業振興地域整備計画の適正な管理を行い、農業生産の基盤である優良農地の保全と活用を図る。

現状と課題

- 農産物の販売強化に向け、甲府ブランド認定制度の周知や新規の認定を推進するとともに、ブランド力を高める販売促進の取組を継続する必要がある。
- 交通インフラ等の整備に伴い開発需要の高まりが想定され、優良農地のかい廃が懸念される。

今後の事業展開

- 有望な新品種の産地化の取組と連動し、ブランド認定を推進するとともに、ブランド PR 動画を活用し魅力あるブランドの情報発信に取り組む。また、「県央ネットやまなし」の取組として、県外の公園やイベントスペースなどを活用した農産物の販売イベントを開催するとともに、圏域の農産物等の魅力発信に向けたホームページを作成し、直売所巡りや都市・農村交流を促進する。
- 甲府農業振興地域整備計画の適正な管理を継続し、都市計画法などの土地利用計画との整合を図り、優良農地の保全と活用を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	35,358	30,324	15,462

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

ふるさと応援寄附金推進事業（再掲）

担当部課名

産業部 ふるさと納税課

事業概要

- ふるさと納税制度による自主財源の確保と本市の魅力や地場産品等の PR を図る。
- 企業版ふるさと納税制度による自主財源の確保と民間企業等との積極的な連携・協働の推進を図る。

現状と課題

- ふるさと納税は、返礼品の受け取りや税額の控除など多くの利点があることから、近年、その受入額が急増しており、自治体の自主財源の確保や地域の活性化などに有益であるため、今後も引き続き、地場産品の掘り起こしや、体験型返礼品を拡充して魅力的な政策、事業に対する寄附を呼びかけていくことが必要である。
- 企業版ふるさと納税制度の周知を図り、本市の政策や魅力を積極的に発信することで、事業に対し寄附をしていただけるように企業へ呼びかけを行うことが必要である。

今後の事業展開

- 返礼品事業者を対象とした勉強会の開催により、寄附者ニーズに即した返礼品を追加していくとともに、使い道報告書や本市ジュエリーカタログを送付することでリピーターの獲得を目指す。
- 新たなジュエリー文化である「甲府ジュエリーラブプロジェクト」を推進し、甲府ジュエリーのプロモーション強化を図ることで寄附の増額に取り組む。
- 寄附者に対して、単に返礼品を送る行為だけで完結しないよう、モノによる返礼品を通じた地域 PR はもとより、寄附者が本市に足を運び楽しむことができる、体験型返礼品の拡充を目指す。
- 企業版ふるさと納税制度を活用した企業の新たなサービスを活用して周知を図るとともに、企業との対話を図る中で、企業の方針や要望を把握し、先回りして企業の求めるものを企画提案することで、民間資金を活用した地方創生に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,520,222	1,410,518	1,396,382

森づくり推進事業

担当部課名

産業部 林政課

事業概要

- 地球温暖化防止への取組が重要となる中、本市総面積の64%を占める森林の有する公益的機能の高度発揮が図られるよう、間伐事業などを通じた適正な森林整備を推進するとともに、経済林として資源活用を図る森林経営の確立に取り組む。

現状と課題

- 地球温暖化防止への取組の一環として、森林の公益的機能※の維持、増進への取組が重要となってきた。また、森林資源の循環利用の拡大が求められており、安定した木材供給のため、加工・流通体制の整備、さらには路網整備の構築を図ることが求められている。
- 木材産業の活性化や水源涵養などの森林機能を保全する森林整備推進が重要であるが、木材価格低迷などによる生産意欲の減退や、林業労働力確保などの課題がある。

今後の事業展開

- 民有林については、「甲府市森林整備計画」に基づき、森林組合等と連携を図るなかで、森林経営計画策定の指導や間伐・下刈等の造林・保育事業に対して上乗せ補助を行い、森林の公益的機能発揮と木材資源活用の推進を図る。
- 市有林については、「森林経営計画」に基づいた森林整備の推進や間伐材の有効活用を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	58,698	36,760	36,392

林道維持管理事業

担当部課名

産業部 林政課

事業概要

- 市営林道は、林業をはじめとする地域産業の振興に深く関わり、地元地域住民の生活関連道路としても利用されており、維持管理・整備工事を実施することで、利用者の安全を確保する。

現状と課題

- 本市が管理する林道の多くが高度成長期に集中して整備され、建設から 50 年以上が経過していることから、適切な補修・更新を計画的に行っていかなければならない。

今後の事業展開

- 「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、林道施設における長寿命化対策を図る為、林道橋梁等の修繕を計画的に実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	99,549	67,330	65,002

施策 3 雇用対策の推進

施策の方向 -----

勤労者がいきいきと働くことのできる就労環境を整備するため、関係機関と連携する中で、就業機会の確保への取組を支援するとともに、勤労者福祉の増進を図ります。

現状と課題 -----

- 関係機関と連携する中で、求職者に対し、職業紹介や求人企業の情報発信など、就業機会の確保に向けた取組を積極的に行っていく必要があります。
- 労働相談の実施や労働セミナーの開催、（一財）甲府市勤労者福祉サービスセンターへの支援などを通じ、勤労者福祉の向上に努めていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名		現状値 (R 5)		目標値 (R 7)			
成果指標	就労支援を通じた就労者数		164 人 (R 4)		150 人			
	合同企業説明会への参加者数		176 人		300 人			
市民実感 度指数	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	—		—		—		2.18P	

施策を構成する事務事業

施策 3 雇用対策の推進

（１）就業機会の確保への取組支援

◎雇用促進対策事業

（２）勤労者福祉の増進

○労働福祉事業

○勤労者福祉センター管理事業

主要事業

雇用促進対策事業

担当部課名

産業部 雇用創生課

事業概要

- 若年層から中高年齢者にいたるまで、関係機関と連携する中で、地域企業及び市民のニーズに沿った雇用対策を講ずる。

現状と課題

- 国内の経済は、緩やかに回復しているが、その一方で、世界的な物価上昇などにより景気後退が懸念されている。雇用情勢においてはコロナ禍で仕事を離れた労働者の復帰が鈍いことなどから労働者が不足しており、地域企業と求職者とのマッチング機会を設けることが課題となっている。
- 企業がSDGsに取り組む中、少子高齢化により引き起こされる労働力人口減少を背景に、雇用においては、人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが重要となっており、女性やシニア世代が活躍できる環境整備や、外国人留学生の市内企業への就業促進を図っていくことも課題である。
- 国と地方公共団体が一体となって地域における雇用施策を推進することを目的に、「ワークプラザ甲府」を市庁舎内に開設し、市が行う生活支援とハローワークが行う就労支援を一体的に実施している。
- 9市1町の自治体連携により、圏域内の雇用創出を図るため、圏域企業と求職者とのマッチング機会を設け、新卒者や一般求職者、外国人を対象とした対面での合同企業説明会の開催や地元企業の強みや魅力を気軽に知ることができるオンライン合同企業説明会の開催など、就業機会を増加させる事業を実施している。
- 地元企業や学生と市長による意見交換会を実施し、雇用に関する企業の取組を紹介するとともに、就職に対する学生の考えや地元で働くことの魅力を発信する事業を実施している。
- 就職期を迎える前の市内高校の1～2年生を主な対象として、市内の企業を紹介する「地元企業紹介事業」を開催し、市内企業を知り、地元で働くことについて実感する機会を創出している。
- インターンシップ受入助成金事業により、市内の中小企業者と、地元での就職を希望する学生とのインターンシップ受入の促進を行い、人材の育成・確保と学生の地元定着を図っている。また、山梨大学や山梨県等と山梨イノベーション・研究駆動外国人留学生就職促進コンソーシアム協定を締結し、留学生の地元定着について連携し取り組んでいる。
- 就職氷河期世代に対し、相談による支援から就職・職場への定着までの一体的な就労支援の実施と、インターンシップ受入企業への助成を同時に行い就労機会の拡大に努めている。
- 地元企業の人材確保や求職者の就労支援など、雇用対策に関する施策等を一体的に実施するため、山梨労働局と締結した雇用対策協定に基づき、事業を実施している。

今後の事業展開

- 9市1町の自治体連携により、圏域企業と求職者とのマッチング機会を設け、圏域内の雇用の創出と地域産業の活性化を図る。
- 労働セミナーや意見交換会などの事業を通じて、労働に関連する制度の周知や、地元で働くことの魅力発信に取り組んでいく。
- 公益社団法人甲府市シルバー人材センターの会員数増加と利用促進に向けた支援を行っていく。
- 地元への就職や市外在住のUJIターン就職等を希望する方が、地元企業の強みや魅力を気軽に知ることができるよう、メタバースを活用した就職支援を実施する。

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

- 就職期を迎える前の高校生や大学生などを対象に、市内の企業を紹介する「地元企業紹介事業」を開催し、市内企業を知り、市内で働くことの選択肢が広がるような機会を創出していく。
- 山梨労働局と連携し、地元企業の人材確保や求職者の就職支援など雇用対策に関する施策等を一体的に実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	50,225	46,601	46,134

施策 4 卸売市場の活性化

施策の方向

生鮮食料品の安定供給を促進するため、卸売市場の効率的な運営に努めるとともに、施設の整備や機能強化を図ります。

現状と課題

- 市場外流通の拡大等により、市場の取扱数量や金額が、年々、減少する中、市場の役割である「生鮮食料品等の安全・安定的な供給」を維持するために、効率的な市場運営や取扱数量等の減少の抑制に努める必要があります。
- 昭和 48 年に開設以来、市場施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、老朽化した施設の整備や品質・衛生管理等の機能強化を実施する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	青果部及び水産物部の取扱数量	青果部 29,850 t 水産物部 7,954 t	青果部 28,600 t 水産物部 11,400 t
	施設整備の進捗率	100%	100%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度 2.20P

施策を構成する事務事業

施策 4 卸売市場の活性化

(1) 効率的な運営

◎地方卸売市場運営事業

(2) 施設の整備や機能強化

◎地方卸売市場施設整備事業

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】産業を振興する

主要事業

地方卸売市場運営事業

担当部課名

産業部 経営管理課

事業概要

- 市場の取扱数量等の減少を抑制する。
- 安定的な市場運営を継続するための効率的な市場運営を行う。

現状と課題

- 本市場は、生鮮食料品等の流通を担う基幹的な社会インフラとして、生産者等により出荷された農林水産物を消費者へ円滑かつ安定的に届ける重要な役割を有しており、今後も実需者や消費者の要望に応えていくことが求められている。
一方で、流通経路の多元化などによる小売形態の変化、少子高齢化や消費者嗜好の多様化などの影響もあり、卸売市場経由率の低下や取扱金額の減少等が懸念されている。

今後の事業展開

- 本市場の存続を見据えた効率的な市場運営と市場機能の維持・強化を目的として、平成29年度に「甲府市地方卸売市場経営戦略」を策定した。令和5年度までの進捗状況を踏まえたうえで、市場の活性化に向けた各施策へ全市場関係者で取り組むとともに、将来における本市場の位置付けや役割、方向性、運営形態などを含めた市場のあり方について、協議を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	244,903	238,666	238,666

地方卸売市場施設整備事業

担当部課名

産業部 経営管理課

事業概要

- 施設の老朽化対策のため施設整備を行う。
- 生鮮食料品の品質・衛生管理等、市場機能の維持・強化策の検討を図る中で施設整備を行う。

現状と課題

- 昭和48年に開設以来、施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、老朽化した施設の整備を実施しなければならない。
また、食品流通を取り巻く情勢の変化に対応し、生産者と実需者をつなぐ架け橋として求められる卸売市場としての機能強化・多機能化を取り入れた「経営戦略」に対応した整備が求められている。

今後の事業展開

- 老朽化対策及び経営戦略に掲げた衛生管理対策と環境整備対策を取り入れて策定した「甲府市地方卸売市場整備計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、緊急度・優先度を考慮して施設整備を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	55,385	53,750	62,040

施策 1 観光の振興

施策の方向 -----

多くの人々が訪れ交流する観光のまちづくりに向け、自然、歴史、文化、食、伝統芸能や祭りなどの地域資源を活用した魅力の向上を図るとともに、観光情報を効果的に発信します。また、関係団体との連携を強化し、観光客の受入体制の整備を図ります。

現状と課題 -----

- コロナ禍を経て旅行や観光の形態は変化しており、観光客のニーズを適切に捉えた誘客促進と観光地の高付加価値化による観光消費額の増加を図る必要があります。
- 本市を訪れる観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響を脱し回復傾向にありますが、コロナ禍前の水準には達しておらず、引き続き実効性の高い施策を展開し、交流人口の増加を図る必要があります。
- 自治体の垣根を超えた広域連携により、圏域が有する自然、歴史、文化、食、伝統芸能や祭りなど、多様な地域資源を活かし、急速に回復するインバウンド需要も見据え魅力の向上を図る必要があります。
- インターネットやスマートフォンの普及などに伴い、観光に関する情報発信の方法が多様化しており、インバウンド観光の取組を含め、適時適切な情報発信や受入環境を整備する必要があります。
- 市民、団体、事業者、大学など多様な分野の機関・団体が連携して、観光まちづくりに向けた体制強化を図る必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	観光入込客数（暦年）	5,115,733 人	6,121,992 人
	宿泊者数（暦年）	669,385 人	868,239 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.36P

基本目標２ 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】交流と賑わいを創出する

施策を構成する事務事業

施策１ 観光の振興

（１）観光資源を活用した魅力向上

◎まつり推進事業

（２）効果的な観光情報の発信

◎観光開発事業

（３）観光客の受入体制の整備

◎甲府城周辺地域活性化計画整備事業(再掲)

○観光施設整備事業

○観光振興事業

主要事業

まつり推進事業

担当部課名

産業部 観光課

事業概要

- 県内外の観光客に親しまれる祭りを実施し、交流人口の増加を図る。

現状と課題

- 信玄公祭りは、甲州軍団出陣（県実行委員会主催）をメインイベントに例年 4 月上旬に開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 4・5 年度は 10 月下旬に開催した。甲府市信玄公祭り実行委員会では「子ども武者行列」、「武田二十四将騎馬行列」など県内外の観光客に楽しんでもいただけるイベントを開催した一方で、更なる誘客促進を図るための新たな試みを加えていくことが課題である。
- 県内外からの誘客を促進し交流人口の増加を図ることを目的に、平成 28 年度から 8 月 11 日の山の日に「小江戸甲府の夏祭り」を開催している。令和 5 年度の「第 5 回小江戸甲府の夏祭り」は新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年以来 4 年ぶりの開催となり、過去最多となる 4 万 5 千人の来場者数を記録した。

今後の事業展開

- 「信玄公祭り」については、関係機関と連携して事業を実施しながら、甲府市信玄公祭り実行委員会の自主事業への参加者の増加を図り、郷土の歴史に触れることのできる事業を展開していく。
- 「小江戸甲府の夏祭り」については、県内外からの集客を促進して交流人口の増加を図るために、「山の日」の祝日に、観光客及び帰省客をターゲットに開催する。
- 祭りの開催にあたっては、参加者などが安全・安心に楽しめるよう運営に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	17,820	27,835	27,556

基本目標２ 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】交流と賑わいを創出する

観光開発事業

担当部課名

産業部 観光課

事業概要

- 社会経済状況の変化や人々の価値観の多様化などを敏感に捉え、インターネットをはじめ様々な媒体を用いる中で、積極的かつ戦略的に観光 PR を展開することにより本市の観光資源を広くアピールし、国内外からの誘客を促進する。また、新たな視点から、観光資源の発掘・再評価に努め、更なる観光振興を図る。

現状と課題

- 個人の価値観が多様化し観光地への志向も変化している中、地域特有の自然や伝統文化などを活かした着地型観光等により誘客を図る仕組みづくりが求められている。
- 観光産業は裾野が広く多様な業種が関連していることから、リピーターの創出に繋がる施策を行い、経済波及効果を高めていく必要がある。
- SNS の普及など個人による情報発信も多様化しているため、SNS の活用による継続したプロモーション活動が必要である。
- 国による観光立国実現に向けた施策等の推進に伴い、本市への外国人観光客の誘客促進と受入体制の整備が必要である。
- 中部横断自動車道の山梨－静岡間の全線開通による静岡方面からの観光客や、富士山エリアの観光客に本市まで足を伸ばしてもらえよう誘客促進を図る必要がある。
- 広域連携による PR 活動を積極的に行うとともに、関係団体等とも連携した施策展開を展開し、滞在型観光の推進を図ることが必要である。
- 近年アクティビティ需要が高まっていることから、これに着目し本市の観光資源を掛け合わせて誘客を促進する施策が必要である。
- 本市を代表する観光地である日本遺産「御嶽昇仙峡」や「信玄の湯 湯村温泉」の更なる魅力向上と誘客促進のため、関係団体と協力して実効性の高い施策に取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 「第３次甲府市観光振興基本計画」に基づき、着実な事業の実施に努める。
- 自治体の垣根を超えた広域連携により、国内外への積極的な PR を行い交流人口の増加を図るとともに、観光客の受入体制の整備を推進する。
- 自転車を活用したサイクリイベントを開催し、誘客の促進と観光消費額の増加による経済の活性化を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	39,754	41,104	37,018

甲府城周辺地域活性化計画整備事業（再掲）

担当部課名

産業部 観光課・中心市街地振興課

まちづくり部 都市計画課・都市整備課

事業概要

- 「風格のある歴史景観と都市景観が調和した居心地が良い、賑わいのある空間づくり」を目指し、甲府城周辺の整備に向けた取組を推進する。

現状と課題

- 甲府城周辺地域は山梨県の玄関口である甲府駅と中心商店街をつなぐ重要な拠点であることから、貴重な地域資源である甲府城を活かした魅力的な空間づくりを図るなど、中心市街地活性化に寄与するまちづくりを進める必要がある。
- こうした中で、平成28年6月に「甲府城周辺地域活性化基本計画」を、平成29年12月に実施計画を県市共同で策定するとともに、令和4年6月には「小江戸甲府 城下町整備プラン」を公表し、これらの計画に基づく取組を進めている。
- 平成31年3月に旧甲府税務署跡地を国から取得し、令和5年度には、交流施設・広場及び社会教育センター跡地の駐車場を含めた整備・運営を行う事業者を選定した。
- 旧甲府税務署跡地南側において、散策路の電線共同溝工事を令和5年度に、実施した。
- 旧甲府税務署跡地及びその南側に整備される民間事業者の飲食物販等施設の開業に向け、事業者と事業用定期借地権設定契約を令和5年度に、締結した。

今後の事業展開

- 旧甲府税務署跡地については、歴史・文化の雰囲気に触れながら、ゆったり過ごせる場の提供を目指し、交流施設及び交流広場の整備を行う。旧甲府税務署跡地南側については、まちの回遊性向上及び賑わいの創出を目的として散策路の整備を行う。また、社会教育センター跡地については、観光客及び市民・県民が利用できる駐車場の整備を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	449,368	13,918	21,126

施策 2 中心市街地の活性化

施策の方向 -----

中心市街地の賑わいの創出に向け、商店街、各種団体、事業者などの民間主体の活動を支援するとともに、歴史、文化、芸術などを活かした回遊を楽しむことのできる中心市街地の整備を図ります。

現状と課題 -----

- 中心市街地の賑わいを創出するためには、事業者などによる主体的な取組の実践を促していくことが大切であるため、商店街、各種団体、事業者などの民間主体の活動を支援していく必要があります。
- これまで中心市街地が培ってきた歴史、文化、芸術等の既存ストックを活用した、人々が回遊を楽しみ、滞留できる場所の整備が必要です。
- 中心市街地エリア内のハード整備事業の進捗にあわせ、効果的なソフト事業の展開が重要となることから、庁内組織との更なる連携をはじめ、まちづくり甲府やまちづくりに携わる関係団体など民間活力の効果的な活用や連携等を図っていく必要があります。
- 事業者同士の連携など、主体的な取組の方向性を合わせることで、事業効果の最大化を図り、活性化を更に促進できるよう、官民連携によるまちづくりの新たな仕組みづくりが必要です。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	新規営業店舗数	29 件（累計）	43 件（累計）
	歩行者通行量	125,519 人	148,400 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			1.80P

施策を構成する事務事業

施策 2 中心市街地の活性化

（１）民間主体のまちづくりの推進

◎地域デザイン推進事業

◎中心市街地商業等活性化事業

（２）中心市街地の整備

◎甲府城周辺地域活性化計画整備事業

◎春日本通り線整備事業

◎優良建築物等整備事業

基本目標２ 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】交流と賑わいを創出する

主要事業

地域デザイン推進事業

担当部課名

企画部 地域デザイン課

事業概要

- 持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体が参画する協議・運用体制を構築し、地域の資源や特性を活かした地域ごとのあるべき姿の検討とその実現に向けた取組を推進する。

現状と課題

- まちなかエリアにおいて、令和４年度末に構築した、市民、事業者、教育機関、行政などの多様な主体が参画するエリアプラットフォームを中心に、令和５年度は、行政と民間のまちづくりの指針となる「甲府まちなか未来ビジョン２０２４」を策定した。
- 引き続き、官民連携によるまちづくりの推進に向けて、住民や事業者など多様な主体が、「自分ごと」として参画できる環境づくりと、庁内外の機運醸成が必要である。

今後の事業展開

- エリアプラットフォームを中心に、アクション編を加えた「甲府まちなか未来ビジョン２０２５」を策定し、ビジョンの実現に向けた取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	30,468	47,227	32,976

中心市街地商業等活性化事業

担当部課名

産業部 中心市街地振興課

事業概要

- 市民、商業者、行政、その他関係機関等が連携し、「甲府市商工業振興行動計画」及び「中心市街地における商業活性化等の方針」に基づく遊休不動産を活用した商店街魅力創出事業や、市民や観光客等の来街機会を創出するイベント活動等への支援等により、中心市街地における商業等の活性化を図る。
- 商業者、民間団体、民間企業、不動産オーナー、市民などが自らまちづくり活動に参加する機運を高める。

現状と課題

- 「甲府市中心市街地活性化基本計画」で定められた区域（中活エリア）を引き継ぐ中で、商店街関係者、関係機関だけでなく、市民や民間団体等も自らまちづくり活動等へ参画できるよう、民間主体によるまちづくりの機運醸成に取り組む必要がある。
- 商店主を中心に、商業活性化等に対する意識の醸成を図るとともに、遊休不動産の活用による新規出店を促す取組を通じて、まちの魅力向上に取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 官民が連携し、遊休不動産の流通性や商店街の魅力の向上に努めるとともに、多様な主体のまちづくり活動の参画を促す民間主体と行政が協力した取組を継続的に実施していく中で、中心市街地の賑わいの創出に努める。
- 市主催のイベント等への出店機会を設けるなど、まちなかへの店舗出店にチャレンジする志のある方のサポートに取り組むとともに、来街機会の創出やまちなかの回遊性・滞留性の向上に向け、官民協働・市民参加型の取組を行う中で、中心街の賑わいの創出を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	16,353	17,930	18,007

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】交流と賑わいを創出する

甲府城周辺地域活性化計画整備事業

担当部課名

産業部 観光課・中心市街地振興課

まちづくり部 都市計画課・都市整備課

事業概要

- 「風格のある歴史景観と都市景観が調和した居心地が良い、賑わいのある空間づくり」を目指し、甲府城周辺の整備に向けた取組を推進する。

現状と課題

- 甲府城周辺地域は山梨県の玄関口である甲府駅と中心商店街をつなぐ重要な拠点であることから、貴重な地域資源である甲府城を活かした魅力的な空間づくりを図るなど、中心市街地活性化に寄与するまちづくりを進める必要がある。
- こうした中で、平成28年6月に「甲府城周辺地域活性化基本計画」を、平成29年12月に実施計画を県市共同で策定するとともに、令和4年6月には「小江戸甲府 城下町整備プラン」を公表し、これらの計画に基づく取組を進めている。
- 平成31年3月に旧甲府税務署跡地を国から取得し、令和5年度には、交流施設・広場及び社会教育センター跡地の駐車場を含めた整備・運営を行う事業者を選定した。
- 旧甲府税務署跡地南側において、散策路の電線共同溝工事を令和5年度に、実施した。
- 旧甲府税務署跡地及びその南側に整備される民間事業者の飲食物販等施設の開業に向け、事業者と事業用定期借地権設定契約を令和5年度に、締結した。

今後の事業展開

- 「小江戸甲府 城下町整備プラン」に基づき、事業の推進を着実に図る。
- 旧甲府税務署跡地において、歴史・文化の雰囲気に触れながら、ゆったり過ごせる場の提供を目指し、交流施設及び交流広場の整備を行う。旧甲府税務署跡地南側において、まちの回遊性向上及び賑わいの創出を目的として散策路の整備を行う。また、社会教育センター跡地において、観光客及び市民・県民が利用できる駐車場の整備を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	449,368	13,918	21,126

春日本通り線整備事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 甲府城周辺と遊亀公園・附属動物園を結ぶ、快適で高質な道路空間を整備することにより、区域内全体の賑わいの連続性を高め、かつ面的な広がりを図る。

現状と課題

- 甲府城周辺と遊亀公園・附属動物園の拠点性・連続性を高めることが重要であり、賑わいの拠点を結び、歩行者が歩きたくなるような歩行空間整備による回遊性の向上が必要となる。

今後の事業展開

- 令和5年度に引き続き、道路改良工事を行う。計画的な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	繰越額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	110,000	-	-

優良建築物等整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 中心市街地の活性化に寄与する優良建築物等整備事業を行う者に対して補助金を交付し、市街地環境の整備改善と良好な市街地住宅の供給等を促進する。

現状と課題

- 中心市街地を長きにわたり支えてきた老舗百貨店（岡島）跡地を、新たな都市機能（住宅・商業・駐車場・公共空間等）に更新する民間再開発計画が公表された。
- 計画地は、中心市街地の中核をなすエリア内にあり、「小江戸甲府 城下町整備プラン」に基づく甲府城南側の整備事業などとの相乗効果が期待できる中心市街地活性化の要となる重要な場所の一つである。
- 計画地内の既存建物は、老朽化した建物が多く、全面的な更新が必要な時期を迎えている。

今後の事業展開

- 市街地環境の整備改善と良好な市街地住宅の供給等を促進するため、老舗百貨店（岡島）跡地の再開発への支援を行い、地域商店街の振興・中心市街地の活性化・まちなかの再生を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	469,307	572,499	1,221,699

施策 3 移住・定住の促進

施策の方向

東京圏などからの移住・定住を促進して、将来にわたり地域の活力を維持するため、関係団体と連携する中で、U J I ターン※希望者などへの最新の地域情報の提供や移住・定住に関する相談などに努めます。

現状と課題

- 国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略※」に地方への移住・定住の促進を掲げ、居住・就労・生活支援などに関する情報の集約と提供など、総合的な取組を展開することにより、東京一極集中を是正しようとしています。
- やまなし暮らし支援センターなど関係機関との連携のもとに、移住・定住を促す情報を積極的に発信するとともに、移住相談窓口を設置し相談業務等を行う中で、移住・定住人口の増加に取り組んでいます。
- 移住希望者の多くは、仕事や住宅等の情報を必要としていることから、雇用・企業誘致という側面も加味するとともに、庁内関係部署や関係団体等との連携を図る中で、移住・定住の促進や人口流出抑制対策に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)		目標値 (R7)	
成果指標	移住者数（累計）		525 人		600 人	
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
	—	—	—	2.01P		

施策を構成する事務事業

施策 3 移住・定住の促進

（１）地域情報の提供や移住・定住相談

◎移住・定住促進事業

（２）地域資源の活用による交流人口の増加対策

◎南北地域振興事業

主要事業

移住・定住促進事業

担当部課名

企画部 自治体連携課

事業概要

- 東京圏を中心とした地方での暮らしを希望する方々（移住希望者）に向けた相談・支援体制を充実させるとともに、移住や婚姻に伴う新生活のスタートアップ時の経済的負担を軽減するなどの移住・定住施策を展開していく。

現状と課題

- 移住・定住を促進するためには、移住希望者向けに本市の魅力や暮らしやすさを的確に発信し、各種相談にオンライン等で応じるなど、移住希望者を受け入れるための取組を積極的に推進する必要がある。
- 移住を決断するには、働く場所や住む場所の確保及び引越し等の資金の捻出が大きな要素となることから、庁内関係部署、県、県内企業、宅建協会等と連携する中で、移住・定住の促進に有効な施策を検討・実施していくとともに、移住希望者の経済的な負担を解消することが必要である。
- 結婚資金や婚姻後の新生活に対する経済的な不安が未婚や晩婚に影響を与え、出生率低下の要因となっていることから、若者が希望する年齢で結婚生活をスタートできる環境を整備することが求められている。
- 年少人口の減少による地域経済の縮小や地域全体の活力低下が懸念されるため、若年層を対象としたU I J ターン促進の施策が必要である。

今後の事業展開

- 東京都有楽町の「やまなし暮らし支援センター」等の移住促進を実施する他団体との連携強化を図るとともに、引き続きセミナーの開催やフェアへの参加など、主に東京圏からの移住・定住を促進する。
- こうふコンシェルジュを引き続き配置し、移住・定住希望者に対する本市のPR強化を図るとともに、各種相談に対して柔軟に対応する。
- テレワークの普及などによりライフスタイルが変化したことによる地方移住への関心の高まりを捉え、本市の強みを戦略的に情報発信するとともに、移住支援金による相乗効果を図り、移住定住の促進につなげていく。
- 婚姻に伴う新生活に必要な住居費等を補助することにより、本市における少子化対策及び若者の移住・定住の促進を図る。
- 「県央ネットやまなし」の連携事業として、圏域内の企業をめぐるバスツアー及び高校生が取り組んだ探究学習の成果を発表する「地域課題探求コンペティション」を実施し、若年層の郷土愛の醸成を図り、将来的なU I J ターンの促進を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	95,446	49,034	49,034

基本目標 2 魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）

【施策の柱】交流と賑わいを創出する

南北地域振興事業

担当部課名

産業部 林政課

事業概要

- 豊かな自然を活用し、創作活動及び自然体験の場を提供すること等により、交流人口の増加を図るとともに、南北地域の振興に係る新たな担い手の育成を図る。

現状と課題

- 「甲府市創作の森おびな」の指定管理者として指定した「帯那地域活性化推進協議会」と連携する中で、円滑な施設の管理運営を実施するとともに、積極的な施設 PR を行うなかで、施設の利用を促進し、利用料収入等の拡大を図る必要がある。
- 南北地域については、地域住民の高齢化等に伴う地域力の低下を防ぐ必要がある。

今後の事業展開

- 「甲府市創作の森おびな」を活用し、指定管理者が開設する施設のホームページ等により、施設の周知とともに北部地域の魅力を発信する。
- 南北地域の振興のため、「甲府市南北地域おこし協力隊」により、都市部の人材を活用し、地域の活性化及び情報発信体制の強化を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	26,463	28,684	28,397

施策 1 防災・危機管理対策の推進

施策の方向 -----

災害に強いまちづくりを進めるため、災害に対する市民意識の高揚や自助・共助・公助[※]の連携による地域防災力の向上を図るとともに、河川・水路の整備などに取り組みます。また、新たな危機事象に対処するための危機管理体制の強化に取り組みます。

現状と課題 -----

- 市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施などに取り組み、日頃から市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 地域における諸課題は、少子高齢化や若年層の流出、また、地理的条件による土砂災害や洪水などの災害発生要因を内包しており、更に、避難支援の必要な要配慮者も増加していることから、地域と行政が連携を強化し、防災という側面から見た地域の課題を解決するため、一体となって地域防災力を強化する取組が必要です。
- 計画的に河川・水路の整備などを行うことにより、浸水被害や冠水被害の防止に取り組む必要があります。
- 自然災害、大規模な事故や感染症の発生、国際組織による武力攻撃などに対応し、市民等の生命、身体及び財産などを守るため、危機管理体制を強化していく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名		現状値 (R5)		目標値 (R7)	
成果指標	自主防災組織※設置率		97.3%		99.8%	
	防災リーダー※の登録者数 (累計)		1,253 人		1,892 人	
市民実感 度指数	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	—		—		—	
					2.26P	

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策1 防災・危機管理対策の推進

（1）市民意識の高揚と地域防災力の向上

- ◎防災対策整備事業
- 総合防災訓練事業
- 災害救助事業

- ◎建築物耐震化支援事業（再掲）
- 防災行政用無線管理事業
- 防災事務

（2）河川・水路の整備

- ◎一般河川改修事業

- 水防事務

（3）危機管理体制の強化

- ◎危機管理対策事業

- ◎盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

主要事業

防災対策整備事業

担当部課名

市長直轄組織 防災企画課・地域防災課

事業概要

- 地域防災力強化のため、市民が行う初期消火活動に必要な消火栓器具等の設置を推進する。
- 甲府市総合防災情報システムにより情報の収集・情報伝達体制を強化し、円滑な応急対応に努める。
- 災害時における要配慮者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、災害時に円滑な支援を行うための「個別避難計画」が作成されるよう努める。
- 市内全自治会に対する「地区防災計画」の作成・見直し等の支援を行い、地域防災力の強化に努める。
- 大規模災害に備え、防災倉庫への非常用備蓄食糧や防災資機材の充実と適正管理に努める。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、市民が防災情報等を収集し、適切な避難等ができるよう運用を行う。

現状と課題

- 昭和 54 年からの年次事業として、消火栓器具等の設置事業を推進しており、設置率は年々向上している。
- 大規模災害の発生に備え、市民に対する防災指導等を通して防災意識の高揚や防災技術の向上に取り組んでいく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を年 1 回更新し、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿提供を行っているところであるが、避難行動要支援者名簿の充実や避難支援体制の強化を図るため、「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等への勧奨や、「個別避難計画」の作成数を向上させていく必要がある。
- 自治会の地区防災計画がより実効性のある内容となるよう、支援していく必要がある。
- 大規模災害に備え、防災倉庫への非常用備蓄食糧や防災資機材の充実と適正管理に努めていく必要がある。
- 近年の災害発生状況により、市民が必要とする防災情報等が変化していることから、各種災害関連情報を収集しやすいよう整理する必要がある。

今後の事業展開

- 消火栓器具等の新規設置事業を継続するとともに、避難所などの防災資機材等の適正管理や充実、環境整備に努める。
- 甲府市総合防災情報システムの訓練等による操作習熟度の向上に努める。
- 「避難行動要支援者名簿の個人情報の提供に対する同意書」の未回答者等に対して同意勧奨を行い、名簿記載者の充実を図る。また、同意勧奨と併せて制度についての説明をまとめたチラシを送付し、「個別避難計画」の作成数が向上するよう努める。
- 地域防災力の更なる強化を図るため、支援が必要な自治会に対して地区防災計画の運用状況の確認や見直しなどのアフターフォローを実施し、同計画の実効性を高め、地域防災活動の活性化に繋げる。
- 災害時の適切な避難行動や避難所運営についての啓発を行うため、「水害避難の地区研修会」の更なる内容の充実を図り、平常時からの準備や災害別の避難行動の違い、避難所運営等について理解を深めていただけるよう、各地区の指定避難所において、住民にわかりやすい研修会を実施していく。
- 児童生徒に対して防災講話や応急手当講習を実施し、防災教育の充実に努めるとともに、市内に居住する外国人に対して防災研修会を行うなど、引き続き地域防災力の強化推進を図る。
- 大規模災害に備え、液体ミルクや使い捨て哺乳瓶、紙おむつ、災害時貸出用等のスコップなど、非常用食糧や防災資機材の充実と適正管理に取り組む。
- 「甲府市防災アプリ」を活用し、日頃から市民が気象情報や防災関連情報などの防災情報を収集できるよう、各種研修会等で普及啓発を行うとともに、市内に居住する外国人にも平時からの備えや発災時の適切な避難行動が取れるよう、「わが家の防災マニュアル」の外国語版についても普及啓発に努める。

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	110,917	132,971	95,104

建築物耐震化支援事業（再掲）

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路[※]等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅に対しては、無料耐震診断から耐震改修までの一貫した支援体制が整っているが、耐震診断はするものの、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物の所有者には、耐震改修促進法に基づき耐震診断の義務が課せられているが、令和5年度末現在、対象建築物163件のうち、未診断建築物は13件（診断率92.0%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 平成30年にブロック塀等の倒壊事故が発生したことにより、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の改修補助事業に取り組み、広報誌への掲載、自治会単位での説明会、戸別訪問等を実施してきたが、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。

今後の事業展開

- 引き続き、「耐震相談窓口」を課内に常設するとともに、建築物等の耐震化に向けた啓発活動を行っていく。
- 木造住宅の耐震化や危険性の高いブロック塀等の改修などに要する費用の一部を補助する事業について、広報誌及び市ホームページへ掲載していく。
また、年度毎に対象地区を定め、自治会単位での説明会及び資料の回覧による周知の後、職員が山梨県建築士会の会員とともに戸別訪問を実施し、耐震診断等を促していく。
さらに、無料耐震診断を行ったものの耐震改修に至っていない木造住宅の所有者に、職員が戸別訪問を実施し、耐震改修を促していく。
- 避難路沿道建築物の所有者に対しては、通知文の発送、戸別訪問等を行う中で、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について周知していくなかで、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	252,843	209,223	167,417

一般河川改修事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 水路改修等により、住民の生活環境の向上及び浸水被害から財産の保全を図る。

現状と課題

- 農地等の減少による保水能力の低下から、豪雨等の際には一気に雨水が水路に流れ込み浸水被害をもたらしている。
- 台風等による降雨では、排水先である一級河川の水位が上がるため、スムーズに雨水が流れず水路が溢水する状況にある。
- 浸水の危険性が増加している箇所を把握したうえで、優先改修順位を決定し効率的な排水系統の整備が必要である。

今後の事業展開

- 関係機関と連携を図り、浸水被害の状況や事業の効果を考慮して改修計画を策定し、緊急自然災害防止対策事業債等の有利な起債を活用する中、計画的に整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	268,001	250,974	103,051

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

危機管理対策事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症対策の実施
- 国民保護訓練の実施

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置づけが5類感染症に変更されるなど、感染拡大防止対策が大きく変化したものの、新型コロナウイルス感染症は未だ収束していないことから、今後も国及び県の動向等を注視していく必要がある。

このような中、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、当面の間は、「甲府市新型インフルエンザ等行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき、迅速かつ確な対策を講じていくとともに、今後、発生することも予測される未知なる感染症に適切に対応するため、これまで実施した感染予防・拡大防止対策について検証する必要がある。

- 最近の世界情勢を鑑みると、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮のミサイル問題など、依然として不透明な状況が続いており、万が一、武力攻撃事態等が発生した場合の初動体制の確立が求められている。

今後の事業展開

- 国及び県の動向等を注視する中で、「行動計画」に基づき迅速かつ適切な対策を実施するとともに、今後予定されている「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」の変更を踏まえ、これまでの本市の対策を検証する中で、「行動計画」及び「甲府市新型インフルエンザ業務継続計画（BCP）」の見直しを行う。
- 弾道ミサイル落下時の行動等について、ホームページ等を通じて広く市民周知を図る。
- 甲府市国民保護計画に基づく訓練を実施することにより、初動対応の確立を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	557	698	691

盛土規制法規制区域指定基礎調査事業

担当部課名
 産業部 林政課

事業概要

- 令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、国は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を令和 4 年 5 月に改正し、法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。
- 盛土等の規制や、不適正な既存盛土等に対する是正措置等の命令を行うためには、規制区域の指定を行う必要があることから、区域指定等に必要基礎調査を実施する。

現状と課題

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに基礎調査を実施し、規制区域を指定する必要がある。
- 盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く規制区域に指定することが重要であり、基礎調査に当たっては、人命を守るため必要十分なエリアが規制区域に指定されるよう留意する必要がある。

今後の事業展開

- 基礎調査実施後、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く規制区域として指定し、危険な盛土等の規制を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,672	93	92

施策2 消防・救急体制の充実

施策の方向

市民の生命、身体や財産を保護するため、関係機関と連携しながら、複雑多様化する災害形態に的確かつ迅速に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

現状と課題

- 日常的な火災の予防、火災発生時の消火活動のみならず、いつ起こるかわからない自然災害や、不慮の事故などから市民の生命、身体や財産を守るため、消防・救急体制の重要性が高まっています。
- 火災などの各種災害や事故などの発生に備え、消防車両や資機材、消防水利などの充実を図るとともに、消防団員を確保していく必要があります。
- 救命率向上のため、救命講習などを実施し、救急体制を充実することが必要です。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)		目標値 (R7)	
成果指標	消防団員の充足率		80.2% (R4)		97.0%	
	消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値）		94.7%		95.9%	
市民実感 度指数	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	—		—		—	
					2.92P	

施策を構成する事務事業

施策2 消防・救急体制の充実

（1）地域消防力の強化

- ◎消火栓設置事業
- ◎非常備消防事業

- ◎消防施設等整備事業
- 常備消防事業

（2）救命意識の向上

- 普通救命事業

主要事業

消火栓設置事業

担当部課名

消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市街地及び周辺地域に消火栓を設置し（目標数 3,128 栓）、火災発生時、消防隊の防衛活動及び住民の初期消火活動に活用する。

現状と課題

- 令和 5 年 4 月現在 3,050 栓設置されており、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、「消防水利整備計画」に基づき計画的に消火栓を設置しているが、住宅地であっても水道管路の口径が消防水利の基準に適合しない場所や住宅密集地等の道路幅が狭く消防車両が進入できないなど、地域の特性によっては設置できない場所がある。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、消防活動の実情に即した有効な箇所を選定し設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	19,200	17,936	17,756

消防施設等整備事業

担当部課名

消防本部 警防課

事業概要

- 「消防水利整備計画」に基づき、市有地に耐震性貯水槽を設置し（目標数 139 基）、平常時の火災や大規模な地震発生時、大きな揺れにより水道管が破損するなどし、消火栓からは有効な水量が見込めなくなることから、二次的に発生する火災への備えとして活用する。

現状と課題

- 耐震性貯水槽は昭和 52 年から設置を開始、令和 5 年 4 月現在 126 基が設置済みであり、有効な消防水利として活用している。
- 課題として、市有地等、設置場所の確保が困難となっている。

今後の事業展開

- 「消防水利整備計画」に基づき、震災時における有効水利の手薄な地域に耐震性貯水槽を設置していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	64,362	59,717	59,119

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

非常備消防事業

担当部課名

消防本部 人事課・警防課

事業概要

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するため、消防団に係る各種資機材の更新・整備、及び消防団員の確保に向けた各種対策、並びに報酬等の支払いを行う。
- 災害時に活用する消防水利の確保のため、「道路下防火水槽改修計画」に基づき、道路下に設置されている防火水槽を補強することで、耐震化、長寿命化を図り、災害時に、有効な水利として、活用ができるよう整備するとともに、陥没による事故を未然に防止する。

現状と課題

- 消防団の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新、整備を行うが、耐用年数を経過し、老朽化している車両に対する修繕費の増額・更新サイクルの見直し等が課題となっている。
- 道路下防火水槽は、令和5年4月現在改修が必要と診断された60基全ての改修を完了し、有効活用しているが、補強工事による水量の半減が課題となっている。

今後の事業展開

- 更新計画に基づき、消防団に係る各種資機材及び車両の計画的かつ効果的な更新・整備を継続するとともに、更新サイクルが長期化しているものについては状況に応じて計画の見直しを実施していく。
- 分団の実情に合わせ、ポンプ車を積載車などへ切り替える選択ができるよう検討する。
- 「消防水利整備計画」に基づき、災害時に防火水槽が活用できるよう適切に維持管理を実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	226,177	281,797	272,892

施策 3 防犯・交通安全対策の充実

施策の方向 -----

犯罪や交通事故による被害を未然に防止するため、地域や関係機関と連携して、防犯や交通安全に対する意識の普及啓発を図るとともに、防犯活動や交通環境の改善に取り組みます。

現状と課題 -----

- 本市は、人口や産業、道路などの都市基盤が集積していることから、犯罪や交通事故が比較的多いという状況にあります。
- 警察をはじめとする関係機関と連携して、市民の防犯や交通安全に対する意識の醸成を図るとともに、地域防犯活動の充実や交通安全施設の点検・整備などによる交通環境の改善に取り組んでいく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	市内の刑法犯認知件数	1,013 件	1,011 件
	市内の交通事故発生件数	580 件	400 件
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.43P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

施策を構成する事務事業

施策3 防犯・交通安全対策の充実

（１）防犯や交通安全に対する意識の普及啓発

- ◎交通安全対策事業
- ◎社会を明るくする運動事業
- 運転免許証返納高齢者支援事業

（２）防犯活動

- ◎安全安心街づくり事業
- ◎街路灯助成事業
- ◎学校安全安心推進事業

（３）交通環境の改善

- ◎交通安全施設整備事業
- ◎自転車対策事業
- 通学路交通安全対策事業

（４）相談・救済対策の充実

- 交通災害共済事業

主要事業

交通安全対策事業

担当部課名

市民部 総務課

事業概要

- 交通ルールや交通マナーの徹底と交通安全意識の高揚を図る。
- 交通安全施設の整備を推進する。
- 交通事故相談員による相談・助言等の支援を行う。

現状と課題

- 新型コロナウイルスの第 5 類の移行により行動制限が緩和され交通事故が増加傾向にあり、引き続き 65 歳以上の高齢者が関係する交通事故件数は高い割合で推移している。また、道路交通法の一部改正により、令和 5 年 4 月から、すべての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化された。こうした状況の中、交通事故防止対策を推進し、市民一人ひとりが思いやりを持って、命の尊さを認識し、交通安全に真剣に取り組むよう、交通安全思想の普及と認識の徹底を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 山梨県や警察署をはじめとする関係機関及び団体との連携・協調のもと、春・秋の全国交通安全運動をはじめとする交通事故防止対策等に参画するとともに、幼児、児童、小学生及び高齢者等を対象に交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚に努める。
- カーブミラー、自発光式交差点鉾等の交通安全施設の整備を進めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	13,141	12,193	12,071

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

安全安心街づくり事業

担当部課名

市長直轄組織 危機管理課

事業概要

- 自主防犯ボランティア団体の活動活性化のための支援
- 青色防犯パトロールカー等による巡回
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）の管理運用
- 各種犯罪の未然防止対策の推進

現状と課題

- 甲府市安全・安心ボランティアは、55 団体、4,024 名（令和 5 年度末現在）が登録し、活動を行っており、活動活性化のため、甲府市安全・安心ボランティア団体補助金制度の運用、甲府市自主防犯ボランティア団体連絡協議会・研修会の開催、防犯情報等の発信（市ホームページ、広報誌、防災行政用無線の活用）及び地域安全ステーションの設置（市内 3 ヶ所に開設）等の支援を行っている。活動を将来にわたり持続可能なものとするため、若者のボランティア団体への参加を促す活動等への支援が必要であり、また、補助金制度についても出前講座や広報誌等で幅広く紹介し、制度の効果的活用を図る必要がある。
- 青色防犯パトロールカーについては、専用車両 1 台のほか、公用車 10 台を指定して運用している。また、自主防犯ボランティア団体では、5 団体、46 台（令和 5 年度末現在）が青色パトロール隊を編成し、児童の通学路における巡回の強化を図っている。青色防犯パトロールカーは視認性に優れ、犯罪抑止効果が高いことから、官民一体となって市民が安全安心を実感できる良好な治安を確保するため効果的に運用していく必要がある。
- 屋外防犯カメラ（見守りカメラ）については、市内 3 駅等に 35 台（令和 5 年度末現在）を設置している。市内の刑法犯認知件数は令和 4 年より増加傾向にあり、依然として高齢者を狙った電話詐欺や乗物盗などの該当犯罪が多く発生する中、防犯カメラが犯罪抑止及び犯人検挙に結びつく重要なアイテムとなっていることから、今後も住民のニーズを踏まえた対応が求められる。
- 電話詐欺事案をはじめとした各種犯罪の未然防止については、出前講座、広報誌及び防災行政用無線による注意喚起等の様々な対策を講じているが、電話詐欺は依然として被害が後を絶たないことから、最新の手口や傾向等、あらゆる機会を通じた情報発信に努める必要がある。

今後の事業展開

- 幅広い年齢層に、活動への理解と参加の呼びかけを実施する。
- 青色防犯パトロールカー等により、犯罪情勢を踏まえた、より効果的な巡回警備を実施する。
- 「見守りカメラ（屋外防犯カメラ）の設置基本方針」や住民のニーズ等を踏まえた対応に努める。
- 電話詐欺等、住民の身近な犯罪の発生に関する情報の積極的提供に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	10,690	11,855	11,401

街路灯助成事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 防犯、交通安全及び自然環境対策のため、自治会が維持管理している街路灯に要する経費（設置費、撤去費等及び LED 灯交換費並びに電気料）の補助を行い、安全で安心なまちづくりの推進に努める。

現状と課題

- 自治会からの申請により、街路灯の新設・撤去・補修・LED 灯への交換に対し、補助金の交付を行っている。
- 自治会が維持管理している街路灯の電気料（10 カ月分）について、補助を行っている。
- 毎年多くの自治会において役員が交代するため、街路灯電気料補助金申請手続きについて適切にサポートし自治会の負担軽減を図る必要がある。
- 自治会が維持管理する街路灯の落下等により自治会に賠償責任が課せられた場合に備えて、自治会の負担軽減の観点から市として防犯灯管理者賠償責任保険に加入している。

今後の事業展開

- 今後も協働の理念を念頭に、地域における街路灯の維持管理を推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	42,355	39,493	39,098

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】安全な暮らしを守る

学校安全安心推進事業

担当部課名

教育部 学事課

事業概要

- 全国的に学校の教育現場において、通学途中に見知らぬ人に声をかけられる、校内に不審者が侵入するなど、子どもたちが事件に巻き込まれるケースが増えていることから、小学生の通学時安全対策として市立小学校の1年生への防犯ブザーの配布や、防犯に関する通学路合同点検を実施するとともに、学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っている。
- 交通に関する通学路合同点検を実施する。

現状と課題

- 防犯ブザーは児童及びその保護者の防犯意識の高揚を図る目的で配布している。その後のメンテナンスについては、各家庭で対応していただけるよう周知に努めている。
- 緊急通報システムについては、適正な運用が図れるよう、各学校においてシステム点検等行う中で、学校内の安全対策に努めている。
- 登下校防犯プラン（平成30年6月22日、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議決定）に基づき、防犯の通学路合同点検を実施し、児童の安全確保に努めるとともに、地域連携の場として通学路安全推進連絡会議を開催し、関係機関との連携を図っている。

今後の事業展開

- 今後も通学時安全対策として、小学校1年生に対して防犯ブザーを配布していく。
- 学校内の安全対策として、小学校全校に整備した緊急通報システムの適切な運用を図っていく。
- 学校やPTA、警察及び地域住民等の関係機関との連携強化に努め、情報を共有するなど、より効果的な事業推進を図る。
- 登下校時の子どもの安全確保を図るため、引き続き通学路における防犯の合同点検を実施する。
- 犯罪を未然に防ぎ、より効果的な防犯対策に繋がるよう、すべての小中学校に防犯カメラを設置したことから、適切な運用を図り、引き続き学校内の防犯対策に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,268	1,177	1,165

交通安全施設整備事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 交通安全対策特別交付金※の対象となる道路反射鏡、歩道改良（バリアフリー化）、路面標示（区画線）、道路案内標識、道路照明、車両用防護柵等についての調査結果や、住民要望に基づき、工事発注により整備を図る。

現状と課題

- 新たな道路の開通や開発行為などにより、既存の道路の交通事情が大幅に変わること、新たな交通安全施設の整備要望は尽きることがない。路面標示の区画線は消耗による定期的な引き直しが必要であり、その他の車両用防護柵や標識など付属施設の老朽化による更新も必要となることから住民要望は高い。また、高齢化の進展などによる歩道のバリアフリー化対策の要望も多数寄せられている。
- 交通安全対策特別交付金制度の活用による事業であるため、事業対象の範囲、規格が制限される。
- 市で管理する道路延長に対して十分な予算の確保が難しい。

今後の事業展開

- 優先度を見極める中、老朽化した車両用防護柵や標識、区画線などの更新工事を計画的に行っていく。
- 今後も引き続き、交通安全対策特別交付金を活用しながら、関係各課・関係事業と一体的に各種整備を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	34,055	40,333	41,830

施策4 消費者保護の推進

施策の方向

消費者被害の未然防止や救済を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談や啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 消費生活の利便性は、インターネットやスマートフォンなどの普及、サービスの多様化などを背景として飛躍的に高まりました。その反面、事業者による違法な行為など、消費者をめぐるトラブルも発生しています。
- 関係機関、消費者団体などとの連携のもと、消費生活をめぐる親切・丁寧で的確な相談対応に努めるとともに、トラブルに巻き込まれないための情報提供や消費者教育を通じた意識啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	消費生活センターにおける救済件数		385 件	400 件
	消費者問題出前講座受講者数		1,360 人	1,900 人
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	2.34P

施策を構成する事務事業

施策4 消費者保護の推進

(1) 消費生活相談や啓発活動

◎消費者啓発育成事業

○計量検査事業

主要事業

消費者啓発育成事業

担当部課名

市民部 総務課

事業概要

- 複雑・多様化している消費者問題について、最新の消費生活情報の提供や消費者意識の啓発に努め、消費者の自立支援を図る。

現状と課題

- 国・県及び関係機関の各種消費者情報を収集し、消費者に提供すること等により、消費者被害の未然防止に努めてはいるが、消費者被害に関する相談件数は依然として高い水準で推移しており、また最近、インターネットやスマートフォン等の普及により、高齢者のみならず若年層においても、様々なトラブルに巻き込まれるケースも増えていることから、年齢に応じた消費者教育の推進が必要である。
- 消費生活相談件数の約4割が60歳以上の方々であることから、消費者被害に遭いやすい高齢者等を見守るための体制が必要である。
- 消費生活相談内容は、複雑かつ多様化していることから、それらに対応するために消費生活相談員や関係職員の一層のスキルアップが必要である。

今後の事業展開

- 消費生活センターにおいて、より一層きめ細やかな相談対応を行う。
- 消費生活相談員による「消費者問題出前講座」を、地域や学校等において、それぞれの特性に応じた内容で実施する。
- 「消費生活センター消費生活情報サイト」を活用し、消費生活に関する情報を迅速に市民へ提供することにより消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費生活に関する啓発活動等を通して消費者の自立を支援する。
- 消費者安全の確保に必要な情報交換や取組に関する協議を行う「甲府市消費者安全確保地域協議会」を開催するとともに、消費者見守りサポーター養成講座を開催し、高齢者等を見守る担い手の養成・増員に努める。
- 県央ネットやまなしの取組として、甲府市消費生活センターの広域的展開により、消費者トラブルの困難事例の共有化や相談体制の拡充などを通じて、消費者トラブルの未然防止と早期解決を図り、圏域住民の安全・安心の確保につなげる。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	31,704	32,152	29,258

施策 1 地域福祉の推進

施策の方向

市民が共に思いやり、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、ボランティアなどの活動を支援しながら、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働による地域福祉を推進します。

現状と課題

- 地域社会では、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しています。近年多発している自然災害を受け、地域の絆やコミュニティ※の必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。
- 市民の地域福祉に対する意識を醸成するとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への幅広い市民の参加を促進し、地域における生活課題に取り組む市民の力を引き出し、支え合いの地域づくりにつなげていく必要があります。
- 市民が生活課題に取り組むにあたり、身近に相談できる場の整備・周知を図り、関係者や関係機関が連携することで、市民に対する支援体制を構築していく必要があります。
- 支援を必要とする人を地域で継続して支えていくため、地域福祉を支えるボランティアの養成と活動支援により、つながりづくりや見守り、声かけを行うことができる関係を築いていく必要があります。
- 地域住民が福祉サービスを適切に利用できるよう、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働のもと、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりが必要です。
- 地域住民が社会福祉施設や介護保険サービス及び障害福祉サービスなどを安心して利用できるよう、社会福祉法人や事業者等に対して、運営等に関し、適切な指導・監査を行っていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)		目標値 (R7)
成果指標	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	103.6% (R4)		117.4%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.52P

施策を構成する事務事業

施策1 地域福祉の推進

（1）地域福祉活動への参加促進

- 社会福祉総務事務

（2）地域福祉のネットワークづくり

- ◎地域支援事業（再掲）
- 民生委員関係事務
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉関係計画推進事業
- 戦没者・原水爆被爆者等援護事業

（3）社会福祉事業等の適正な運営の確保

- 社会福祉事業等指導・監査事業

主要事業

地域支援事業(再掲)

担当部課名

福祉部 長寿介護課

保健衛生部 健康政策課・地域保健課

事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を 40 歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成 27 年 4 月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成 28 年 4 月から実施するとともに「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成 12 年の 38,018 人に対し、令和 6 年は 55,034 人と約 1.5 倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体による多様なサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援のほか、認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル[※]関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。
- 高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれるため、在宅医療・介護の連携強化が必要である。
- 本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするためには、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、更なる推進が求められている。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制[※]の推進に取り組む。
- 低栄養予防、オーラルフレイル予防、筋力低下予防等の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、フレイル予防の取組を推進する。
- 引き続き、地区の健康づくり組織の協力を得ながら、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるように支援していく。
- 医療や介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた 24 時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組みを実施する。

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP※（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,035,177	1,051,921	1,059,629

施策 2 高齢者福祉の充実

施策の方向

高齢者が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制※を確立する中で、生活支援や介護のサービスを適切に提供するとともに、介護予防や認知症対策を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防等との連携により、支援が必要な方を身近な地域で支える地域包括ケア体制を一層充実することが必要です。
- 高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくとともに、認知症の方への適切な支援や高齢者の権利擁護に関する事業を推進するなど、高齢者の自立した生活を支援する環境づくりが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を促進するための体制づくりが必要です。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	地域包括支援センターの相談支援件数	4,743 件 (R4)	4,711 件
	介護を要しない前期高齢者の割合	96.2%	96.3%
	認知症サポーター数	17,958 人 (R4)	21,558 人 (累計)
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.40P

施策を構成する事務事業

施策 2 高齢者福祉の充実

（１）生きがいづくりの推進

◎生きがい対策事業

○福祉センター事業

（２）生活支援サービスの提供

○老人保護措置事務

○敬老対策事業

○在宅高齢者対策事業

○若竹ねざらい事業

（３）介護サービスの提供や介護予防・認知症対策の推進

◎地域支援事業

◎成年後見制度普及促進事業

○介護保険対策事業

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

生きがい対策事業

担当部課名

福祉部 長寿介護課

事業概要

- 高齢者が知識と経験を生かし、地域社会における社会奉仕活動や創造的活動に参加し、生きがいを高めるため、シニアクラブ等への助成を行うとともに、超高齢社会を迎え、地域住民の主体的な参加の促進を図るため、地域の連携意識と福祉の心の醸成を図る。

現状と課題

- 高齢者数の増加が予測される中、シニアクラブのクラブ数と会員数を増やしていくことが課題である。

今後の事業展開

- 市シニアクラブ連合会との連携を強化し、シニアクラブ活動の活性化を図る。
- 関係団体と連携して、いきいきサロンの新設・運営を促進する等、組織の活性化と運営支援及び新規会員数の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	18,930	17,564	17,388

地域支援事業

担当部課名

福祉部 長寿介護課

保健衛生部 地域保健課・健康政策課

事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成28年4月から実施するとともに「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の38,018人に対し、令和6年は55,034人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体による多様なサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援のほか、認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

- フレイル[※]関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。
- 高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれるため、在宅医療・介護の連携強化が必要である。
- 本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするためには、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、更なる推進が求められている。

今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制[※]の推進に取り組む。
- 低栄養予防、オーラルフレイル予防、筋力低下予防等の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、フレイル予防の取組を推進する。
- 引き続き、地区の健康づくり組織の協力を得ながら、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるように支援していく。
- 医療や介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた 24 時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組みを実施する。
- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP[※]（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,035,177	1,051,921	1,059,629

基本目標 3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

成年後見制度普及促進事業

担当部課名

福祉部 長寿介護課

事業概要

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、平成 31 年 3 月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、平成 31 年 4 月には「甲府市成年後見制度中核機関（以下「中核機関」という。）」を設置し、甲府市社会福祉協議会へ運営を委託した。
令和 5 年度には、更なる成年後見制度の普及促進を図るため、次期計画として「第 3 次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関と本市が車の両輪となり、成年後見制度の利用を促進するための施策に取り組んでいる。

現状と課題

- 成年後見制度の利用者は増加しており、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度のニーズも高まっている。しかし、本市が行ったアンケート調査では、本市の成年後見制度の認知度は 7 割程度と比較的高い水準（72.9%）であったが、利用意向については他市と比較して 2 割程度と低い水準（27.1%）にあることに加え、「利用したいか分からない」と回答した者も 4 割程度（43.7%）いた。そのため、普及啓発の対象者を、判断能力が不十分な方々・支援関係者・一般市民ごとに分けて周知し、「利用したいか分からない」者が減らせるように、さらなる普及啓発活動を行う。

今後の事業展開

- 第 3 次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念である、だれもが尊重され自分らしく暮らせる権利擁護支援の推進に向け検証を行う。
- 成年後見制度の普及・啓発の推進、中核機関の機能充実、権利擁護の地域連携ネットワークの強化、中核機関の機能充実、地域連携ネットワーク強化の 5 つの施策を推進し、成年後見制度の利用促進を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	19,783	18,355	18,171

施策 3 障がい者福祉の充実

施策の方向

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいへの理解を深める中で、障がいのある人の生活を支える各種サービスを提供するとともに、社会参加を促進する等、障がい者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、障がいによって差別されることなく、共に生きる喜びを実感できるよう、協働による共生社会の実現を目指す必要があります。
- 障がいの多様な特性にかかわらず、また、どんなに障がいが重くても、必要とするサービスを利用しながら、障がいのある人本人が希望する地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がいのある人が、生涯を通じて、可能な限りその希望する身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約しているあらゆる社会的な障壁の解消を推進し、いきいきと暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がい児の健やかな育ちを身近な地域で支援するため、ライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりの構築を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	一般就労移行者数（累計）	177 人 (R4)	235 人
	基幹相談支援センター※の相談支援件数	13,298 人	14,086 人
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度 2.26P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

施策を構成する事務事業

施策3 障がい者福祉の充実

（１）障がい者福祉サービスの提供

- ◎重度心身障害者医療費助成事業
- 特別障害者手当等支給事業
- 自立支援医療事業
- 自立支援給付審査会事業

- ◎自立支援サービス事業
- 心身障害児童福祉手当支給事業
- 自立支援補装具事業
- 障害児通所支援事業

（２）社会参加の促進

- ◎障害者のすみよいまちづくり事業
- 障害者センター事業

- ◎地域生活支援事業
- 身体障害者福祉事務

主要事業

重度心身障害者医療費助成事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者の医療費助成
- 入院時の食事代の助成

現状と課題

- 窓口無料方式による医療費助成に対する、国民健康保険制度の国庫負担金等の減額措置を解消するために、平成 26 年 11 月から助成方法を自動還付方式に移行した。
- すこやか子育て医療費助成制度との均衡を図り、重度心身障がい児の経済的、時間的負担を軽減するため、窓口無料方式の対象を令和 5 年 1 月から高校 3 年生相当までに拡大した。
- 入院時の食事代の助成についても、高校 3 年生相当までの重度心身障がい児については令和 5 年 1 月から全額助成することとした。

今後の事業展開

- 支払困難者については、県の貸付制度の周知を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	678,285	646,870	640,816

自立支援サービス事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を行う。
- 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援、自立生活援助を行う。
- 居住系サービス…共同生活援助、施設入所支援を行う。

現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者が増えているが、障がい者のニーズの多様化により、様々なサービスを提供する必要がある。適切なサービスを提供するため、利用計画の作成等及び指定特定相談事業所※の人材育成が求められる。また、法制度の改正等を注視する必要がある。

今後の事業展開

- 更なる資質の向上を図るため、情報の共有や研修等を通じて指定特定相談支援事業所全体のスキルの底上げを図りながら、制度改正等に適切に対応していく。
- 指導監査課と協力し、各事業所に適切な業務を指導、監査していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	4,796,778	4,697,797	4,931,974

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

障害者のすみよいまちづくり事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 重度心身障がい者に対するタクシー利用料金の助成（タクシー利用券の交付）

現状と課題

- 重度心身障がい者の社会参加・自立支援のため、引続き事業を継続する必要がある。
- タクシーの初乗り料金の変更に伴い令和2年4月から助成額を1枚740円とした。
- 令和3年度から、当初交付枚数（最大24枚）を使い切った人を対象に追加交付（最大12枚）している。

今後の事業展開

- 安定的な事業実施のために、助成基準額の増額等を県に要望していく。
- タクシーの初乗り料金に変更となったため、他都市の状況を注視する中、助成額の変更を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	14,319	15,311	15,158

地域生活支援事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

事業概要

- 意思疎通支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業等を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施する。

現状と課題

- 各事業は、直接実施又は社会福祉法人等への委託等により実施しているが、必須事業のうち、「成年後見制度※法人後見支援事業」については、今後も継続して組織体制の構築に取り組む。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修を行い、意思疎通に支障がある障がい者等が自立した日常生活を送れるように支援する。
- 平成 26 年度より障害者基幹相談支援センター※を設置し、地域の中核的な総合相談の支援拠点として障がい者や家族からの相談に総合的に応じているところであるが、障がい者の地域移行、地域定着が国の政策として進められる中、相談内容も多岐に渡り、より一層の相談支援体制の強化が求められている。

今後の事業展開

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化する。
- サービスを必要とする方が利用できるよう、分かり易い情報提供に努める。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的とし、地域生活支援を更に推進するため、甲府市地域生活支援拠点等を整備し、各種事業を実施する。
- 福祉、保健、医療等関係者による協議により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた現状把握及び地域課題の抽出、共有等の取組を更に推進する。
- 医療的ケア児（者）の支援に関し、令和 4 年度に配置したコーディネーターによる、対象者の現状把握、分析、関係機関との連絡調整、支援内容の協議等を行う。
- 保育所等における発達障害に関する相談は増加傾向にあるため、発達障がい等スーパーバイズ事業を実施し、子どもの特性に合った支援や保育園等での環境を整える等、発達障がい児支援を促進する。
- 意思疎通支援事業において、失語症者向けの支援者派遣事業を実施し、失語症者の意思疎通の円滑化を図るとともに社会参加を促進する。
- 関係機関等と連携し、障がい者の支援体制づくりの充実に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	186,222	175,505	173,746

施策4 社会保障の充実

施策の方向

市民の安定した生活と健康を支えることができるよう、生活困窮者に対し、個別の世帯の実情に配慮した適切な支援に努めるとともに、国民健康保険や介護保険などの健全な運営を推進します。

現状と課題

- 社会経済構造の変容が著しい中、社会保障の果たす役割は大きく、国民に健やかで安心できる生活を保障するという社会保障の健全かつ持続的・安定的な運用が求められます。
- 生活が困窮している市民に対しては、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、一人一人の実情に配慮しつつ、包括的な相談支援とともに、安定した住居の確保と就労機会の確保など、自立を促すための取組などが必要です。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険料の収納率の向上などに取り組む必要があります。
- 国民年金の制度に対する理解を深めるとともに、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。
- 介護保険の健全な運営を図るため、介護サービスが適切に受けられる環境の整備、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。

● 施策の成果

	指標名		現状値 (R5)		目標値 (R7)	
成果指標	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合		9.85% (R4)		12.5%	
	国民健康保険料の収納率（現年度）		93.52% (R4)		94.00%	
市民実感 度指数	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	—		—		—	
					2.39P	

施策を構成する事務事業

施策 4 社会保障の充実

（１）生活困窮者への適切な支援

- ◎生活保護扶助事業
- 行旅病人死亡人取扱事務
- 生活保護適正実施推進事業
- 生活保護受給者就労支援事業

- ◎生活困窮者自立支援事業
- 生活保護総務事務
- 中国残留邦人生活支援事業

（２）国民健康保険の健全運営

- ◎国民健康保険事業

（３）後期高齢者医療の運営支援

- 後期高齢者医療事業

（４）介護保険の健全運営

- 介護保険運営事業

（５）国民年金の普及啓発

- 国民年金事務

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

生活保護扶助事業

担当部課名

福祉部 生活福祉課

事業概要

- 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭などの必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした事業である。

保護の要件として、保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する。

現状と課題

- 生活保護制度を利用する本市の被保護世帯数は、社会経済情勢の変化に影響され、平成30年度まで増加傾向であったが、令和元年度は減少している。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化や物価高等の影響を受けつつ、令和3年4月をピークに、その後は増減を繰り返す中で、全体としては減少傾向となっている。また、被保護世帯の類型別割合は「高齢者世帯」が全体の約6割近くを占めているが、稼働可能な被保護者の多くが該当する「その他世帯」も約2割を占めており、被保護者の就労意欲の喚起や、状況に即した就労支援など、その自立の助長が必要となっている。
- 本市生活保護扶助費の割合は、高齢者世帯の増加等に伴い5割以上を医療扶助費が占めている。

今後の事業展開

- 保護の目的が達成できるよう、生活保護法や実施要領等に基づき、適正な生活保護行政の運営に努め、日頃から被保護者の実情を良く把握し、保護を決定する。被保護者に対しては、本制度の主旨及び権利、義務について正しい理解を得るよう、十分な説明や、すべての被保護者世帯に対して配布する「生活福祉課だより」を活用するなど、制度の周知徹底を図っていく。また、関係機関や団体、地域住民と連携を深め、相互理解と地域社会の協力を得ながら、制度の円滑な運用と、地域共生社会の実現を図っていく。
- 稼働可能な被保護者に対しては、ハローワーク等と連携し、就労意欲の喚起や必要な情報の提供及び助言を行い、就労による経済的自立を図っていく。
- 頻回受診、重複処方の対策や後発医薬品の使用促進等適切な医療の利用を図るとともに、生活習慣病予防として、健診受診促進や管理栄養士による食生活の改善などを行う被保護者世帯の健康管理支援を継続実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4,869,566	4,628,048	4,610,358

生活困窮者自立支援事業

担当部課名

福祉部 生活福祉課

事業概要

- 自立相談支援事業は、自立支援相談員が生活困窮者からの相談に丁寧に応じ、課題をアセスメントする中で、就労支援や家計改善支援など、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、庁内関係部署や関係機関と必要な情報の共有及び連携する中で、包括的に早期自立の支援を行う。
- 住居確保給付金事業は、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方々に、就職活動を行うことを要件に一定期間、家賃を給付する。
- 一時生活支援事業は、住居のない生活困窮者に対して一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行い、自立に向けて支援する。
- 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、就学支援相談員が支援対象世帯を訪問し、子どもの学習支援や進路相談など、必要な支援を行う。
- 家計改善支援事業は、家計のやり繰りに問題を抱える生活困窮者に対し、専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かな対応により、家計管理能力の向上を図り、早期に生活を再建させるための支援を行う。
- 就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練を行う。

現状と課題

- 相談者の抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、障がいや傷病、DVや家族関係等、複雑・複合的な悩みを抱えているケースが多数あり、相談者の実情やニーズを丁寧な相談支援で的確に捉え、必要に応じて庁内関係部署や関係機関と情報の共有及び連携した支援を行っていく。また、困窮状態に応じ、速やかに生活保護担当と連携した支援を行う必要がある。
- 生活困窮者からの新規相談件数は、コロナ禍と比較すると減少しているが、昨今の物価高等により、新たな困窮原因が増えていることから、一人一人に丁寧に寄り添い、積極的に情報把握を行い、実情に応じた各種支援、制度に繋げるなど、早期に安心して生活できるよう支援していく必要がある。

今後の事業展開

- 稼働可能な者に対しては、ハローワーク甲府との連携による就労支援とともに、平成26年11月から開設された本市とハローワーク甲府との一体的事業である職業相談窓口「ワークプラザ甲府」との連携を一層密にした就労支援を展開していく。また、様々な要因から直ちに就労が困難な者に対しては、就労準備支援員が日常生活自立の段階から伴走型の支援を実施し、就労に必要な基礎能力の形成及び就労意欲の喚起を図っていく。
- 稼働不可の者に対しては、庁内関係部署や関係機関との連携を密にして、それぞれの課題解決に向けた総体的な支援を展開していく。ホームレス等に対しても、それぞれの自立に向けて、個々の実情に即した的確な支援を展開していく。

基本目標３ 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

- 生活困窮者における支援としては、庁内関係部署及び社会福祉協議会等の関係機関と情報共有を図り、生活困窮者の早期把握に努める中で、自立に向けた包括的な支援を実施していく。
- 社会福祉協議会が実施した、緊急小口等特例貸付（コロナ特例）の償還にあたり、償還猶予を申請した借受人からの生活困窮などの相談希望があった場合は、社会福祉協議会と連携し、償還猶予や生活再建等に関する相談支援（フォローアップ支援）を積極的に行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	42,354	46,988	46,517

国民健康保険事業

担当部課名

福祉部 健康保険課

事業概要

- 国民健康保険制度は、都道府県及び市町村を保険者として、職域を対象とする健康保険や各種共済組合等の被用者保険の被保険者、組合員やその扶養者などの職域単位で行われている制度以外の農林漁業、自営業者などで構成されている地域保険である。
- 病気、けが、出産及び死亡の場合に被用者保険加入者以外の方に対する保険給付を行い、医療保険制度の中核をなす制度であるとともに、医療保障のみならず保健事業活動も実施しており、地域住民の健康保持や健康増進に対しても重要な役割を果たしている。

現状と課題

- 国民健康保険の財政運営は、他の医療保険に比べ所得水準が低い加入者が多く、また年齢構成が高く医療費水準も高いといった構造的な問題を抱えているとともに、1人あたりの医療費が年々増え続けている状況から、安定的な保険料収入の確保が求められている。

今後の事業展開

- 国は国民健康保険事業が抱える構造的な問題を解決するため、公費負担の拡充を行うとともに、平成30年度から国民健康保険事業を都道府県単位として県との共同運営を行っている。共同運営において、県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指し、また市町村は、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業等、引き続き地域における事業を行っており、今後も国民健康保険の健全な運営を図る観点から、収納率の向上や医療費適正化に取り組んでいく。
- 保険料の収納率向上については、積極的な取組により、国民健康保険事業の財政基盤の安定化を図る。
- 医療費適正化を推進していくため、「第3期甲府市国民健康保険データヘルス計画」に基づく特定健康診査※受診率向上の取組みとして、人工知能（AI）を活用した新たな受診勧奨を実施するとともに、特定保健指導※実施率やジェネリック医薬品※の利用率向上を図る。また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを始めとする効果的・効率的な保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	19,438,302	19,144,784	18,855,697

施策5 健康づくりの推進

施策の方向

生涯を通じて市民が健やかに暮らすことができるよう、健康や食育に関する知識の普及啓発を図る中で、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、疾病予防や母子保健の充実を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化が進行し、医療や介護に係る負担がより一層増えることが予想される中、健康寿命[※]の延伸を実現するため、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上していく健康づくりを推進することが求められています。
- 健康や食育に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における健康づくりを推進する団体等との協働のもと、誰もが参加できる地域の健康づくり活動を推進するなど、市民自らが健康について理解と関心を持ち、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 生活習慣病やがん等の早期発見等による疾病予防、母性や乳幼児の健康の保持・増進を図るための母子保健、さらには感染症の予防対策等の充実により、乳幼児から高齢者までライフステージ各期に応じた健康づくり施策を推進する必要があります。
- 平常時の感染症発生動向調査や、結核・HIV・新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する啓発や情報提供等に取り組み、感染症の予防及びまん延防止の対策を強化する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	がん検診の受診率	胃がん 7.0% 子宮がん 8.5% 肺がん 12.6% 乳がん 13.2% 大腸がん 10.9% (R4)	胃がん 7.10% 子宮がん 8.55% 肺がん 12.70% 乳がん 13.30% 大腸がん 11.00%
	乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 96.9% 3歳児 96.9%	1歳6か月児 98.0% 3歳児 97.0%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	—
			令和5年度 2.52P

施策を構成する事務事業

施策5 健康づくりの推進

（１）健康づくりへの支援

- ◎健康政策推進事業
- ◎精神保健福祉事業
- ◎妊娠・子育て応援給付金事業（再掲）
- 市民いきいの里管理事業
- 保健統計調査等事業

- ◎健康づくり推進事業
- ◎母子保健事業（再掲）
- 保健施設管理事業
- 保健衛生総務事務

（２）疾病予防

- ◎健康診査事業

- ◎各種予防事業

（３）母子保健の充実

- ◎母子保健事業（再掲）

- ◎妊娠・子育て応援給付金事業（再掲）

（４）感染症への対策・患者支援

- ◎感染症対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

健康政策推進事業

担当部課名

保健衛生部 健康政策課

事業概要

- 「人」、「地域」、「まち」による「健康の好循環」を創出し、健康都市宣言に基づく取組を推進することによって、健康寿命の延伸と「元気Cityこうふ」の実現を目指す。

現状と課題

- 健康寿命の延伸に向け、健康無関心層を含む多くの市民が、自らが健康についての理解を深め、生活習慣の維持・改善に取り組むよう、健康づくり支援の強化を図ることが必要である。
- 高齢化の進展に伴う在宅医療・介護の需要の増加や、在宅医など医療介護関係者の人材不足が、甲府市及び近隣市町における共通の課題であり、「県央ネットやまなし」の形成を契機として、圏域で連携を強化する中で、効率的な在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進していく必要がある。
- 高齢者の健康については、複数疾患の合併や、加齢に伴うフレイルや認知症等により健康上の不安が大きくなる。こうした不安を取り除き、健康寿命の延伸、QOL(クオリティー・オブ・ライフ)の維持向上を図るためには、高齢者一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援や地域社会全体での集団的支援により、健康づくりや介護予防を一層推進していくことが必要である。

今後の事業展開

- 一人ひとりの健康管理を促し、主体的な健康づくりの継続を後押しする「健康アプリ」などの健康施策を継続実施するとともに、「甲府市の歌をきっかけとする運動習慣づくり」として甲府市の歌に合わせた体操の作成・周知や企業と連携して青壮年期層の健康づくりを促進する「(仮称)事業所対抗 大運動会」の開催などを新たに実施することにより、壮年期層や働き盛り世代などの健康無関心層の健康意識の醸成を促し、「人」「地域」「まち」が一体となった、健康づくりを推進する。
- 広域での在宅医療・介護連携を推進するため、医療・介護情報検索システムの運用や機能強化、医療介護関係者の連携促進やスキルアップなどに取り組む。
- 高齢者一人ひとりの健康状態に応じた各戸への訪問型の糖尿病性腎症重症化予防事業「3か月血糖チャレンジ」、健康状態不明者の把握「げんきお届け隊」や、集団で行う健康づくり「健康づくり同窓会」など、保健事業と介護予防の取組を一体的に実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸と地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	51,950	53,027	51,395

健康づくり推進事業

担当部課名

保健衛生部 地域保健課

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 健康増進法や保健計画、食育推進計画に基づく保健事業について、保健計画推進協議会、愛育会、食生活改善推進員等と協働して実施することにより、健康づくりの一次予防を推進し、健康寿命の延伸を図る。また、中核市事務として難病支援事業、国民健康・栄養調査事業等を実施する。

現状と課題

- 地域においては、各地区に保健計画推進協議会を組織し、愛育会や食生活改善推進員会等が行政と連携し、健康づくり推進のための取組を展開している。市民自らが健康づくりに対する意思や意欲を高め、主体的な健康づくり活動が継続できるよう支援していくことが求められる。
- 健康寿命の更なる延伸に向けては、健康の維持・増進を図るための普及啓発や機会の創出とともに、高齢者は地域や仲間と関わる社会参加の機会が重要となるため、フレイル※予防に着目した働きかけが更に必要である。
- 働き盛り世代は、ライフイベントや生活環境の変化から運動不足・睡眠不足・ストレス過多が起こりやすく、また、加齢に伴う身体の変化やこれまでの生活習慣などの影響から、生活習慣病などの発症や受診が必要な人が増える時期であるが、仕事や育児、介護などで多忙なことや健康への関心の有無などにより、健康診査やがん検診の未受診、病気の発見の遅れなどがみられる。地域保健と職域保健との連携を進め、定期的な健康診査・がん検診の受診や正しい生活習慣の定着を図っていくことが必要である。
- 食育における健康課題を「ライフステージごと」と、「食育への関心の有無」の2つの視点で整理し、令和6年度からの第4次甲府市食育推進計画を策定した。重点的な取組として、「生涯を通じた食育の推進」を継続するとともに、新たに、「食の土台作りの推進」を行う必要がある。

今後の事業展開

- 各地区の健康課題に合わせ、健康づくり組織等とも協働しながら、「あなたの地区（まち）の出張保健室」等による住民への健康相談・健康教育により、生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現できるよう健康づくりを推進する。さらに、保険者や中北地域・職域保健連携推進協議会など地域保健と職域保健との連携を深め、生涯を通じた健康づくりの充実を図る。
- 食育推進の関係団体、機関等と連携をとりながら、「甲府市食育推進計画」に基づき、食文化を通じた次世代への食育推進事業、味覚教育、体験型食事教育等の事業を継続し、ライフステージごとの情報発信の充実を図る。また、全ての方が健康的な食生活を送ることができるよう、関連する事業者等との課題共有や連携体制づくりに努め、健康的な生活習慣を実践しやすい食環境づくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	26,306	24,643	24,630

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

精神保健福祉事業

担当部課名

保健衛生部 精神保健課

事業概要

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健福祉士、保健師等による精神保健福祉相談や、警察官通報の受理及び相談対応等の業務のほか、自殺対策基本法に基づく「自殺対策推進計画」の策定など自殺対策に関わる業務、ひきこもり支援に関わる業務を実施する。

現状と課題

- 社会情勢等に伴い、精神疾患を抱える方の相談件数は、増加傾向にあり、また対応が長期化している。そのニーズは家族構成等も絡み、複雑で多様化しており、より高度な専門性の確保や関係機関との連携強化が必要となっている。
- 第2次自殺対策推進計画策定に伴い実施した住民意識調査等により、正規雇用されていない若い女性や高齢者のみの世帯などの特定の層に自殺リスクが高いことが懸念されることや、自殺予防週間・強化月間やゲートキーパーなどの自殺対策に対する市民の認知度が低いことが明らかとなった。
- ひきこもりの要因や状況は、一概ではなく様々であり、当事者世帯が孤立する場合があることから、当事者や家族が安心して相談や支援が求められるような地域づくりが必要である。また、メタバース※を活用したひきこもり相談支援では、面談が苦手な当事者であっても気軽に相談できるよう、より利用しやすいツールとなるよう検討が必要である。

今後の事業展開

- 支援対象者の増加に伴い、高度な専門性や関係機関と連携した支援が求められており、県の協力を得ながらのスキルアップや、医療機関等の関係機関と連携支援について協議を行っていく。
- 女性や単身高齢者などを対象とした自殺対策として、庁内関係各課と連携した普及啓発や、連携中枢都市圏の多くの人が利用する施設等での働きかけ、また若者の自殺対策として、専門学校や小中学校等の生徒向けに普及啓発を行っていく。
- ゲートキーパー養成講座受講者の増加や認知度の向上を図るため、中小企業を対象に動画での研修受講や啓発用リーフレットを配付し、自殺対策を支える人材の育成に努める。
- ひきこもりの当事者やその家族からの相談があった場合に、傾聴することや必要に応じて、本市の相談窓口に繋げるなど、ひきこもりに関する正しい知識を持った理解者を地域に増やし、社会全体で支援していくよう、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の地域で活動している団体等への研修会を実施する。
- メタバースを活用したひきこもり相談支援では、メタバース空間の利用に慣れ親しみ、気軽な相談ツールとなるよう、当事者や家族の孤独感の解消を目的とした交流会を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9,558	8,736	8,753

母子保健事業（再掲）

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

保健衛生部 母子健康課

事業概要

- 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査等を実施し、母と子の健康づくりを推進する。
- 平成29年度に子育て世代包括支援センター（現：こども家庭センター（母子保健））を開設するとともに、マイ保健師制度を導入し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図っている。
- 女性の健康相談において、不妊等に悩む方への相談支援を実施している。
- 令和4年4月以降に実施した不妊治療を対象として、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、これまで以上に治療機会が提供できるよう、不妊治療費助成事業を実施している。

現状と課題

- 妊娠届出時面談や産婦健康診査等の事業を通じ、支援の必要な妊産婦の早期把握に努めている。早期にマイ保健師が支援することで、母親の孤立感を和らげ、育児不安や負担感を軽減していくことが必要である。
- 乳幼児期の子どもの健やかな発育・発達や、保護者の育児不安の軽減を図るため、訪問や面談を通じた支援のほか、乳幼児健診や各種教室を通じたポピュレーションアプローチについても重点的に取り組んでいる。こうした中、乳幼児の健康診査の受診率は、令和5年度において、90%以上となっているが、引き続き個別通知などを通じて受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、未受診者の状況把握を行っていくことが必要である。
- 育てにくさを感じている保護者が必要なタイミングで相談できるよう、寄り添った支援を行っているが、保護者が子どもの発達過程や育児に関する理解を深め、適切な関わり方を知る機会の提供に努め、育児困難感を軽減していくことが必要である。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいるが、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健に関わる関係機関との連携を更に推進していく必要がある。

今後の事業展開

- こども家庭センター（母子保健）に統括支援員を配置し、児童福祉機能と母子保健機能が連携・協働した支援の強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4月から中止をしていた3か月児整形外科健康診査を令和6年度から再開する。
- 発達特性のある子どもについて、保護者が適切に対応できるよう知識や方法を身につけるペアレントトレーニングと、子どもへの療育の場を提供する親子はぐくみクラスを実施する。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を図るため、母子保健推進会議や母子保健研修会等を通じた関係機関との連携の推進などにより、母子保健機能の強化を行うとともに公認心理師によるアウトリーチ支援を実施するなど、マイ保健師が相談支援の起点となりながら、関係機関や関連事業等をつなぎ合わせた包括的な支援体制の充実を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	239,105	222,015	219,727

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

妊娠・子育て応援給付金事業（再掲）

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て家庭等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊娠・子育て応援給付金の支給を一体的に実施する。

(1) 伴走型相談支援

妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出生後4か月頃までの間で面談を実施し、必要な支援を行う。なお、妊娠8か月頃の面談は、アンケートを行い、面談を希望した場合又は支援が必要と判断した場合に行う。

(2) 妊娠・子育て応援給付金

- ① 妊娠応援給付金 妊娠届出時の面談実施後に5万円を支給する。
- ② 子育て応援給付金 出生届出時以降の面談実施後に5万円を支給する。

現状と課題

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

今後の事業展開

- 妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じる中で、必要な支援につなげていくとともに、速やかに妊娠・子育て応援給付金の支給を行う。
- 令和5年10月に開始したオンライン相談については、来所ができないなど対面での支援が行えない場合や妊娠8か月頃の面談の機会などに利用を積極的に案内する中で、相談ツールとして有効に活用し、適時に、一人一人に寄り添った支援を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	131,296	121,788	120,567

健康診査事業

担当部課名

保健衛生部 地域保健課

事業概要

- 生活習慣病やがん等の早期発見及び重症化を予防し、健康寿命※の延伸を図る。
- 健康増進法第 17 条及び第 19 条の 2 の「市町村による生活習慣相談等の保健指導、関連業務の実施、健康増進事業の実施」に基づき、基本健康診査や各種がん検診などの事業を実施している。

現状と課題

- 生活習慣病対策として、国民健康保険の加入者を対象とした特定健康診査※を実施するとともに、生活保護受給者を対象とした生活保護受給者等健診及び 19～39 歳の方を対象とした基本健康診査を実施し、生活習慣病等の早期発見に努めている。また、がんの早期発見への取組として、各種がん検診を実施している。今後も疾病の早期発見及び重症化予防に向けて、多くの方に健康診査やがん検診を受けられるよう、健診体制の整備や周知に取り組む。
- 女性に特有のがんである「乳がん」と「子宮頸がん」は、近年、若い世代に多くなっており、「乳がん」は 30 代後半～40 代、「子宮頸がん」は 20 代～30 代の女性に増加しており、死亡者数も増加傾向にあり、がんの早期発見が重要となっている。
- がん検診を受けて精密検査の対象となった方が、きちんと精密検査を受けていただくような取組が課題となっている。
- 令和 5 年度に実施した市民アンケート調査では、市が実施している歯科健診の認知度が 26%となっており、成人歯周疾患健診の受診者が少ないことも課題である。全世代を通じて定期的に歯科健診を受診することの習慣化を推進するとともに、市で実施している歯科健診の受診者の増加及び認知度向上が必要である。

今後の事業展開

- 多くの方に基本健康診査やがん検診等を受診してもらえるよう、あらゆる機会を通じて健診受診の周知を図り、受けやすい健診体制の整備に努める。集団健診申込みにおいて、希望しない検診を選択するオプトアウト方式※を取り入れることにより、がん検診受診につながる体制づくりに努める。
- 女性特有のがんに関する正しい知識の普及や女性が検診等を受診しやすい環境づくりに努める。
- 基本健康診査や特定健診等の結果から、糖尿病や慢性腎臓病予防に向けた保健指導及び健康教育の実施、がん検診の結果、精密検査対象者となった者のうち受診が確認できない方に対し、電話等による受診勧奨を継続実施する。
- 歯周疾患予防のため、歯周疾患健診の受診を推進することに加え、若い年代からの定期的な健診の受診を働きかけ、受診者の増加及び認知度向上に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	162,086	151,893	151,875

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

各種予防事業

担当部課名

保健衛生部 医務感染症課

事業概要

- 予防接種法に基づき、感染症の被害を最小限にとどめるために、免疫の備わっていない乳幼児等や体力が低下している高齢者への予防接種を実施する。
- 風しんの発生及びまん延の予防のため、これまで風しんにかかる予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方の予防接種を実施する。

現状と課題

- 接種間隔が空くなど、接種時期を忘れやすい年代の接種率が低い傾向にあることから接種率の向上を図る必要がある。
- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種」の追加的対策の実施を継続していく。
- 新型コロナワクチン接種が特例臨時接種から定期接種となるので、医療機関や市民への周知を図り、制度移行による混乱が生じないようにする必要がある。

今後の事業展開

- 接種時期を忘れやすい年代の接種対象者に対し、個別通知を発送することなどにより接種率の向上を図る。
- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種」の追加的対策が令和6年度で終了のため、個別通知による勧奨や広報等の周知により受検忘れを防ぎ、受検率の向上を図る。
- 新型コロナワクチン接種が特例臨時接種から定期接種となるので、医療機関への周知や接種対象者へ勧奨通知を発送する。
- 子宮頸がんワクチン接種の特例措置が令和6年度で終了のため、接種対象者に個別通知を発送することで接種忘れを防ぐ。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	528,886	429,462	420,969

感染症対策事業

担当部課名

保健衛生部 医務感染症課

事業概要

- 定点医療機関から週単位又は月単位での届出内容を感染症サーベイランスシステム[※]を通じて中央感染症情報センターへ報告し、届出内容を集計・分析した情報を公表する。
- 対象となる感染症患者に適切な医療を提供するため、医療費の公費負担を行う。
- 先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性、その配偶者及び同居者等を対象に保健所において風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方には予防接種を勧奨する。
- エイズや性感染症のまん延防止と正しい知識の普及啓発を図るため、保健所における相談・検査及び学生等を対象とした知識普及啓発講座を実施する。
- 社会福祉施設等において、感染症が集団発生した場合の原因究明と拡大防止の指導等を目的に疫学調査を実施するとともに、市民への注意喚起のため、市ホームページに情報を公表する。
- 感染症の発生予防とまん延防止等を定めた甲府市感染症予防計画に基づき体制整備及び各関係機関との連携を図る。

現状と課題

- 海外から日本に持ち込まれるデング熱、麻しん等の感染症の増加が懸念されているとともに、新型コロナウイルス感染症のような新たな病原体による感染症への対応が課題となっている。
- 結核は、既感染者の高齢化などによる再燃がみられ、早期発見、まん延防止が重要であり定期健診等の受診について周知を図る必要がある。また、再発及び薬剤耐性菌の出現を防止するため処方された薬剤を確実に服薬し、治療の完了を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、甲府市感染症予防計画に基づき対応する必要がある。
- 新興感染症等の患者発生時に備え、平時から関係機関との連携体制を構築する。また、新興感染症等の発生時に必要な物資や資材等を備蓄・点検整備する。
- 結核患者の服薬を支援するDOTS[※]支援員を引き続き配置し、確実な服薬を支援することにより、結核の再発や多剤耐性結核の発生を予防する。また、治療終了後の管理検診や結核患者との接触があった者への健診を行い、早期発見に努めるとともに、市民への結核予防に関する情報発信に努める。
- 感染症にかかると重症化しやすく、また、クラスターも起こりやすい高齢者施設や障害者施設に対し、研修の機会を提供するとともに、感染症に関するマニュアルの見直し等の支援を行う。
- 感染症のまん延時等、健康危機発生における保健所業務の負担の増大に対応するため、I H E A T[※]要員の確保及び研修を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	29,653	28,169	27,365

施策6 医療環境の充実

施策の方向

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携と機能分担を推進し、医療支援体制の確立に努めるとともに、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 市立甲府病院にあっては、地域の中核病院として、各医療機関との機能分担及び医療連携並びに在宅医療等への支援強化に努めながら、地域が一体となった切れ目のない医療体制を確立し、経営の健全化を図る必要があります。
- 甲府市医師会など関係機関と連携し、甲府市地域医療センターや山梨県初期救急医療センターによる休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図る必要があります。
- 病院や診療所等が適正な医療を行う場となるよう立入検査を実施するとともに、医療に関する相談や情報提供などを行う医療安全相談コーナーを設置し、市民が安心して医療を受けられる環境の構築及び医療の安全の確保を図る必要があります。
- 薬局等勤務薬剤師にかかる研修会を開催し、薬剤師の資質向上や業務の適正化等を図るほか、毒物劇物取扱者講習会を開催するなどし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を図る必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	市立甲府病院の病床利用率		59.0% (R4)	66.7%
	市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率		紹介率 56.0% (R4) 逆紹介率 54.4% (R4)	紹介率 62.1% 逆紹介率 53.6%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	2.81P

施策を構成する事務事業

施策6 医療環境の充実

（１）医療支援体制の確立

◎病院経営推進事業

○医療安全対策推進事業

◎地域医療連携事業

○国民健康保険事業（直営診療）

（２）緊急医療体制の充実

◎救急医療体制整備事業

○地域医療センター管理事業

（３）保健衛生の充実

○薬務等対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

病院経営推進事業

担当部課名

市立甲府病院 経営企画課

事業概要

- 経営の健全化

需要が高まる医療・介護、地域に不足する医療・介護に対する体制強化を行う中で「市立甲府病院経営強化プラン」に基づき、入院収益の年次的な増収及び費用抑制を図ることにより、経常収支比率100%以上を目指す。

現状と課題

- 平成25年度に市立甲府病院経営形態検討委員会において経営形態について検討し、当面の間は現行の地方公営企業法の一部適用の維持を決定した。現行の経営形態での経営改善状況を踏まえ、適宜適切に経営の効率化について検討を行う。

今後の事業展開

- 目標管理による目標値、進捗状況の管理と確実な実行
- 全診療科、全部門に対して、院長・副院長を交えた意見交換会（4回/年）の実施
- 改善取組推進の体制作り
- 各科・各部門から提案された改善案の検討・実施

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10,890,761	10,951,514	10,996,246

地域医療連携事業

担当部課名

市立甲府病院 総務課・総合相談センター

事業概要

- 市立甲府病院は地域の中核病院として、主領域となる急性期医療の提供をはじめ、在宅療養後方支援病院及び地域包括ケア病棟の機能を活用した在宅医療等への支援に努めながら、当地域の地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する。

現状と課題

- 中北医療圏[※]において、75歳以上の医療需要は今後増加し、慢性疾患・複数疾患を抱えながら在宅医療を受ける患者や、手術のみならずリハビリ等の必要性を有する患者からの医療需要が見込まれることから、在宅医療等に対する支援を強化し、あらゆる世代の一人一人が安全安心で質が高く効率的な医療を受けられる、地域が一体となった医療連携体制を整備する必要がある。

今後の事業展開

- 救急医療をはじめ、がん診療・周産期医療等、自治体病院が担うべき医療の提供及び医療需要の増加が見込まれる在宅医療等への適切な対応を図るため、地域医療機関との機能分担及び医療連携を推進し、地域医療資源を有効的に活用しながら、効率的に質の高い医療の安定供給に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	649	649	649

救急医療体制整備事業

担当部課名
保健衛生部 医務感染症課
子ども未来部 母子保健課

事業概要

- 夜間の甲府市地域医療センターにおける初期救急については、甲府市医師会が運営する救急医療センター、甲府市歯科医師会が運営する歯科救急センター、甲府市薬剤師会が運営する救急調剤薬局に支援を行っている。なお、救急医療センターについて令和6年5月中旬からは、毎日18時から23時までを山梨県及び県内市町村で運営する「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」で実施し、23時以降を市立甲府病院などの二次救急病院に委託し、夜間における救急患者に対する診療を行う。
- 休日の日中における医療体制整備については、開業医による在宅当番医制事業を甲府市医師会に委託している。
- 二次救急医療※体制の整備については、病院群輪番制運営事業を周辺市町と共に二次救急病院に委託し、休日、夜間における重症救急患者に対する診療を行っている。
- 小児救急医療体制の整備については、小児初期救急医療センター事業及び小児病院群輪番制等を山梨県及び県内の市町村で組織する山梨県小児救急医療事業推進委員会を通じて実施し、夜間、休日における小児救急患者に対する診療等を行っている。

現状と課題

- 夜間における初期救急医療体制のうち18時から23時までの間については、令和6年5月中旬から開始される「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」による新たな診療体制に移行していく。
- 23時以降の二次救急病院への初期救急患者受入については、甲府市及び周辺地域（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町）との連携による初期救急医療体制に移行していく。
- 甲府市地域医療センターで実施している歯科救急センター及び救急調剤薬局の運営については、甲府市単独で財政負担を行っており、甲府市外からの利用者が一定数いるものの、市外の利用者に係る市町村の負担が反映されていない。
- 休日の日中における在宅当番医制事業については、甲府市医師会に委託して実施しているが、会員医師の高齢化等による協力医の減少等もあることから、医療機関の繁忙期・閑散期を考慮した柔軟な診療体制での運用など、効率的な運営を図っている。
- 医師の高齢化や診療協力医の減少、令和6年度からの医師の働き方改革があるため、中北医療圏における初期救急体制の運営は厳しい状況にある。また、急を要さない症状での夜間の初期救急の受診や、軽症で入院を要しない患者による二次救急の受診など、救急外来の不適切な利用も救急医療体制を維持する上での課題となっている。

今後の事業展開

- 令和6年5月中旬から開始される「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」について、実績を踏まえた検証を行い、より効率的・安定的な運営に向けた協議を進めていく。なお、小児初期救急医療センターの運営については、広域により運営を行っており、引き続き適正な受診に努めていく。
- 救急医療の適正な利用については、継続して周知と啓発に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	222,391	201,132	198,886

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

施策の方向

豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、市民、事業者、行政が協働して、温室効果ガス※排出抑制のための取組や環境美化活動を推進するとともに、環境保全意識の醸成に向けた情報の提供や環境教育の充実を図ります。

現状と課題

- 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減するため、市民、事業者、行政が協働して、再生可能エネルギー※の利用促進と省エネルギー行動に、より一層取り組んでいく必要があります。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入に向けた、調査・検討をする必要があります。
- 生活環境の改善に努めるため、啓発活動やパトロール監視などの取組を進めるとともに、空き地等の適正管理を行うなど環境美化活動を推進する必要があります。
- 多くの市民が環境問題に関心を持ち、環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動していけるよう、環境保全意識の醸成に向けた情報の発信や環境教育の充実を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R 5)	目標値 (R 7)
成果指標	甲府市温室効果ガス排出量	936 千 t-CO2/年 (R2)	824 千 t-CO2/年
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.80P

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

施策を構成する事務事業

施策 1 自然環境の保全と地球温暖化対策の推進

（１）温室効果ガスの排出抑制

◎地球温暖化対策事業

（２）環境美化活動の推進

◎都市美化事業

（３）環境保全対策の推進

◎環境対策事業

○森林保護事業

（４）環境保全意識の醸成

○マウントピア黒平管理事業

○右左口の里維持管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

地球温暖化対策事業

担当部課名

環境部 環境政策課

事業概要

- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標である、2030年度の温室効果ガス排出量、2013年度比46%削減に向け、市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策の推進を図る。
- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、幅広い世代を対象とした環境教育事業を推進する。
- 環境への負担の少ないクリーンエネルギー※機器及び電気自動車等の普及・促進に寄与するための助成金の交付や、水素等の次世代エネルギーの積極的な利活用により温室効果ガス※を削減し、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、未来を担う子どもたちに引き継ぐため各種事業を推進する。

現状と課題

- 「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「循環型社会※の構築」「脱炭素社会の実現」に向け、環境の保全及び地球温暖化対策に関わる様々な施策や事業等の推進のため、市民、事業者、行政が連携し、協働のもと、それぞれの役割を果たしながら、取り組んでいる。
- 地球温暖化に起因すると言われる気候変動により、気温上昇や豪雨など様々な影響が出ている中で、本市は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策に取り組んでいるところであり、目標の実現に向けては、徹底した省エネルギー行動と、再生可能エネルギーなどの地域資源の最大限の活用が求められる。

今後の事業展開

- 持続可能な開発目標「SDGs」の実現も踏まえ、「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画」に位置づけた取組を更に推進していくため、関係部局や関係諸団体等と連携・協働を図る中で施策を実施する。また、実施にあたっては、一人ひとりの地球環境に対する意識の醸成が不可欠であることから、幅広い世代に対して、様々な環境教育事業や温暖化防止活動の積極的な推進を図っていく。
- 環境に配慮した行動の推進は、市民や事業者の意識の転換が不可欠であることから、環境啓発イベントの実施、市ホームページやSNSなどでの情報発信及び環境教育の拡充を図る。また、温室効果ガス排出量の少ない電気自動車等の普及促進や、日照時間の長い本市の地域特性を生かした太陽光発電システム及び蓄電池等の導入を推進するなど、実効性の高い施策に取り組んでいく。
- 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の中期目標の達成に向け、計画内に掲げる先導的かつ重点的に実施する取組の指針や重点施策をまとめた「甲府市ゼロカーボン戦略」を推進していく。また、本市におけるゼロカーボン推進の拠点となる「こうふグリーンラボ」において、地域特性に応じた再生可能エネルギーの調査・研究及び次世代エネルギーとなる水素エネルギー等の普及啓発や利活用に向けた実証事業に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	28,049	104,427	69,266

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

都市美化事業

担当部課名

環境部 ごみ収集課

事業概要

- 不法投棄対策
- 河川清掃の実施
- 都市美化活動

現状と課題

- 不法投棄対策

中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携による河川、山間部等不法投棄多発地域のパトロールを実施している。また、市民からの不法投棄の相談や撤去指導、及び不法投棄禁止看板の設置等を行っているほか、広報誌などによる啓発に努めている。

- 河川清掃の実施

河川を生活の一部と理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるため、「河に親しみ、水辺にふれあう運動」として、主要一級河川を対象に、6月から3月の第1日曜日の間において流域自治会及び関係団体の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集等の河川清掃を実施しているが、参加者の高齢化やライフスタイルの多様化等により、参加団体・人員が減少傾向である。

- 都市美化活動

まちの美観を損ねるタバコの吸い殻のポイ捨てを抑制するため、オリオン通りをはじめ、JR甲府駅周辺エリアを路上喫煙禁止区域に指定している。路上喫煙防止対策として、職員の定期的な巡回による指導等に努めるとともに、歩道の標示シートやJR甲府駅南口サークルベンチ内への看板の設置、路上喫煙禁止区域の周知ポスター等の掲示及びチラシの配布、広報誌やラジオ等により喫煙者への周知・啓発を行っている。

今後の事業展開

- 不法投棄対策

不法投棄物の早期撤去等により、不法投棄されにくい環境を維持するとともに、中北地域廃棄物対策連絡協議会及び関係機関と連携を図り、パトロールや啓発活動を強化実施していく。

- 河川清掃の実施

親しみの持てる川づくりへの認識や活動の趣旨及び作業内容の周知に努めていく。

- 都市美化活動

引き続き、路上喫煙禁止区域の周知・啓発を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	9,508	8,822	8,733

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

環境対策事業

担当部課名

環境部 環境保全課

事業概要

- 大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視計画」により、市内の大気汚染状況を常時監視する。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市 ダイオキシン類の測定計画」により、市内のダイオキシン類の常時監視を行う。
- 水質汚濁防止法に基づく「公共用水域※及び地下水の測定計画」により、市内河川及び地下水の水質検査を実施し、水質状況の把握を行い常時監視する。
- 騒音規制法に基づき、「自動車騒音の常時監視」として市内対象道路約 100Km について、環境基準の達成状況を面的評価により把握する。併せて、一般環境騒音も測定し、生活環境騒音の状況についても環境基準の達成状況を把握する。
- 市民から寄せられる公害苦情について、現地調査・指導等で迅速に対応し、市民の生活環境の保全に努める。
- 各法令に基づき、特定施設の設置・変更等届出の受理及び立入り調査等により、適正管理の指導を行う。
また、土壌汚染対策法に基づき、工場跡地等の土壌汚染について、指導・監視を行う。

現状と課題

- 大気・水質等については、法に基づき多岐にわたる事務を行っており、同様に公害苦情についても、近年は多種多様化していることから、これに対応するための人材育成が必要となる。
- 河川・地下水等の直営水質検査に係る分析機器や大気汚染の常時監視に係る測定機器については、老朽化等が進んでいることから、今後も計画的に更新していく必要がある。

今後の事業展開

- 大気汚染防止法に基づく「大気汚染の常時監視」、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン類の常時監視」、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の常時監視」及び騒音規制法に基づく「自動車騒音の常時監視」を毎年度実施し、さらに、各法令に基づく特定事業場への指導・監督、各種環境測定、市民からの公害苦情への迅速な対応・処理等を行い、市民の生活環境の状況の把握・改善・保全に努め、市民の健康で快適な生活環境を確保していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	45,443	47,425	46,069

施策 2 公園の整備と緑化の推進

施策の方向

市民生活に潤いと安らぎを与える緑豊かな環境づくりに向け、身近な緑の保全や公共施設などの緑化に取り組むとともに、公園・緑地の整備を推進します。

現状と課題

- 便利で快適な暮らしの一方で環境問題が顕在化する中、市民の環境に対する関心が高まってきており、緑豊かで潤いのある生活環境の形成が求められています。
- 都市化の進展などにより、身近な緑が減少しています。緑の持つ機能や役割の重要性を再認識する中で、保全に向けた取組を進める必要があります。
- 緑をつなげることにより緑の機能や効果を十分に発揮させるよう、公共施設などの緑化を推進するとともに、公園・緑地の整備・保全に努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	生け垣設置の総延長	5,994m	7,750m
	アダプト制度※により管理される公園数	35 箇所（累計）	30 箇所（累計）
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.53P

施策を構成する事務事業

施策 2 公園の整備と緑化の推進

（１）身近な緑の保全や公共施設などの緑化

○みどり豊かなまちづくり基金事業

（２）公園・緑地の整備

◎遊亀公園・附属動物園整備事業

○動物園管理事業

○都市公園管理事業

○圃場管理事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

遊亀公園・附属動物園整備事業

担当部課名

まちづくり部 公園緑地課

事業概要

- 動物との距離が近いという特徴や、市街地にあり市民の憩いの場となっている公園の特性を継承しつつ、豊かな緑や花に囲まれ、利用者が楽しく快適に、動物たちと接することができる動物園を目指す。また、命の尊さ、動物に関する新たな知識、自然との共生などについて関心を抱いてもらうため、動物観察と屋内空間での座学を組み合わせたプログラムを実施するなど、「環境教育」の充実を図り、動物園・公園を次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる地域の魅力的な資産として育み、賑わい・交流・子育てなどの拠点として整備する。

現状と課題

- 安らぎを感じる公園・動物園となるよう一体的な整備を図る必要がある。
- 人にも動物にもやさしい適切な施設配置を行うとともに、動物福祉に配慮した展示手法を取り入れる必要がある。
- 動物園の役割である「環境教育の場」や「レクリエーションの場」としての受け入れ態勢を整備する必要がある。
- 市民に愛される動物園となるよう、関係団体等と連携した事業を推進していく必要がある。
- 持続可能な安定した運営を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和6年度については、遊亀公園附属動物園第1期整備工事（獣舎等の整備工事）を着実に実施し、年度内の整備工事の完了を目指す。
- 運営手法について、先進事例の調査研究を行うとともに、民間活力の導入を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	953,888	575,344	916,842

施策 3 循環型社会の構築

施策の方向

循環型社会※の構築に向け、市民、事業者、行政が協働して、ごみの一層の減量化・資源化に取り組むとともに、ごみ処理施設の整備などによる廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 近年、資源・エネルギーの枯渇や、大量使用・大量廃棄による環境負荷の増大といった環境問題が顕在化し、その一因であるごみに対する市民の関心も高まっています。
- 市民・事業者・行政の連携を進めながら、3R+Renewable※に基づき更なるごみの減量化・資源化を進めていく必要があります。
- 広域的なごみ処理施設については、高度処理による環境負荷や施設の維持管理コストの軽減などに努めながら、廃棄物を適正に処理していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	573.6 g (R4)	535.4 g
	資源化率(リサイクル率) (家庭系)	18.0% (R4)	21.6%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	2.70P

施策を構成する事務事業

施策 3 循環型社会の構築

（１）ごみの減量化・資源化

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ごみ減量と資源リサイクル事業 | ○明るくきれいなまちづくり基金事業 |
| ○塵芥収集事業 | ○最終処分場事業 |
| ○リサイクルプラザ管理運営事業 | ○一般廃棄物処理事業 |
| ○産業廃棄物対策事業 | ○環境総務事務 |

（２）ごみ処理施設の整備

- 環境センター地域環境整備事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

ごみ減量と資源リサイクル事業

事業概要

●地球環境に配慮した施策の更なる推進により分別排出の一層の徹底を図るとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づく減量目標達成のための取組を展開する。

現状と課題

●資源物の分別回収や適正排出を周知することにより、ごみの資源化を進めるとともに、市民に対する排出抑制と分別排出の意識啓発を図り、ごみの減量化を推進している。令和 1 2 年度までに 1 人 1 日当り家庭系ごみ排出量の減量目標である 500.8 g を達成するため、ごみ減量に向けて更なる市民啓発活動の展開と、ごみ分別・資源リサイクルの推進が必要である。

今後の事業展開

●廃棄物減量等推進審議会から答申を受けた生ごみの更なる削減に向けた取組や、ごみへらし隊による出前講座を強化し幅広い年齢層を対象にした環境教育の実施など、家庭ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための各種施策に取り組んでいく。

担当部課名

環境部 ごみ減量課

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	389,377	367,516	365,229

施策 4 良好な景観の形成

施策の方向 -----

自然、歴史、文化を生かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参加による景観形成※を促進するとともに、景観形成基準などに基づいた街並みや眺望の保全に努めます。

現状と課題 -----

- 盆地特有の眺望景観、豊かな自然景観、歴史景観、地域の日常景観などを守るため、良好な景観の形成に資する市民の活動に対し、支援をしていく必要があります。
- 大規模な建築物の新築など、周辺の景観に大きな影響を与える行為に対し、景観形成基準に基づき指導・助言を行うなどにより、街並みや眺望の保全を図っていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	景観形成基準等に基づく 申請処理件数	79 件 (R4)	150 件
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.54P

施策を構成する事務事業

施策 4 良好な景観の形成

(1) 市民参加による景観形成の促進

◎景観まちづくり推進事業

(2) 街並みや眺望の保全

○屋外広告物指導事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

景観まちづくり推進事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 甲府市景観計画に基づく良好な景観の保全と形成により、自然、歴史、文化を活かした美しく風格のある景観まちづくりを推進する。

現状と課題

- 「甲府市景観計画」に基づき、一定規模を超える建築物や工作物の新築等行為に対して、指導・助言などを行う中で、良好な景観形成を促進する。
- 公共サインの統一を推進するため、「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき、計画的に公共サインを更新することが必要であり、現在、定期点検を行う中で、管理台帳の更新を実施している。
- 景観の保全や形成には、個人の権利に対する規制や制限も伴うことから、市民と協働し景観まちづくりに取り組む必要がある。

今後の事業展開

- 甲府駅南口周辺における良好な景観の形成に向けて、市民主体のまちづくり研究会と協働し、景観形成の基準となる地区別景観計画の策定を進める。
- 「甲府市公共サイン計画」及び「甲府市公共サイン整備方針」に基づき見直した管理台帳を活用する中で、各事業担当において公共サインの新設又は更新を行っていく。
- 甲府城周辺地域において、地域の魅力向上や住環境の整備改善を図るため、甲府城と調和した街なみの整備に関する方針策定に着手する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,005	1,027	7,906

施策 5 住環境の向上

施策の方向

安全で良好な住環境を確保するため、市営住宅の計画的な修繕、改善などによる長寿命化※を推進するとともに、民間住宅の耐震化の促進、空家等の適切な管理と活用を図ります。

現状と課題

- 市営住宅については、昭和 40～50 年代に整備したものが多く、老朽化が見られるため、計画的な修繕、改善などによる長寿命化を図る必要があります。
- 耐震診断や耐震改修に対する支援を行うことにより、引き続き、民間住宅の耐震化の促進を図る必要があります。
- 今後増加が見込まれる空家等の発生を抑制するため、所有者等の意識醸成とともに利活用の促進に努め、定住人口の増加など付加価値を創出する必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	一般住宅の耐震化率	84.8% (R2)	92.0%
	管理不全な空き家の改善 指導における改善率	64.21%	69.3%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.36P

施策と構成する事務事業

施策 5 住環境の向上

(1) 市営住宅の計画的な修繕・改善

◎住宅管理事務

○市営住宅駐車場整備事業

(2) 民間建築物への支援

◎建築物耐震化支援事業

○アスベスト飛散防止対策事業

(3) 空家等の適切な管理と活用

◎空家等対策推進事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

住宅管理事務

担当部課名

まちづくり部 住宅課

事業概要

- 住宅に困窮する子育て世帯から高齢者世帯など様々な世帯に対して、低廉で安全な居住空間を提供するため既存市営住宅を改善し、居住水準・質的向上を図りながら居住ニーズを満たし、長期にわたって有効活用していく。

現状と課題

- 管理戸数の約 2 割が空室となっており、特に利便性が低い高層階は空室が多く、入居率が低い状況である。
- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、平成 30 年度から実施し、令和 5 年度末で 69 世帯の入居が完了している。
- 市営住宅は昭和 40 年代から 50 年代に建設された住宅が多く、改修コストの増大が予測される。
- 外壁、屋上防水の傷みが目立ち、居住水準等質的向上への困難が予想される。
- 樹木の繁茂や鳥獣被害等の相談が増えていることから、対応が必要である。

今後の事業展開

- 高層階の空室が多いことについては、新婚世帯や子育て世帯への周知を図り、空室解消に努める。
- 市営住宅子育て世帯等応援家賃助成金事業については、事業期間が令和 6 年度末までとなっていることから、事業の検証を行い、今後のあり方について検討を行う
- 管理している市営住宅の修繕や改善を引き続き効果的に実施しながら長期的な利用を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	219,186	212,545	191,644

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

建築物耐震化支援事業

担当部課名

まちづくり部 建築指導課

事業概要

- 大規模地震による建物の倒壊から、市民の生命及び財産等を守るとともに、木造住宅、緊急輸送路※等の避難路沿道建築物、ブロック塀等の耐震性を高めることで被害の拡大を抑制し、地震に強い安全で安心なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 大規模地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化率の向上が急務となっている。
- 木造住宅に対しては、無料耐震診断から耐震改修までの一貫した支援体制が整っているが、耐震診断はするものの、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 避難路沿道建物の所有者には、耐震改修促進法に基づき耐震診断の義務が課せられているが、令和5年度末現在、対象建築物163件のうち、未診断建築物は13件（診断率92.0%）となっている。
また、耐震設計・耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。
- 平成30年にブロック塀等の倒壊事故が発生したことにより、令和元年度から避難路や通学路に面したブロック塀等の改修補助事業に取り組み、広報誌への掲載、自治会単位での説明会、戸別訪問等を実施してきたが、耐震改修には自己資金が必要となり、実施件数は伸び悩んでいる。

今後の事業展開

- 引き続き、「耐震相談窓口」を課内に常設するとともに、建築物等の耐震化に向けた啓発活動を行っている。
- 木造住宅の耐震化や危険性の高いブロック塀等の改修などに要する費用の一部を補助する事業について、広報誌及び市ホームページへ掲載していく。
また、年度毎に対象地区を定め、自治会単位での説明会及び資料の回覧による周知の後、職員が山梨県建築士会の会員とともに戸別訪問を実施し、耐震診断等を促していく。
さらに、無料耐震診断を行ったものの耐震改修に至っていない木造住宅の所有者に、職員が戸別訪問を実施し、耐震改修を促していく。
- 避難路沿道建築物の所有者に対しては、通知文の発送、戸別訪問等を行う中で、法制度の趣旨について理解を求めるとともに、補助制度等について周知していくなかで、耐震化を促していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	252,843	209,223	167,417

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

空家等対策推進事業

担当部課名

まちづくり部 空き家対策課

事業概要

- 市民の良好な生活環境の保全と地域の活力向上による魅力あるまちづくりに資するため、空家等の発生予防、適切な管理及び利活用の促進に向けた必要な施策を総合的かつ計画的に推進する。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行を背景に、今後、更なる空家等の増加が見込まれるが、空家等は私有財産であり、本来、所有者等の責任のもとに管理・処分されるべきものであることから、市内外に居住する所有者等に対して、意識啓発や管理意識の醸成を図るとともに、適切な管理を働きかける必要がある。
- 令和 5 年 7 月より、甲府市空き家バンク制度の対象地域を市域全体に拡大し、より多くの空き家が登録可能となったことから、市場流通の活性化とともに利活用の促進を図るため、所有者等へ制度の周知を行っていく。また、空家等の今後の活用方法等について特に決めていない所有者等も多いことから、所有者等や利用希望者に対して、県内市町とも連携し、空家等の利活用や除却に対して積極的に対応していただくための啓発が必要である。
- 令和 5 年 1 2 月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下：空家法）が改正されたことから、新たな取組等を検討していく必要がある。
- 管理不全となった空家等は、所有者等の様々な要因により解決が困難なケースもあるため、良好な住環境の確保の観点から所有者等以外が連携した対応も必要である。

今後の事業展開

- 外部の専門家団体、県内市町村、庁内関係部署などと連携して、「第二期甲府市空家等対策計画」の着実な推進を図るとともに、空家法における新たな取組等について検討・実施していく。
- 空家等の発生予防に努めるとともに、市内外の所有者等に適切な管理や利活用を促すため、県内市町とも連携する中で、様々な媒体等を用いて情報を発信していく。
- 空家等所有者や空家等利用希望者に対して、空家等やその跡地の活用促進のために、空き家バンク制度の周知や既存制度の充実に加え、様々な分野での空家等の活用促進に取り組む。
- 所有者等による管理不全の空家等の解消に努めるとともに、特定空家等については除却に向けた指導を行い良好な生活環境と安全安心の確保に努める。また、所有者等による解決が見込めない場合には、管理制度の活用等を検討していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	25,383	35,102	30,409

施策 6 水道水の安定供給

施策の方向 -----

安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、健全で効率的な水道事業経営に努めるとともに、水道施設の計画的な整備・更新を図ります。

現状と課題 -----

- 人口減少などに伴う水需要の減少を踏まえ、事業の効率化やサービスの向上などにより、さらに健全で効率的な事業経営に取り組む必要があります。
- アセットマネジメント※の視点から、老朽化した施設の更新計画を策定し、水道施設や管路の耐震化を推進する必要があります。

施策の成果 -----

	指標名		現状値 (R5)		目標値 (R7)			
成果指標	有収率		85.31% (R4)		85.38%			
	管路の耐震管率		18.87% (R4)		22.25%			
市民実感 度指数	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	—		—		—		3.38P	

施策を構成する事務事業

施策 6 水道水の安定供給

（１）健全で効率的な水道事業経営

- ◎水源保全活動推進事業
- 水質検査事業
- 簡易水道等事業

- ◎水源域の水質調査事業
- 貯水槽水道管理指導事業

（２）水道施設の計画的な整備・更新

- ◎水道管路耐震化事業
- 浄水施設等更新事業

- 鉛製給水管対策事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

水源保全活動推進事業

担当部課名

工務部 水保全課

事業概要

- 水源保全の必要性などを情報発信するとともに、市民、各種団体、企業等との協働により、水源林植樹の集い、水源観察会、水道水源地クリーン作戦等を実施する。

現状と課題

- 水源保全に対する市民意識の醸成に向け、水源林植樹の集い（年1回）、荒川源流における野鳥及び水生生物の水源観察会（年2回）、水道水源地クリーン作戦（年2回）、フォトコンテスト（年1回）を実施している。

令和5年度は、給水区域内にお住いの児童を対象として、水源林や水源地などをテーマにした「甲府市水道水源児童絵画コンクール」を開催した。また各種イベントにおいて水源保全活動を紹介するパンフレットを配布してPR活動を行うなど、新たな活動の展開を図っている。

しかしながら、野外で開催するイベントは、天候等の影響により開催中止や規模の縮小を余儀なくされていることから、より多くの参加者を確保するためには、開催方法や開催時期についての検討が必要となっている。

今後の事業展開

- 将来にわたり安全でおいしい水道水を確保するため、市民との協働により事業を推進するとともに、関係機関と連携して各種イベントにおける情報発信を強化するなど、効果的な水源保全への取り組みを推進する。

また、次期水源保全計画については、甲府市水道水源保護対策協議会を開催し策定していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2,367	2,278	2,278

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水源域の水質調査事業

担当部課名

工務部 浄水課

事業概要

- 荒川ダムの富栄養化※及び荒川上流域表流水の水質変動状況を把握するための水質調査を実施する。
荒川上流域の水質等については、甲府市・山梨大学連携事業による研究の基礎データを基に、現状把握及び分析を行う。
なお、昭和、中道系の地下水については、今後も本局において水質の実態調査を継続していく。

現状と課題

- 水源の水質については、荒川上流域表流水及び昭和、中道系地下水の水質検査を行う中で、その変化を監視しており、安全で清浄な原水が確認されている。
水源保護地域内の水源かん養能力※及び地下水の賦存量などについても山梨大学連携事業により調査・研究を行い、これまでの調査結果から良好であることを把握している。
水源域の水質変動を的確に把握するためには、一定期間の水質データの収集が必要であり、継続して水質調査を実施する必要がある。

今後の事業展開

- 荒川上流域及び昭和、中道系地下水の水源水質調査を継続的に実施し、蓄積されたデータを解析する中で、水源の水質状況を監視していく。
山梨大学連携事業では、荒川ダムの調査を重点的に実施し、引き続き水質監視強化に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3,969	3,969	3,969

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

水道管路耐震化事業

担当部課名

工務部 水道課

事業概要

- 耐久性・耐震性に劣る経年管路の更新工事をはじめ、全ての管路工事において国の耐震基準を満たす耐震管を採用し、耐震管率の向上を目指す。

現状と課題

- 令和 4 年度末の耐震管率は 18.87%である。これまで「水道施設更新計画」に基づいて、重要給水施設である避難所、医療機関等への供給管路の耐震化に優先して取り組んできたところであるが、将来にわたって、安全で安定した水道サービスを継続するため、引き続き耐震・耐久性の高い管種による計画的な管路更新を進める必要がある。

今後の事業展開

- 令和 5 年度末の管路の耐震管率は、20.11%となる見通しである。今後においても、災害対策工事、経年管更新工事を中心に、年間に既設管路の 1.00%を更新し、新設管路の整備と合わせて、令和 7 年度目標耐震管率 22.25%を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	3,286,139	3,264,000	3,286,000

施策 7 生活排水の適正処理

施策の方向

快適な生活環境を確保するとともに、河川、水路など公共用水域※の水質を保全するため、公共下水道施設などの計画的な整備・更新による生活排水の適正処理を推進します。

現状と課題

- 公共下水道における整備未着手区域については、全体計画を見据えつつ着実に整備を進めていくとともに、整備効果が早期に現れるよう、下水道への接続などを積極的に促していく必要があります。
- アセットマネジメント※の視点から、老朽化した施設・設備、機器などの計画的な更新改修を進めるとともに、管路や施設の耐震化を図る必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	公共下水道の水洗化率	99.04% (R4)	99.06%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	—
			令和5年度
			3.24P

施策を構成する事務事業

施策 7 生活排水の適正処理

(1) 公共下水道による適正処理

- ◎汚水管きよ整備事業
- ◎下水道地震対策事業
- 処理場等施設の調査及び改築事業
- ◎下水道接続促進事業
- 管路施設の調査及び改築事業

(2) 浄化槽による適正処理

- 生活排水対策事業
- 浄化槽事業

(3) 農業集落排水施設による適正処理

- 農業集落排水事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

主要事業

汚水管きょ整備事業	担当部課名 工務部 計画課・下水道課
-----------	-----------------------

事業概要

- 市街化区域※については、未整備箇所の解消を図る。
- 市街化調整区域※と中道地区の整備については、年次計画に基づき整備を図る。

現状と課題

- 市街化区域※の汚水管きょ整備については、区域内に点在する未整備箇所の要因を分析し整備を行う。
- 市街化調整区域※の整備については、北部地域の地形等に応じて整備を進める必要がある。
- 中道地区については、市街化調整区域※と同様に特定環境保全公共下水道事業※により、今後も着実に整備を行う。

今後の事業展開

- 市街化区域※については、未整備の要因を分析し、整備を行う。
- 市街化調整区域※については、北部地域を中心として、整備を進める。
- 中道地区については、年次計画に基づき、整備を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	376,522	248,000	248,000

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
 【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道接続促進事業

担当部課名

業務部 給排水課

事業概要

- 下水道未接続家屋の所有者に対しては、積極的な個別訪問及び啓発文の配付により、下水道接続の必要性・重要性を指導している。このほか、9月10日「下水道の日」の街頭キャンペーン等、各種イベントにおける啓発活動により下水道接続に対する理解を深めていく。また、下水道への接続資金等をサポートする貸付金や融資あっせん制度についても周知を図り、接続促進につなげる。

現状と課題

- 現在、本市の下水道普及率及び水洗化率はともに90%台後半の高水準となっている。これに伴い新規の供用開始件数は減少する中、未接続家屋が2,500件ほど存在している。この中には、資金不足、空き家及び長期不在、建物の老朽化等を理由とした長期化している案件の割合が多く、この解消が課題となる。

今後の事業展開

- 今後の事業推進には、接続までに長期間を要する案件の解消が重要となることから、継続した訪問指導から得る情報等をもとに、対象者ごとのさらにきめ細かなアプローチを図るとともに、引き続き接続促進につながる有効策の調査・検討に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5,771	5,771	5,322

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

下水道地震対策事業

担当部課名

工務部 下水道課・浄化センター

事業概要

- 下水道管路については、地震発生時に管路施設が有すべき最低限の機能を確保するため、主要な防災拠点からの排水を受ける管路施設の流下機能の確保及び緊急輸送路等における人孔の浮上など交通障害の防止による防災対策と、指定避難所等へのマンホールトイレ整備による減災対策を行う。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

現状と課題

- 下水道管路については、管路施設の耐震性能を確保することを目的として、「甲府市下水道総合地震対策計画」により継続的に事業を推進していく必要がある。
- 浄化センター等施設については、全 94 の土木・建築施設を優先度の高い順に緊急、中期、長期の三種類に分類しており、その内の緊急（人命、揚排水機能の確保）について対象施設の耐震診断を終えたところ、全ての施設で耐震補強が必要という結果となった。こうしたことから、耐震化実施設計、耐震化工事を速やかに実施しながら、中期、長期の対象施設についても耐震診断等を進め、耐震化を図っていく必要がある。

今後の事業展開

- 下水道管路については、「甲府市下水道総合地震対策計画」に基づき、流下機能確保及び交通障害防止による防災対策と、マンホールトイレ整備による減災対策を継続して実施していく。
- 浄化センター等施設については、「甲府市下水道総合地震対策計画」において設定した優先度及び処理場設備の改築計画に基づき、施設の耐震診断及び耐震補強を計画的に行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	446,080	696,201	1,629,955

施策 8 生活衛生の充実

施策の方向

良好な衛生環境を保持するため、し尿の適正処理や斎場・墓地の整備を図るとともに、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めます。

現状と課題

- し尿の処理については、広域連携により適正に処理していく必要があります。
- 斎場・墓地については、施設の維持管理に努めていく必要があります。
- 市民の動物愛護と適正飼養に関する意識を高める中で、畜犬対策や飼育限度を超えた繁殖の防止など、動物を適正に飼養し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めていく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)		目標値 (R7)
成果指標	狂犬病予防注射接種率	66.4%		75%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—	—	—	2.93P

施策を構成する事務事業

施策 8 生活衛生の充実

(1) し尿の適正処理

○一般廃棄物処理事業

(2) 斎場・墓地の整備

○斎場管理事業

○つつじが崎霊園管理事業

(3) 動物の適正飼育の推進

◎動物愛護事業

(4) 衛生環境の充実

○環境衛生事業

(5) 適正な衛生環境の確保

◎生活衛生事業

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

動物愛護事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の山梨県獣医師会（動物病院）への委託等により予防注射接種率の向上を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律及び市条例など関係法令に基づき、犬猫などのペットの適正な飼養管理の推進を図る。
- 飼い主のいない猫等による迷惑行為等の減少を図る。

現状と課題

- 狂犬病予防法により、犬の所有者は、生後 9 1 日以上飼い犬に、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられているが、本市における接種率は近年約 70%で推移している。日本国内での狂犬病は 50 年以上発生していないが、海外から輸入されたコンテナ貨物内の迷入動物による感染の可能性も指摘されていることから、接種率の向上は、公衆衛生上の課題である。
- 飼い主のいない猫等によるふん尿、鳴き声、ごみあさり、無責任な餌やり等の苦情・相談が多数寄せられており、飼い主や、むやみに餌を与えている方への指導や、動物愛護デーなどのイベント時において適正飼養に関する啓発活動等を行っている。平成 27 年 8 月からは、猫の不妊・去勢手術費補助金交付制度を開始し、飼育限度を超えた繁殖の防止のほか、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発、不必要な生命の殺処分並びに猫に起因する被害及び迷惑行為等の減少を図った。

今後の事業展開

- 狂犬病予防法に基づく登録と予防接種が犬の所有者の責務として定着するよう普及啓発に努める。
- 動物愛護デーなどの実施や動物愛護推進員の委嘱等を通じて、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持する。
- 猫の不妊・去勢手術費補助制度について、県の補助制度を活用する中で引き続き実施するとともに、飼い主のいない猫に対するトイレ設置費用補助制度の令和 6 年度創設やクラウドファンディング等の活用、譲渡会の開催などにより、市民の動物愛護と適正管理に関する意識啓発に努め、猫の殺処分及び猫に起因する生活環境への被害の減少を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	23,756	26,591	26,324

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】豊かな自然と良好な生活環境を確保する

生活衛生事業

担当部課名

保健衛生部 衛生業務課

事業概要

- 食品衛生関係法令に基づき、市内の飲食店、スーパー、市場などの施設の計画的な監視指導を実施し、食品の安全性を確保する。
- 生活衛生関係法令に基づき、市内の旅館や入浴施設などに対し、監視指導を実施し、適正な衛生水準の維持及び快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- 食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、全食品等事業者にH A C C P※に沿った衛生管理が義務化されており、全食品等事業者が取り組んでいる「H A C C Pに基づく衛生管理」又は「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」が適正に行われているか、食品等事業者への確認を行い助言や指導を実施する。
- 食中毒の発生リスクなどに応じて、令和3年6月から営業許可制度が見直され、新たに届出制度が創設されたことから、関係者への周知を図り、食品営業許可制度の改正を円滑に推進する必要がある。
- 全国的にノロウイルス、カンピロバクター※、アニサキス※による食中毒が多発し、腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒や、毒キノコやスイセン等の植物性自然毒を原因とする食中毒も発生している。こうしたことから、食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食品等事業者の施設への計画的な立入検査の実施や、食品の安全性を確認することを目的とした収去検査の実施及び一般市民の食品安全意識の醸成に取り組む必要がある。
- 食品表示は、消費者が食品を選択する際の情報源として重要な役割を担っており、健康被害防止の観点から適正な表示が求められていることから、食品等事業者は、市民（消費者）へ食品表示法に基づいた分かりやすい食の情報を伝える必要がある。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設におけるレジオネラ症※などの事故の発生を防止するため、関係法令に基づいた衛生管理を徹底する必要がある。

今後の事業展開

- 食品等事業者に対し、営業許可の更新時の監視や食品の収去検査などを通じて、食品表示法に基づく表示への対応状況の確認、適正表示の指導を行うとともに、食品衛生責任者を対象とした講習会を開催し、H A C C Pに沿った衛生管理等の推進を図り、安全・安心な食品の流通を確保する。
- 宿泊施設や入浴施設などの生活衛生関連施設に対しては、通常の監視指導や関係団体への補助のほか、春の大型連休や夏の観光シーズンの前に観光地の宿泊施設等の一斉監視を実施するなど、衛生水準の維持向上や食中毒等の食品による事故の未然防止に努め、安全で快適な生活環境を確保する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30,629	30,692	30,384

施策 1 公共交通の利便性の向上

施策の方向

公共交通機関を利用して、円滑な移動ができるよう、高齢者等の交通不便者をはじめとする利用者ニーズを踏まえる中で、地域特性や地域の実情に即した公共交通の確保を図るとともに、利用促進に努めます。

現状と課題

- 本市では、マイカー社会を中心とするライフスタイルが定着しており、人口減少・少子高齢化が進展する中、路線バスなど公共交通の利用者は減少していくことが見込まれます。このため、市民、交通事業者、行政がその役割を果たす中で、持続可能な公共交通体系のあり方を検討し、誰もが気軽に利用できる公共交通を確保することが求められています。さらに、リニア中央新幹線開業を視野に入れた公共交通体系の構築が必要です。
- 「地域の足」である公共交通を維持するため、公共交通の重要性を広く周知しながら、市民の積極的な利用を促していく必要があります。

施策の成果

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	実車走行キロメートルあたりの輸送人員	1.11 人／キロメートル (R4)	R5 年度実績値以上
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			1.97P

施策を構成する事務事業

施策 1 公共交通の利便性の向上

(1) 公共交通の確保

◎公共交通体系整備推進事業

(2) 公共交通の利用促進

◎バス利用促進対策事業

◎在来鉄道の利便性向上事業

主要事業

公共交通体系整備推進事業

担当部課名

企画部 リニア政策課・交通政策課

事業概要

- 「甲府市地域公共交通計画」に位置づけた施策を順次実施する。
- 公共交通空白地域において自主運営バスなどを運行し、交通不便者の移動手段を確保する。
- 本市や圏域にリニア開業効果を最大限波及させるため、リニア駅前において、特色のあるまちづくりを進める。

現状と課題

- 地域住民が主体となり、その地域での新たな地域公共交通のあり方などについて協議する場合に必要なサポートを行うことで、地域に即した持続可能な地域公共交通の形成を図る必要がある。
- リニア駅前のまちづくりを通じて、周辺市街地が抱える地域課題を解決し、持続可能な地域の発展に寄与するとともに、リニア駅前の価値づくりを通じて、甲府駅周辺や県内観光地などの魅力価値のさらなる向上を目指す必要がある。

今後の事業展開

- 引き続き住民主体の取組の支援を行い、地域に即した持続可能な地域公共交通の活性化に取り組む。
- 将来的に公共交通空白地域の拡大が懸念される中、買い物や通院の際の移動に不安を感じている高齢者の移動手段を確保するため、交通事業者等と連携した新たな公共交通サービスとして、令和 5 年度に引き続き、デマンド型乗合タクシーの実証運行を行う。
- リニア駅前エリアのまちづくり基本計画を作成する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	32,072	44,508	61,525

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

バス利用促進対策事業

担当部課名

企画部 交通政策課

事業概要

- 不採算のバス路線に対する運行経費の一部を助成し、運行路線の廃止を防止する。
- 廃止路線バスにおける代替バス等の運行により、生活交通路線を確保する。

現状と課題

- 公共交通は、高齢者等の交通不便者にとっては、必要不可欠な交通手段であるが、マイカー依存率が高い本市においては、路線バスの利用者が減少し、バス事業者の赤字拡大や運行路線の廃止が懸念される。このことから、引き続き、不採算のバス路線に対する運行経費の一部への補助や代替バスの運行等を行うとともに、既存路線の見直しや利用促進等に向けた事業展開を行うことで、利用者の増加を図ることが必要である。

今後の事業展開

- 「過度に自家用車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適切に利用する状態」へと少しずつ変えていくモビリティ・マネジメント※を積極的に展開する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	55,338	51,345	50,830

在来鉄道の利便性向上事業

担当部課名

企画部 交通政策課

事業概要

- 鉄道を利用して県外に通勤・通学する者に対し、定期券購入費の一部を補助し、本市への移住・定住の促進及び鉄道の利用促進を図る。
- JR 中央本線及び身延線について、関係機関に対し、利便性向上や高速化の要望活動等を行う。

現状と課題

- 遠距離通勤・通学定期券購入補助金については、アンケート調査結果により、市内定住の促進とともに進学や就職を契機とした若年層の人口流出抑制に一定の効果が認められる。
- 「中央東線高速化促進広域期成同盟会」および「身延線沿線活性化促進協議会」において高速化や利便性向上の実現に向けて要望活動を行っている。JR 中央本線・身延線は本県の産業・経済の活性化等に重要な役割を担っていることから、引き続き鉄道の利便性向上を図る必要がある。

今後の事業展開

- 遠距離通勤・通学定期券購入補助金を継続して鉄道利用促進を図るとともに、「中央東線高速化促進広域期成同盟会」において、引き続き早朝特急列車等の新設に向けた要望を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	14,181	13,158	13,026

施策 2 道路の整備

施策の方向 -----

広域的な地域連携の強化と交通混雑の緩和を図るとともに、日常生活の利便性を高めるため、幹線道路や生活道路の整備と維持管理に取り組みます。

現状と課題 -----

- 新山梨環状道路、西関東連絡道路、中部横断自動車道などの広域的な幹線道路の整備を促進していくことが必要です。
- 市域及び市域周辺の骨格的道路である都市計画道路※については、安全性や快適性に配慮した道路整備と維持管理に計画的に取り組む必要があります。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、歩道のバリアフリー化など、身近で安全・安心な道路としての整備と維持管理に取り組む必要があります。

施策の成果 -----

	指標名		現状値 (R 5)		目標値 (R 7)			
成果指標	都市計画道路整備率		59.01% (R4)		58.7%			
	市道整備率		69.11% (R4)		68.80%			
	歩道のバリアフリー化率		6.42%		6.44%			
市民実感 度指数	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	—		—		—		2.57P	

施策を構成する事務事業

施策 2 道路の整備

（１）幹線道路・生活道路の整備

- | | |
|----------------|---------------|
| ◎和戸町竜王線整備事業 | ◎城東三丁目敷島線整備事業 |
| ◎住吉四丁目善光寺線整備事業 | ◎高畑町昇仙峡線整備事業 |
| ◎市道新設改良事業 | ○高速交通体系整備事業 |
| ○市単独街路事業 | |

（２）幹線道路・生活道路の維持管理

- | | |
|---------------|-------------|
| ◎橋りょう長寿命化修繕事業 | ◎道路維持管理事業 |
| ○道路河川維持事務 | ○道路用地管理事業 |
| ○市道側溝整備事業 | ○市道舗装（補修）事業 |
| ○歩道整備事業 | ○落石防止柵設置事業 |

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

主要事業

和戸町竜王線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 和戸町竜王線は、中心市街地と地域高規格道路新山梨環状道路北部区間の（仮称）和戸 I C とを接続するアクセス道路であり、本事業は、中心市街地の活性化を図るとともに、現道の渋滞緩和や歩行者・自転車の安全確保、災害時の避難路機能、観光産業への寄与を目的とする。

現状と課題

- 和戸町竜王線全体の事業推進を図る中、中央四丁目工区の整備を令和 4 年度に完了した。また、城東工区及び中央五丁目工区については、平成 2 3 年度に山梨県を代行事業者とする協定書を締結し、和戸町竜王線全線の早期供用開始の実現に向けて整備を実施している。

今後の事業展開

- 本路線は甲府都市圏の道路ネットワークの形成、アクセス性の向上、沿道土地利用を含めた中心市街地の都市機能再構築を促進するための重要路線であることから、山梨県と連携する中で早期完成を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	71,100	102,294	102,647

城東三丁目敷島線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 城東三丁目敷島線は、甲府市城東三丁目から甲斐市中下条を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、通過交通の円滑化と歩車道分離による歩行者の安全確保を図り、防災機能の強化、良好な都市環境の形成への寄与を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」や「都市計画マスタープラン」等の計画において位置付けている都市計画道路であり、緊急輸送道路につながるため、災害時における重要路線として早期整備が必要な路線であることから、令和 6 年度においても引き続き用地取得を実施し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	198,758	726,391	213,916

住吉四丁目善光寺線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 住吉四丁目善光寺線は、住吉四丁目から善光寺一丁目を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、歩車道分離の街路整備により、通勤、通学者及び高齢者が安全・安心に利用できる道路環境の創造を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」において位置付けている都市計画道路であり、県内経済を支える重要な役割を担うとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき早期整備が必要な路線であることから、令和6年度においても引き続き建物等補償算定を実施するとともに、用地取得に着手し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	132,569	119,060	156,996

高畑町昇仙峡線整備事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 高畑町昇仙峡線は、高畑二丁目から山宮町を結ぶ都市計画道路であり、本事業は、歩車道分離の街路整備により、通勤、通学者及び高齢者が安全・安心に利用できる道路環境の創造を目的とする。

現状と課題

- 起業地には建物が多数存在しており、事業推進を図るためには関係地権者との合意形成が必要であるため、不測の日数を要する可能性がある。

今後の事業展開

- 本路線は、「都市計画道路整備プログラム」において位置付けている都市計画道路であり、県内経済を支える重要な役割を担うとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき早期整備が必要な路線であることから、令和6年度においても用地測量及び建物等補償算定を実施するとともに、用地取得に着手し着実な事業推進と早期の事業完了を目指す。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	84,457	569,721	706,837

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

市道新設改良事業

担当部課名

まちづくり部 都市整備課

事業概要

- 地域等からの要望を受け、緊急性や費用対効果の高い路線を選定し事業実施を図る。

現状と課題

- 陳情・要望による市道新設改良を実施するに当たっては、財政状況等を考慮する中で、緊急性や費用対効果等を選定基準とした整備路線の選定方針に基づき優先順位を決定し、計画的・効率的に事業推進を図れるよう努めている。
- 限られた予算内で、住民要望と事業効率の整合を図り、施工路線を選定しなければならない。市街地の整備路線は、補償費が大きく迅速な事業進捗は困難である。

今後の事業展開

- 地域住民から要望された路線については、「道路整備評価表」の評価項目に沿って点数化を行い、優先順位を決定して効率的な事業推進を図っている。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	44,109	117,427	134,254

橋りょう長寿命化修繕事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 「甲府市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の点検及び補修工事を実施し、現状の市道橋の長寿命化※を図り、これによる年度間の財政負担の平準化及び安全安心な道路環境を目指す事業である。

現状と課題

- 橋梁は、形状や材質が多様多様であり、特殊な土木構造物であることから、補修方法については、個別に詳細設計の業務委託が必要となる。
- 今後、老朽化に伴い修繕が必要となる橋梁が急速に増加することが想定され、維持管理コストの負担増大や、効率的・効果的なメンテナンスの実施体制確立が課題である。

今後の事業展開

- 優先度や財政負担の平準化を考慮し、計画を定期的に見直ししながらメンテナンスを行い、そのマネージメントによるライフサイクルコスト※の縮減・適正化を図る。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	322,590	315,761	212,935

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）
【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

道路維持管理事業

担当部課名

まちづくり部 道路河川課

事業概要

- 本市が管理する道路の安全管理、維持管理のための事業であり、工事発注による施工、道路公園等保全センターによる直営工事に関わる業務である。

現状と課題

- 今後、老朽化に伴い修繕が必要となる道路が急速に増加することが想定され、事業費の確保が課題である。

今後の事業展開

- 本市が管理する道路の安全管理、維持管理のため、工事発注による施工、道路公園等保全センターによる直営工事を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	181,620	176,846	179,666

施策 3 市街地の整備

施策の方向 -----

都市としての便利さや暮らしやすさの向上を図り、活気ある市街地を形成するため、土地
区画整理事業※などによる整備を推進します。

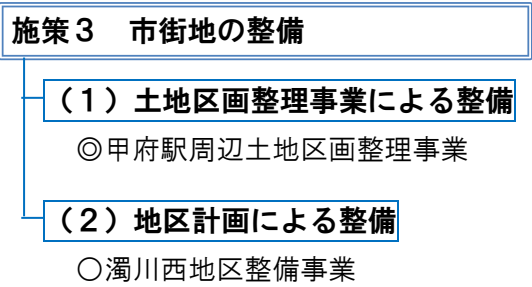
現状と課題 -----

- JR 甲府駅周辺の中心市街地では、土地区画整理事業などを通じて多様で高度な都市機
能の集積を図り、人々を惹きつける魅力ある都市環境や、利便性の高い居住環境の整備に
努めていく必要があります。
- 市街地では、地域の特性に応じ多様なまちづくり手法を活用しながら、安全で利便性の
高い居住環境の形成に努めていく必要があります。

施策の成果 -----

	指標名	現状値 (R 5)	目標値 (R 7)
成果指標	土地区画整理事業の進捗率	95.5%	99%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	令和 5 年度 2.17P

施策を構成する事務事業



主要事業

甲府駅周辺土地区画整理事業

担当部課名

まちづくり部 区画整理課

事業概要

- 甲府駅周辺地区 21.9ha について、道路・公園等の基盤整備を行うとともに、良質な宅地を供給することによって、ゆとりある生活空間を形成し、中心市街地への居住・定住の受け皿として、持続可能なまちづくりを推進する。

現状と課題

- 事業計画に基づき、残り 1 件となっている仮換地指定※について、合意形成に向けた地権者等との協議を進めるとともに、朝日通り周辺を中心に、家屋移転及び公共施設等の基盤整備を行っている。当該地域は家屋等の密集地であることから、家屋移転及び基盤整備の長期化が課題である。

今後の事業展開

- 朝日通り周辺を中心に、引き続き地権者等への丁寧な説明により、仮換地指定及び移転補償を行うなど、円滑な事業推進を図る。
- 都市計画道路※朝日町通り線の整備に向け、朝日町ガード整備に係る詳細設計や関係機関との協議を着実に進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	191,004	363,015	418,839

施策 4 計画的な土地利用の推進

施策の方向

自然環境と都市環境の調和する秩序あるまちづくりに向け、長期的展望に立った計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

- 自然環境との調和を基調として、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、長期的展望に立った総合的・計画的な土地利用を推進していく必要があります。
- 適正な土地利用を促すとともに、土地の基礎的な情報を把握するため、地籍調査を進めていく必要があります。
- 自然と都市が調和した持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体が参画する協議・運用体制を構築し、地域の資源や特性を活かした地域ごとのあるべき姿の検討とその実現に向けた取組を推進していく必要があります。

施策の成果

	指標名		現状値 (R 5)	目標値 (R 7)
成果指標	許認可等申請処理件数		2,678 件 (R4)	2,890 件
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.41P

施策を構成する事務事業

施策 4 計画的な土地利用の推進

(1) 適正な土地利用への誘導

- ◎都市基本計画推進事業
- ◎都市計画事務
- ◎土地開発指導事業
- ◎建築指導事業

(2) 地籍の明確化

- ◎地籍調査事業

(3) 地域デザインプロジェクトの推進

- ◎地域デザイン推進事業(再掲)

主要事業

都市基本計画推進事業

担当部課名

まちづくり部 都市計画課

事業概要

- 農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を促進する整備、開発その他都市計画に関する施策を策定する。

現状と課題

- 都市計画施策を検討する際に用いる本市の都市計画基本図は、平成 22 年度以降更新していないため、現況との乖離が生じている。また、デジタル化の進展に伴い、都市計画関連情報のオープン化が求められている。
- 令和 4 年度に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を活用し、都市計画に係る政策の企画・立案及び運用を行うことが必要である。

今後の事業展開

- デジタル化の進展に伴い、今後、都市計画関連情報のさらなるオープン化が必要不可欠であるため、実態に即した都市計画基本図の計画的更新を検討する。
- 適正かつ合理的な土地利用の誘導や適切な住環境の保全を図るため、都市計画に関する基礎調査により得られた人口や土地利用等のデータを活用する中で、用途地域の見直しの是非や方針を検討する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	18,763	12,751	17,711

基本目標 4 自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）

【施策の柱】都市基盤の利便性を高める

地籍調査事業

担当部課名

まちづくり部 地籍調査課

事業概要

- 国土地調査法に基づき一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地籍の明確化を図るものである。調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなる。

現状と課題

- 土地の権利関係など土地所有者間の複雑な問題や相続登記等が行われていないことによる所有者不明土地が多く、これらの問題解決に時間を要している。

今後の事業展開

- 国の第7次10か年計画に基づき令和13年度までに調査を行う予定であるが、今後山間地域が調査区域となり、事業費や作業量等の増加が見込まれることから、調査手法を研究するとともに調査期間や調査区域の変更を見据え、本市の年度計画の見直しを検討していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	76,131	69,162	70,560

地域デザイン推進事業（再掲）

担当部課名

企画部 地域デザイン課

事業概要

- 持続可能な地域社会を実現するため、多様な主体が参画する協議・運用体制を構築し、地域の資源や特性を活かした地域ごとのあるべき姿の検討とその実現に向けた取組を推進する。

現状と課題

- まちなかエリアにおいて、令和4年度末に構築した、市民、事業者、教育機関、行政などの多様な主体が参画するエリアプラットフォームを中心に、令和5年度は、行政と民間のまちづくりの指針となる「甲府まちなか未来ビジョン2024」を策定した。
- 引き続き、官民連携によるまちづくりの推進に向けて、住民や事業者など多様な主体が、「自分ごと」として参画できる環境づくりと、庁内外の機運醸成が必要である。

今後の事業展開

- エリアプラットフォームを中心に、アクション編を加えた「甲府まちなか未来ビジョン2025」を策定し、ビジョンの実現に向けた取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30,468	47,227	32,976

方針1 協働の推進

方針 -----

市民、NPO、事業者、行政などが、互いの立場を尊重し、同じ目的のために取り組む協働によるまちづくりを推進します。また、住民が主体となって地域課題を解決するための地域コミュニティ※づくりを支援するとともに、更なる市政への市民参画を促進するための市政情報の積極的な提供や広く市民の意見を聴く機会の充実を図ります。

現状と課題 -----

- 協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政が日頃から信頼関係の構築を図りつつ、対等・平等の立場で地域課題の解決等に取り組む仕組みづくりを行っていくとともに、ボランティア・NPO 団体、教育機関、事業者など、地域に関わる多様な主体が、それぞれの持つ強みや専門性を活かしたまちづくり活動に取り組めるよう、支援する必要があります。
- 地域課題を地域住民自らの手で解決し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、地域におけるコミュニティ活動の基礎となる自治会をはじめ、地域に関わる多様な主体の活動の活性化を促していく必要があります。
- 市政への市民参画を促進するため、市政情報を積極的に提供し、市民との情報共有に努めるとともに、幅広い世代の市民などから、広く意見を聴く機会を設けていく必要があります。

方針の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	自治会加入率	66.72%	72.77%
市民実感 度指数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	—	—
			令和5年度
			2.24P

方針を構成する事務事業

方針1 協働の推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

- ◎まちづくり計画推進事業
- ◎地域のまちづくり支援事業

- ◎協働づくり推進事業
- ◎SDGs推進事業(再掲)

(2) 地域コミュニティづくりへの支援

- ◎市民組織事業
- ◎南北地域振興事業(再掲)

- ◎地域集会施設整備助成事業
- 悠遊館等施設管理事業

(3) 市政情報の提供

- ◎広報推進事業

(4) 市民意見を聴く機会の充実

- ◎広聴活動事業

主要事業

まちづくり計画推進事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会が地区の将来像の実現に向け実施する各種事業に対し支援を行い、地域と協働によるまちづくり事業の推進に努める。

現状と課題

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し、助言や他の地区で行われている事業についての周知、補助金の交付を行っている。
- 各地区の事業内容が固定化している傾向にあることから、各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し様々な情報の提供を行う中で、より効果的で実効性の高い事業を展開することが今後必要となる。

今後の事業展開

- 各地区 21 世紀のまちづくり協議会に対し、引き続き支援を行い、地区の将来像実現に向けて地域と協働した住みよいまちづくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	8,579	7,956	7,873

協働づくり推進事業

担当部課名

市民部 協働推進課、協働支援課

事業概要

- 「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」及び「甲府市協働のまちづくり第 3 期推進行動計画」（令和 5 年度～令和 7 年度）に基づき、地域の多様な主体がお互いの自主性を尊重し合い、連携・協力していくほか、時代のニーズに応じた豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて各種事業の推進に努める。

現状と課題

- 協働によるまちづくりを推進していくため、シンポジウムの開催などにより協働による市民意識の醸成に努めている。
- 地域貢献に自発的に取り組まれている個人、団体又は企業に対し、「地域貢献感謝状」を贈呈しその功績を讃えるとともに、市民のボランティア意識の醸成並びに市民活動の一層の活性化を図っている。

今後の事業展開

- 「甲府市協働のまちづくり第 3 期推進行動計画」に位置付けた各種事業に取り組み、市民等との協働によるまちづくりをさらに推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	325	302	299

地域のまちづくり支援事業

担当部課名

市民部 協働支援課

事業概要

- 地域で活躍する方の創出や、市民活動の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向け、市民、ボランティア・NPO団体、教育機関、事業者など、地域に関わる多様な主体が協働して地域課題を明らかにし、解決に向けて取り組むことができるよう支援する。

現状と課題

- 少子高齢化の進行をはじめ、生活スタイルや価値観の多様化などを背景に、課題の複雑化や地域活動の担い手不足などが懸念されていることから、市民活動の活性化を図り、地域での課題解決力の向上につなげることが求められている。
- 市民活動の活性化を図るため、協働支援センター情報紙「あつ活NEWS！」やセンター利用登録団体ガイドブックによる情報発信のほか、地域人材育成研修の開催や多様な主体の交流を促す機会の提供に努めている。
- 地域住民に活躍していただける体制づくりや、多様な主体が協働し、地域課題の解決を図るための仕組みづくりが必要である。

今後の事業展開

- 地域課題の共有・明確化、解決策の検討及び解決に向けた取組を地域が主体となって行うことができるよう引き続き支援する。
- 各地域において、まちづくりに係る協働体制をコーディネートする「まちづくりコーディネーター」の育成を進める。
- 地域活動の担い手不足など、支援を必要としている自治会と社会貢献活動に取り組む企業及び活力ある学生ボランティアをマッチングする「あつ活サポーター団体登録制度」の活用を努め、さらなる協働のまちづくりを推進していく。
- 中間支援組織である甲府市ボランティアセンターの運営支援及び関連事業等に対し助成等を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	22,332	20,720	20,513

SDG s 推進事業（再掲）

担当部課名

企画部 SDG s 推進課

事業概要

- 「甲府市SDG s 推進パートナー」をはじめとした多様な主体との連携による普及啓発に取り組み、市域におけるSDG s の理解促進を図るとともに、企業や各種団体、大学などSDG s を推進する様々な団体の裾野を拡大し、市域全体におけるSDG s 達成に向けた取組を推進する。
- 経済・社会・環境の三側面に相乗効果を創出するSDG s の取組を推進するために、「甲府市SDG s 推進パートナー」に向けた先導的な取組事例の共有や、パートナー同士の交流の機会の創出等による支援を行う。

現状と課題

- 「甲府市SDG s 推進パートナー」をはじめ、地域の企業・各種団体等と連携した企画・イベント等の開催や、市内大学との連携による若者の視点やアイデアを活かしたSDG s の普及啓発を通じて、幅広い方々へのSDG s の理解を促進し、市域全体のSDG s の浸透に努めている。
- 甲府市SDG s 推進パートナーをはじめとした企業・団体の更なる連携やマッチングの促進を図る中で、多様なステークホルダーの資源を効果的に活用した経済・社会・環境を捉えた相乗効果を生み出す取組が必要である。

今後の事業展開

- 市域全体のSDG s への理解が深まるよう、更なる普及啓発や情報発信、新たなインセンティブの創出によるパートナー登録制度の充実に努めるとともに、多様な主体との連携により、経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組を展開し、持続可能な未来都市の実現に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	3,581	3,323	3,289

市民組織事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 自主的組織である甲府市自治会連合会の活動を支援し、地域コミュニティ※活動の活性化を図る。また、市民祭りとしての位置付けのもと、「甲府大好きまつり」に対する支援を行う。

現状と課題

- 甲府市自治会連合会事務局へ運営費補助金の交付を行っている。
- 市政の情報を市民へ周知するため、広報誌や議会だより等の配付を自治会連合会へ委託している。
- 甲府市自治会連合会と連携・協議を行う中で、自治会長を対象としたアンケート結果をもとに「自治会加入促進ハンドブック」を新たに作成するなど、自治会加入の促進に努めている。
- 自治会への加入促進に関する協定書を締結しており、山梨県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山梨県本部及び甲府市自治会連合会と本市において、自治会加入促進を図るため、意見交換を行っている。

今後の事業展開

- 甲府市自治会連合会等に対し、引き続き支援を行う。
- 自治会加入促進へ向けた取組について協定書を締結している甲府市自治会連合会や不動産関係団体と連携を図る中で推進する。
- 甲府大好きまつりについて、多くの市民が参加し楽しんでいただけるよう、観光課と連携する中で実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	70,406	65,244	64,509

地域集会施設整備助成事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 自治会等が所有する地域集会施設の新築費、全面改修費、移転費、既設建設物の取得費若しくは改修費（バリアフリー化を含む）、耐震診断費、耐震改修費に対して補助金を交付し、住民の集会活動を支援することで地域コミュニティ※の醸成を図る。

現状と課題

- 地域集会施設の新築・改修・耐震診断等に対し、補助金の交付を行っている。
- 各自治会における地域集会施設の新築・改修等の整備予定を把握するため、毎年度調査を実施している。

今後の事業展開

- 平成 30 年度より、地域集会施設の新築、全面改築又は移転に要する本工事、付帯工事費及び備品費並びに取得費の限度額を増額する中で、地域集会所の整備・促進を図り、地域コミュニティ活動への更なる支援を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	4,130	3,832	3,794

南北地域振興事業(再掲)

担当部課名

産業部 林政課

事業概要

- 豊かな自然を活用し、創作活動及び自然体験の場を提供すること等により、交流人口の増加を図るとともに、南北地域の振興に係る新たな担い手の育成を図る。

現状と課題

- 「甲府市創作の森おびな」の指定管理者として指定した「常那地域活性化推進協議会」と連携する中で、円滑な施設の管理運営を実施するとともに、将来、指定管理者が自主自走出来よう、施設の利用を促進し施設の利用収入等の拡大を図る必要がある。
- 南北地域については、地域住民の高齢化等に伴う地域力の低下を防ぐ必要がある。

今後の事業展開

- 「甲府市創作の森おびな」を活用し、指定管理者が開設する施設のホームページ等により、施設の周知と共に北部地域の魅力を発信する。
- 南北地域の振興のため、「甲府市南北地域おこし協力隊」により、都市部の人材を活用し、地域の活性化及び情報発信体制の強化を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	26,463	28,684	28,397

広報推進事業

担当部課名

市長直轄組織 情報発信課

事業概要

- 市民の市政への関心や参画意欲が向上するよう、広報誌をはじめ、ホームページ、SNS、ラジオ、新聞などの多様な媒体を活用し、市政情報を的確にわかりやすく伝える。

現状と課題

- スマートフォン等の普及により必要な情報をいつでもどこでも入手することができ、市民の情報収集手段はますます多様化している。
- 行政情報を正確にわかりやすく伝えるとともに、SNS等を活用したタイムリーで効果的な情報を発信していく工夫が求められている。
- 情報発信については、多種多様な形態で行い、市民等が情報を享受する機会を一層増やす事が重要であるため、多くの媒体を活用した広報に努めている。

今後の事業展開

- 既存の媒体を活用した広報活動は随時、検討、見直しを行うとともに、進化し続ける新たな情報発信ツールに対しては、その効果を検証し、速やかに情報発信できるよう努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	60,701	54,873	85,241

広聴活動事業

担当部課名

市民部 協働推進課

事業概要

- 市民参画による市政推進の窓口として、市民からの意見や要望等が的確に市政に反映できるよう、市民サイドに立った広聴活動の推進に努める。

現状と課題

- 市政及び市民の日常生活の陳情・要望等に対し、迅速かつ適切な対応を図るとともに、各種相談窓口を開設し、市民からの相談に応じ、問題の解決に向け助言等を行っている。
- 市民から寄せられた陳情・要望等を施策へ反映するよう、各職場への情報提供を行っている。
- 市長対話を実施することにより、各種団体の市政への理解を深めるとともに、市民参加による開かれた市政の実現を目指していく。
- 平成 27 年度より実施している「よっちゃばれ放談会※」については、継続的に実施していく中で、事業実施の方策等について随時検討し、必要に応じ改善を行っている。

今後の事業展開

- 市民の声を市政の原点とすべく、引き続き、きめ細かな広聴活動事業を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	2,985	2,770	2,742

方針 2 広域的な連携の推進

方針 -----

消防やごみ処理などの広域的な行政課題について、圏域住民に対して効率的・効果的に行政サービスが提供されるよう、広域的な連携を推進します。また、中核市への移行に伴い、新たな広域連携制度※を活用する中で圏域全体の発展に貢献できるよう努めます。

現状と課題 -----

- 人々の日常生活や企業による経済活動が行政区域を越えて拡大している中、効率的・効果的に行政サービスを提供していくためには、広域的な連携をより一層推進する必要があります。
- 近隣自治体との連携による「県央ネットやまなし」（やまなし県央連携中枢都市圏）の取組を推進し、人口減少・少子高齢社会にあっても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持し、圏域全体の発展を進める必要があります。
- 人口減少・少子高齢化による人材の不足や地域活力の衰退が危惧される中、本市が抱える諸課題への解決を図るためには、公民の連携による持続的な発展に繋げる取組を展開する必要があります。

方針の成果 -----

	指標名	現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	広域行政として推進している事業数	6 事業	6 事業
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	—	—	—
			令和 5 年度
			2.86P

方針を構成する事務事業

方針 2 広域的な連携の推進

(1) 広域的な連携の推進

◎連携推進事業

主要事業

連携推進事業

担当部課名

企画部 自治体連携課

事業概要

- 近隣自治体と特別地方公共団体である一部事務組合を設置し、消防や斎場などの事務を共同処理することによる効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供する。
- 本市を含む10市町で構成する「県央ネットやまなし」における各自治体の自主自立を基本とし、自治体の実情に合わせた柔軟な連携により、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、圏域住民の安心で快適な暮らしを支えるための様々な取組を推進する。
- 公民の連携を推進する中で、公民双方が有する強みを活かした事業の展開による市民サービスの向上や地域活力の増進等を図り、持続可能な地域社会の構築を目指す。

現状と課題

- 甲府地区広域行政事務組合及び東八代広域行政事務組合による消防や斎場などの事務を引き続き共同処理するとともに、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する。
- 「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」に掲げる圏域の中長期的な将来像の実現に向けた取組を着実に推進する。
- 人口減少・少子高齢化による人材の不足や社会保障関係費の増加等による財政負担、更には、地域活力の衰退が懸念される中、民間企業等が有するリソースの活用による本市の諸課題の解決と地域経済の活性化に繋がる持続可能な事業を展開する必要がある。

今後の事業展開

- 甲府地区広域行政事務組合及び東八代広域行政事務組合の構成市として、一部事務組合が担う事務の共同処理に関する必要な支援を行う。
- 「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」を推進し、連携の取組を浸透させていくため、連携自治体や庁内内部局との連携を深めつつ、効率的・効果的な連携事業の形成・実施に取り組むとともに、各自治体との協議や有識者等で構成するビジョン懇談会における意見を踏まえ、「やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン」の必要な見直しを行う。
- 公民連携による健康づくりと地域経済の活性化に繋がる地方創生に向けた取組を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	55,006	51,052	50,541

方針3 持続可能な行財政運営

方針 -----

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、最小の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分に努める中で、適切な行政評価を活用した施策の展開を図ります。

また、市民の視点に立って、行政改革の更なる推進を図り、質の高い行政サービスの提供と簡素で効率的な組織機構の構築に取り組みます。

現状と課題 -----

- 市民ニーズの複雑化・多様化と地方分権による権限移譲などを背景として、地方自治体には、自主的かつ自立的で、持続可能な行財政運営を実現するための取組が求められています。
- 持続可能な行財政運営を実現するためには、自主財源の安定的な確保や効率的な財源配分、公共施設の適正なマネジメントなどにより財政の健全運営を図るとともに、施策評価を取り入れたPDCAサイクルの構築により、効率的かつ効果的な施策・事業の展開を目指していく必要があります。
- 社会の変化に適切に対応しながら、市民の視点に立った行政改革を着実に推進し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していく必要があり、限られた経営資源の効果的な活用に向け、本市が策定した個別計画等との連携強化を図る中で、更なる業務の効率化に取り組む必要があります。
- 本市のこれまでの諸課題や新たに顕在化する課題などに適切に対応するためには、SDGsの理念や考え方を積極的に取り入れる中で、多様な主体との連携した統合的な取組により、相乗効果が期待できる施策や事業を展開していく必要があります。

方針の成果 -----

	指標名		現状値 (R5)	推計値 (R7)
成果指標	実質公債費比率※		8.0% (R 4)	7.9%
	将来負担比率※		24.2% (R 4)	23.8%
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.20P

方針を構成する事務事業

方針３ 持続可能な行財政運営

（１）自主的・自立的な自治体運営

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ◎総合計画策定事業 | ○選挙啓発事業 |
| ○総務事務 | ○庁舎管理事務 |
| ○新事業形成事業 | ○こうふ D0 計画推進事業（情報システム事業） |
| ○窓口センター事務 | ○中道支所事務 |
| ○上九一色出張所事務 | ○戸籍住民基本台帳事務 |
| ○個人番号制度管理事業 | |

（２）人材育成

- | | |
|---------|-----------------|
| ◎職員研修事業 | ○職員福利厚生及び健康管理事業 |
|---------|-----------------|

（３）自主財源の確保や効率的な配分

- | | |
|------------------|----------------|
| ◎公共施設等マネジメント推進事業 | ◎ふるさと応援寄附金推進事業 |
| ○財政管理事務 | ○計画調整事務 |
| ○市民税賦課事務 | ○市民税等収納事務 |
| ○市民税等滞納整理事務 | ○固定資産税賦課事務 |

（４）行政改革の推進

- | | |
|------------|---------|
| ○外部評価の実施事業 | ○行政改革事務 |
|------------|---------|

（５）SDGsの推進

- | | |
|-----------|--|
| ◎SDGs推進事業 | |
|-----------|--|

主要事業

総合計画策定事業

担当部課名

企画部 政策課

事業概要

- 本市が目指す将来の姿とそれを実現するための目標を明らかにし、環境の変化に的確に対応しながら計画的に施策を推進するための市政運営の指針として総合計画を策定する。

現状と課題

- 本市の最上位計画に位置付けられている現行の第六次甲府市総合計画は、計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までとしていることから、令和 8 年度を初年度とする次期総合計画の策定に着手する必要がある。策定に際しては、検討段階からの市民の参画や現計画の評価・検証結果の反映などが大きな課題となる。

今後の事業展開

- 令和 6 年度は、次期総合計画の策定体制の構築、時代の潮流の整理、市民意向の調査・分析、現総合計画の評価・検証などを行う中で策定を推進していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	15,829	17,018	-

職員研修事業

担当部課名

総務部 人材マネジメント課

事業概要

- 職員の自主性とOJT（職場研修）を基礎とした、効率的かつ効果的な研修を実施し、高い能力と意識、姿勢を兼ね備えた総合力の高い職員を、組織全体で育成していく。

現状と課題

- 本市職員の人材育成の目的や方策を示す「人材育成基本方針」について、現状に応じた見直しを行う必要がある。
- 生産性の高い職場づくりに向け、若手職員の人材育成とともに、管理職（課長級）、監督職（係長級）のマネジメント能力向上を図る必要がある。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、職員意識の一層の醸成を図る必要がある。
- やまなし県央連携中枢都市圏の圏域自治体における、職員の育成並びに連携強化を図る必要がある。

今後の事業展開

- 「人材育成基本方針」の見直しを進めるとともに、あわせて基本方針の実効性を高めるための具体的な取組を検討する。
- 各階層の昇任者研修においてマネジメント能力（リーダーシップ）の向上を図り、働き方改革の推進やメンタルヘルス、ハラスメントへの理解を深める。
- 一般職、監督職、管理職の各階層で「タイムマネジメント研修」を実施し、業務の見直しを図ることで、生産性の向上と職員の働き方改革の推進につなげる。
- 新たに「キャリアデザイン研修」を年齢層別に実施し、身に付けた能力や経験を整理することでキャリアデザインの見直しと昇任・昇格意欲の向上を図る。
- やまなし連携中枢都市圏の連携事業として、圏域自治体の職員の育成並びに連携強化に資する合同研修等を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17,800	16,515	16,350

公共施設等マネジメント推進事業

担当部課名

企画部 財産活用課

事業概要

- 公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化※などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図る取組(公共施設等マネジメント)を推進し、次世代に継承できる公共施設等の適正化に努める。

現状と課題

- 施設情報の一元化と施設カルテによる情報の共有を図りながら、事業推進に向けて、市民理解や民間事業者との連携を深めていく必要がある。また、全体最適化の視点から、土地の利活用等を含めた総合的かつ戦略的な取組を加速していく必要がある。

今後の事業展開

- 令和元年 7 月に策定した「甲府市公共施設再配置計画」に基づき、次の世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設へ再配置するため、施設総量の適正化、施設の長寿命化及び効率的な施設運営を推進するほか、「甲府市公共施設再配置計画第一次実施計画」が令和 7 年度に最終年度を迎えることを踏まえ、次期計画の策定に着手する。
- 「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」に基づき、低未利用資産の有効活用を推進する。
- 「甲府市公共施設等マネジメントにおける P P P 導入ガイドライン」に基づき、P P P / P F I の導入を推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	7,890	12,362	2,083

ふるさと応援寄附金推進事業

担当部課名

産業部 ふるさと納税課

事業概要

- ふるさと納税制度による自主財源の確保と本市の魅力や地場産品等の PR を図る。
- 企業版ふるさと納税制度による自主財源の確保と民間企業等との積極的な連携・協働の推進を図る。

現状と課題

- ふるさと納税は、返礼品の受け取りや税額の控除など多くの利点があることから、近年、その受入額が急増しており、自治体の自主財源の確保や地域の活性化などに有益であるため、今後も引き続き、地場産品の掘り起こしや、体験型返礼品を拡充して魅力的な政策、事業に対する寄附を呼びかけていくことが必要である。
- 企業版ふるさと納税制度の周知を図り、本市の政策や魅力を積極的に発信することで、事業に対し寄附をしていただけるように企業へ呼びかけを行うことが必要である。

今後の事業展開

- 返礼品事業者を対象とした勉強会の開催により、寄附者ニーズに即した返礼品を追加していくとともに、使い道報告書や本市ジュエリーカタログを送付することでリピーターの獲得を目指す。
- 新たなジュエリー文化である「甲府ジュエリーラブプロジェクト」を推進し、甲府ジュエリーのプロモーション強化を図ることで寄附の増額に取り組む。
- 寄附者に対して、単に返礼品を送る行為だけで完結しないよう、モノによる返礼品を通じた地域 PR はもとより、寄附者が本市に足を運び楽しむことができる、体験型返礼品の拡充を目指す。
- 企業版ふるさと納税制度を活用した企業の新たなサービスを活用して周知を図るとともに、企業との対話を図る中で、企業の方針や要望を把握し、先回りして企業の求めるものを企画提案することで、民間資金を活用した地方創生に取り組んでいく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	1,520,222	1,410,518	1,396,382

SDG s 推進事業

担当部課名

企画部 SDG s 推進課

事業概要

- 「甲府市SDG s 推進パートナー」をはじめとした多様な主体との連携による普及啓発に取り組み、市域におけるSDG s の理解促進を図るとともに、企業や各種団体、大学などSDG s を推進する様々な団体の裾野を拡大し、市域全体におけるSDG s 達成に向けた取組を推進する。
- 経済・社会・環境の三側面に相乗効果を創出するSDG s の取組を推進するために、「甲府市SDG s 推進パートナー」に向けた先導的な取組事例の共有や、パートナー同士の交流の機会の創出等による支援を行う。

現状と課題

- 「甲府市SDG s 推進パートナー」をはじめ、地域の企業・各種団体等と連携した企画・イベント等の開催や、市内大学との連携による若者の視点やアイデアを活かしたSDG s の普及啓発を通じて、幅広い方々へのSDG s の理解を促進し、市域全体のSDG s の浸透に努めている。
- 甲府市SDG s 推進パートナーをはじめとした企業・団体の更なる連携やマッチングの促進を図る中で、多様なステークホルダーの資源を効果的に活用した経済・社会・環境を捉えた相乗効果を生み出す取組が必要である。

今後の事業展開

- 市域全体のSDG s への理解が深まるよう、更なる普及啓発や情報発信、新たなインセンティブの創出によるパートナー登録制度の充実に努めるとともに、多様な主体との連携により、経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組を展開し、持続可能な未来都市の実現に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	3,581	3,323	3,289

方針4 シティプロモーションの推進

方針 -----

選ばれる都市となり、持続的に発展していけるよう、本市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランドの確立を目指すとともに、多様なメディアや人的ネットワークを最大限活用した戦略的なシティプロモーション※を推進します。

現状と課題 -----

- 都市間競争が激化する中で、選ばれる都市となり、持続的に発展していくためにも、これまでより一歩踏み込んだシティプロモーションが求められています。
- 甲府市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランドの確立とブランド力の向上を図るとともに、多様なメディアや人的ネットワークなども最大限活用した戦略的シティプロモーション活動を積極的に展開していく必要があります。

方針の成果 -----

	指標名		現状値 (R5)	目標値 (R7)
成果指標	地域ブランド調査 「認知度」ランキング 「魅力度」ランキング		50 位 95 位	30 位以内 80 位以内
市民実感 度指数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	—	—	—	2.30P

方針と構成する事務事業

方針4 シティプロモーションの推進

(1) 都市ブランドの確立と情報発信

◎シティプロモーション事業

主要事業

シティプロモーション事業

担当部課名

市長直轄組織 情報発信課

事業概要

- 本市の強みや魅力的な地域資源を活かした都市ブランド力の強化に努め、選ばれる都市を目指す。
- 多様なメディアや人的ネットワークを最大限活用し、本市が持つ自然、歴史、文化などの魅力ある地域資源を市内外に発信するなど、戦略的なシティプロモーション※を推進する。
- 首都圏へのプロモーションに加え、中部横断自動車道が全線開通したことや今後のリニア中央新幹線開業も見据え、東海圏及び近畿・中京圏をターゲットとしたシティプロモーションを推進する。

現状と課題

- 本市の持続的な発展に向け、効果的なシティプロモーションを推進し、地域の魅力や価値を高めることにより、住民や企業、各種団体に「選ばれる都市」を目指していく必要がある。

今後の事業展開

- 対象者を明確にして効果的・効率的な情報発信を行う「訴求力」と、本市の魅力や地域資源を発信し「甲府」という都市ブランドを確立していくための「ブランド力」を高め、シティプロモーションを展開していく。
- 甲府大使等と協力し、本市の魅力を発信することによりイメージアップを図る。
- 「山梨県人会連合会」や「首都圏甲府会」をはじめ、県外で活躍する本市に関わる様々な人的ネットワークを活用した効果的なシティプロモーションを行う。
- 効果的なプロモーションを展開するため、引き続き、新たなプロモーションツールの検討を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	19,767	18,341	18,157

施策の成果指標一覧

施策の成果指標一覧

基本 目標	施策 の柱	施 策	成果指標	現状値（R5）	目標値（R7）
いきいきと輝く人を育むまちをつくる（人）	次代を担う子どもたちを育む	①子ども・子育てへの支援	教育・保育施設入所希望者の入所率	100%	100%
			放課後児童クラブ入会希望者の受入率	100%	100%
			子育て相談窓口の相談件数	2,520件	3,146件
		②学校教育の充実	全国学力・学習状況調査の全国平均以上の教科の割合	50%	100%
			いじめの解消率	99.5% (R4)	100%
		③青少年の健全育成	青少年ジュニアリーダー数	320人	380人
			美化活動に参加する青少年の数	831人	2,300人
	心豊かで輝く人を育む	①生涯学習の充実	講座・教室等の参加者数	12,229人 (R4)	27,450人
			市立図書館の年間貸出点数	421,791点 (R4)	580,000点
		②スポーツの振興	市民体育祭参加者数	6,433人	8,594人
			市スポーツ施設の年間利用者数	203,907人	229,712人
		③文化・芸術の振興	文化芸術事業の参加者数	13,006人 (R4)	16,600人
		④人権尊重・男女共同参画の推進	人権啓発パネル展の来場者数	1,597人	2,950人
			市の審議会等における女性委員の割合	24.9%	40%
		⑤国際交流・多文化共生の推進	異文化理解ができたと感じた生徒数	23/23人	24/24人
			日本語教室の参加者数	296人	300人
魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる（活力）	産業を振興する	①商業・工業の振興	卸・小売業の法人市民税納税義務者の数	1,882社 (R4)	1,980社
			製造品出荷額等	27,286,466万円 (R4)	31,437,000万円
		②農業・林業の振興	認定農業者数及び認定新規就農者数	278人	284人
			森林整備の実施面積	169ha (H28～R5)	217ha (H28～R7)
		③雇用対策の推進	就労支援を通じた就労者数	164人 (R4)	150人
			合同企業説明会への参加者数	176人	300人
		④卸売市場の活性化	青果部及び水産物部の取扱数量	青果部 29,850 t 水産物部 7,954 t	青果部 28,600 t 水産物部 11,400 t
			施設整備の進捗率	100%	100%
	①観光の振興		観光入込客数（暦年）	5,115,733人	6,121,992人
			宿泊者数（暦年）	669,385人	868,239人

成果指標の説明及び算出方法
市内教育・保育施設への入所希望者数のうち、実際に入所出来た数の割合（特定の施設を希望する者を除く） 【市内教育・保育施設入所児童数（4月1日現在）／市内教育・保育施設入所申請数（4月1日現在）×100】
小学6年生まで推計した放課後児童クラブ入会希望者に対する入会児童数の割合 【放課後児童クラブ入会児童数（4月1日現在）／小学6年生までの放課後児童クラブ入会希望者推計×100】
「子ども・青少年総合相談センター」での電話・来所・その他による相談件数
小学校6年生は国語、算数、理科の3教科（理科は3年に1回）、中学校3年生は国語、数学、理科、英語の4教科（理科と英語は3年に1回実施。理科の翌年に英語を実施）のうち、全国平均点以上となった教科の割合。 【全国平均点以上となった教科数／調査実施教科数（4教科から6教科）×100】
年度末に文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」における認知したいじめ事案に対し、関係機関等と連携して解消に至った事案の割合（小学校と中学校の合計）（3月31日現在） 【（いじめ解消件数＋一定の解消が図られたが、継続支援中の件数）／いじめ認知件数×100】
青少年ジュニアリーダーの委嘱人数
毎年11月に実施する市内一斉清掃活動に参加者した青少年の数（青少年育成甲府市民会議28地区からの報告により確認）
生涯学習振興事業、公民館開設講座、教室、各種学級、出前講座等の参加者数
市立図書館が貸し出しをした図書資料の点数（図書館ネットワークが接続されている公民館における貸し出し冊数を含む）
市民体育祭の夏季、冬季大会における参加者数
緑が丘スポーツ公園、青葉スポーツ広場、東下条スポーツ広場、中道スポーツ広場、青沼テニスコート、旧小学校跡地の利用者数の合計
市及び甲府市文化協会主催の文化芸術事業（文化芸術の振興事業、甲府市民文化祭）の参加者数
人権啓発パネル展の来場者数
市の審議会等における女性委員の割合（地方自治法202条の3に該当する審議会等） 【女性委員総数／委員総数×100】
姉妹・友好都市へ派遣した生徒の中で、外国の文化や習慣などにおいて異文化の理解ができたと感じた生徒数 【異文化の理解ができたと感じた生徒数／姉妹・友好都市へ派遣した生徒数】 ※令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止としていた姉妹都市等との生徒の派遣と受入事業を4年ぶりに実施した。
日本語教室の学習者としての参加者数
法人市民税納税義務者のうち、卸・小売業の法人数
工業統計調査による製造品出荷額等の金額
市内の認定農業者及び認定新規就農者数
市有林及び民有林のうち、伐採、造林、間伐、下草刈りなどの森林整備を実施及び支援した面積の合計
ワークプラザ甲府において職業紹介等の就労支援を行った支援対象者のうち、就職に結びついた者の人数（ハローワークによる調査結果の集計）
当日の来場者（学生・一般求職者等）の実数
青果部、水産物部の取扱数量
「甲府市地方卸売市場整備計画（令和3年度～令和5年度）」に掲げた老朽化対策等15件の工事計画件数に対する工事完了件数の割合 【工事完了件数／工事計画件数×100】
国により定められた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、市が毎年実施する「観光入込客統計調査」による市内主要観光施設等の観光入込客数
市内主要宿泊施設に対して、市が毎年実施する「宿泊者数及び外国人宿泊者数の調査」による宿泊者数

基本 目標	施策 の柱	施 策	成果指標	現状値 (R5)	目標値 (R7)
安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）	交流と賑わいを創出する	②中心市街地の活性化	新規営業店舗数	29件（累計）	43件（累計）
			歩行者通行量	125,519人	148,400人
		③移住・定住の促進	移住者数（累計）	525人	600人
	安全な暮らしを守る	①防災・危機管理対策の推進	自主防災組織設置率	97.3%	99.8%
			防災リーダーの登録者数（累計）	1,253人	1,892人
		②消防・救急体制の充実	消防団員の充足率	80.2% (R4)	97.0%
			消火栓及び耐震性貯水槽設置進捗率（平均値）	94.7%	95.9%
		③防犯・交通安全対策の充実	市内の刑法犯認知件数	1,013件	1,011件
			市内の交通事故発生件数	580件	400件
		④消費者保護の推進	消費生活センターにおける救済件数	385件	400件
			消費者問題出前講座受講者数	1,360人	1,900人
		①地域福祉の推進	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	103.6% (R4)	117.4%
			地域包括支援センターの相談支援件数	4,743件 (R4)	4,711件
		②高齢者福祉の充実	介護を要しない前期高齢者の割合	96.2%	96.3%
			認知症サポーター数（累計）	17,958人 (R4)	21,558人 (累計)
		③障がい者福祉の充実	一般就労移行者数（累計）	177人 (R4)	235人
			基幹相談支援センターの相談支援件数	13,298人	14,086人
		④社会保障の充実	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合	9.85% (R4)	12.5%
			国民健康保険料の収納率（現年度）	93.52% (R4)	94.00%
		⑤健康づくりの推進	がん検診の受診率	胃がん7.0% 子宮がん8.5% 肺がん12.6% 乳がん13.2% 大腸がん10.9% (R4)	胃がん 7.10% 子宮がん 8.55% 肺がん 12.70% 乳がん 13.30% 大腸がん 11.00%
			乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 96.9% 3歳児 96.9%	1歳6か月児 98.0% 3歳児 97.0%
		⑥医療環境の充実	市立甲府病院の病床利用率	59.0% (R4)	66.7%
			市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 (56.0%) (R4) 逆紹介率 (54.4%) (R4)	紹介率 (62.1%) 逆紹介率 (53.6%)

成果指標の説明及び算出方法
市が毎年実施する「中心市街地区域内における店舗・空き店舗・空地・駐車場調査」による新規営業店舗数
市が毎年実施する「甲府市中心市街地歩行量調査」による歩行者数
移住・定住コンシェルジュを通して移住した人数(累計、重複は除く)
甲府市自治会に自主防災組織が設置されている割合（3月31日現在） 【自主防災組織設置数／自治会数×100】
防災リーダーの登録者数（累計）（3月31日現在）
条例定数に対する消防団員の割合 【消防団員数（3月31日現在）／甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の定数×100】
消防水利整備計画における消火栓及び耐震性貯水槽の設置進捗率（平均値）（4月1日現在） 【 {（消火栓設置済数／目標数3,128×100）+（耐震性貯水槽設置済数／目標数139×100）} ÷2 】
山梨県警察本部調べによる1年間（1～12月）の市内刑法犯の認知件数
山梨県警察本部調べによる1年間（1～12月）の市内交通事故発生件数
消費生活センターにおいて相談を受け、助言・斡旋を行った結果、救済に繋がった件数
地域や小中学校等において消費者問題出前講座を受講した人数
第5次健やかいきいき甲府プランの地域福祉推進計画の年度毎に評価指標を定めた23事業の平均達成率 【23事業の達成率の合計／23事業】
地域包括支援センターにおける相談支援件数
前期高齢者人口のうち要支援・要介護認定を受けていない前期高齢者の割合（4月1日現在） 【要支援・要介護を受けていない前期高齢者数／前期高齢者数×100】
認知症サポーターの認定者数（累計）（3月31日現在）
福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数 ※施設入所者就職支度金申請件数で確認(H24からの累計)
基幹相談支援センターりんくろの相談支援件数
生活保護を廃止となった世帯のうち、就労による収入増加により自立となった世帯数 【自立した保護世帯数/保護廃止世帯数】
国民健康保険料の現年度の収納率 【収納額／調定額×100】
国の指針に定められている、がん検診（胃・子宮・肺・乳・大腸）を受診した人の割合 【受診者数／対象年齢人口】 ●胃がん・肺がん・大腸がんは40歳以上男女、子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは40歳以上の女性
法定健診である乳幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）を受診した人の割合 【受診者数／対象年齢人口×100】
市立甲府病院の病床を利用している割合 【年間入院患者数／365日／399床×100】
紹介率算定 【紹介患者数／（初診患者数－（救急患者数+救急車搬送患者数+休日・夜間の救急日直に来院した救急患者数+健康診断による疾病発見患者数））】
逆紹介率算定 【逆紹介患者数／（初診患者数－（救急患者数+救急車搬送患者数+休日・夜間の救急日直に来院した救急患者数+健康診断による疾病発見患者数））】

基本目標	施策の柱	施策	成果指標	現状値（R5）	目標値（R7）
自然と都市機能が調和する快適なまちをつくる（環境）	豊かな自然と良好な生活環境を確保する	①自然環境の保全と地球温暖化対策の推進	甲府市温室効果ガス排出量	936 千t-CO2/年（R2）	824 千t-CO2/年
		②公園の整備と緑化の推進	生け垣設置の総延長	5,994m	7,750m
			アダプト制度により管理される公園数（累計）	35箇所（累計）	30箇所（累計）
		③循環型社会の構築	市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ）	573.6 g（R4）	535.4 g
			資源化率（リサイクル率）（家庭系）	18.0%（R4）	21.6%
		④良好な景観の形成	景観形成基準等に基づく申請処理件数	79件（R4）	150件
		⑤住環境の向上	一般住宅の耐震化率	84.8%（R2）	92.0%
			管理不全な空き家の改善指導における改善率	64.21%	69.3%
		⑥水道水の安定供給	有収率	85.31%（R4）	85.38%
			管路の耐震管率	18.87%（R4）	22.25%
		⑦生活排水の適正処理	公共下水道の水洗化率	99.04%（R4）	99.06%
		⑧生活衛生の充実	狂犬病予防注射接種率	66.4%	75%
	都市基盤の利便性を高める	①公共交通の利便性の向上	実車走行キロあたりの輸送人員	1.11人/キロ（R4）	R5年度実績値以上
		②道路の整備	都市計画道路整備率	59.01%（R4）	58.7%
			市道整備率	69.11%（R4）	68.80%
			歩道のバリアフリー化率	6.42%	6.44%
		③市街地の整備	土地区画整理事業の進捗率	95.5%	99%
		④計画的な土地利用の推進	許可可等申請処理件数	2,678件（R4）	2,890件
基本構想の推進		方針	成果指標	現状値（R5）	目標値（R7）
		①協働の推進	自治会加入率	66.72%	72.77%
		②広域的な連携の推進	広域行政として推進している事業数	6事業	6事業
		③持続可能な行財政運営	実質公債費比率	8.0%（R4）	7.9%
			将来負担比率	24.2%（R4）	23.8%
		④シティプロモーションの推進	地域ブランド調査「認知度」ランキング	50位	30位以内
			地域ブランド調査「魅力度」ランキング	95位	80位以内

成果指標の説明及び算出方法
甲府市地球温暖化対策実行計画の目標値（2030（R12）年度 679千t-CO2/年）から按分して算出
生け垣助成制度を活用した生垣設置の総延長（3月31日現在）※現状値は3月13日時点の未確定値
アダプト制度により合意締結された公園数（累計）（3月31日現在）
市民1人1日あたりのごみ排出量（家庭系ごみ） 【家庭系燃えるごみ+家庭系燃えないごみ】
資源化率（リサイクル率） 【資源化量計/排出量総計】
屋外広告物設置許可申請（違反指導による申請含む）処理件数（累計）及び景観計画に基づく届出処理件数の合計
一般住宅における耐震化された住宅の割合（平成30年住宅・土地統計調査を根拠に算出）（3月31日現在） 【（昭和56年以前の住宅の内、耐震性を有する住宅+昭和57年以降の住宅）/市内の住宅総数×100】
管理不全な空き家の改善指導における改善率 【管理不全な空き家の改善件数/管理不全な空き家の改善依頼件数×100】
有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量）の年間の配水量に対する割合 【年間総有収水量/年間総配水量×100】
給水区域内に布設してある管路総延長に対する耐震管の割合（3月31日現在） 【耐震管延長（m）/管路総延長（m）×100】
公共下水道が利用可能な者のうち、公共下水道に接続した者の割合 【水洗便所設置済人口（3月31日現在）/処理区域人口（3月31日現在）×100】
狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射を接種した割合 【甲府市の注射済票を渡した頭数/甲府市の登録の鑑札を渡した頭数×100】
路線バス及びコミュニティバスにおける市内主要バス事業者（山梨交通㈱、富士急バス㈱）の年間輸送人数及び実車走行キロメートルから算出（実績） 【年間実車走行キロメートル/年間輸送人数】
都市計画道路の計画延長に対する整備した延長の割合（3月31日現在） 【整備済延長（m）/計画延長（m）×100】
市道の総延長に対する改良した延長の割合（3月31日現在） 【市道改良延長（m）/市道延長（m）×100】
歩道の総延長に対する歩道バリアフリー化実施延長の割合（3月31日現在） 【歩道バリアフリー化実施延長（m）/歩道延長（m）×100】
甲府駅周辺土地地区画整理事業における公共施設の整備状況の割合（3月31日現在） 【執行累計額/総事業費×100】
適正な土地利用への誘導を図るための基準（都市計画法・建築基準法・国土利用計画法等）に基づく申請処理件数
成果指標の説明及び算出方法
総世帯数に対する自治会加入世帯の割合 【6月1日現在の自治会加入世帯数/6月1日現在の住民登録世帯数×100】
広域行政として推進している事業の数
【（地方債の元利償還金+準元利償還金）-（特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）/標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×100】（決算額により算出）
【将来負担額-（充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）/標準財政規模-（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）×100】（決算額により算出）
ブランド総合研究所が発行する「地域ブランド調査」における「認知度」ランキング
ブランド総合研究所が発行する「地域ブランド調査」における「魅力度」ランキング

用語解説

用語解説	
あ行	
アセットマネジメント	長期的かつ経営的な視点で、公共施設を管理・活用・処分する取組みのこと。
アダプト制度	アダプトとは「里親になる」の意味で、道路や公園などの一定の範囲の維持管理を里親のように継続して行う団体を登録する制度のこと。
アニサキス	サバ、イワシ、アジなどの魚介類に寄生しているアニサキス亜科の幼虫総称のこと。アニサキスが寄生している魚介類を生で喫食することにより、強い腹痛や吐き気を発症する。
新たな広域連携制度	地方公共団体間で「連携協約」を締結する仕組みを活用し、連携中枢都市圏の形成や条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を行う制度のこと。
一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる財源のこと。
医療圏	地域の医療需要に対応して医療資源の適正な配置と医療供給体制の体系化を図るための地域的単位のこと。
オプトアウト方式	複数のがん検診の中から受たい検診を選ぶ（オプトイン方式）ことが一般的だが、逆に、受たたくない検診を選ぶ（オプトアウト方式）ことで、明白に受たたくない理由がない限り検診を受けることになり、より多くのがん検診を受けてもらえる仕組みをつくり、がん検診受診率向上を図ること。
温室効果ガス	大気を構成する物質のうち、地表面から輻射される赤外線を吸収する微量物質のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
こうふ開府500年	永正16（1519）年に武田信玄公の父信虎公が、つつじが崎の館を本拠地として城下町の建設に着手し、甲斐の府中「甲府」が誕生してから平成31（2019）年に500年目を迎えた。
各種交付金	国や県から交付される次の交付金のこと。 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金。
学校安心メール	学校からの緊急情報等を、保護者があらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスで受け取ることができるシステムのこと。
学校安全ボランティア	あらかじめ各学校に登録した地域住民が、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりするボランティアのこと。
仮換地指定	土地区画整理事業において、事業の施行上必要な段階で従前の土地に代えて仮に使用し、収益することができる一定の土地を指定し、この仮換地の位置、地積等を権利者に通知する行為のこと。
感染症サーベイランスシステム（NESID）	感染症患者の情報を地方衛生研究所、国及び都道府県等と共有し、国内の感染症情報の収集、公表及び発生や動向の把握に活用するためのシステムのこと。
カンピロバクター	家畜をはじめとするあらゆる動物（特に鶏）の腸管内などにいる細菌のこと。細菌性食中毒の中で最も多く発生している。
基幹相談支援センター	障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等）に関わらず、障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口のこと。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費などが義務的経費に属する。

用語解説	
教育ビッグデータ	学校や児童生徒から収集される、学習履歴やテスト結果、アンケート等の膨大な量のデータのこと。
協働	異なる主体が、共通の目的において互いの能力や特性を活かし、社会的役割を踏まえながら、対等・平等の立場で協力・協調して取り組むこと。
緊急輸送路	災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路のこと。
クライシスマネジメント	危機を予知、予測していても緊急事態の発生を完全に抑止することは不可能であることから、緊急事態が発生した場合に速やかに対応し、被害を最小限にとどめること。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするもの。
クリーンエネルギー	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれる。
景観形成	眺望景観、自然景観、歴史景観、都市景観などを、守り、活かし、創っていくことにより、だれもが美しいと感じ、住民の誇りとなるような景観づくりを、住民、事業者、行政が力を合わせて進めること。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを示す比率のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
県支出金	県が行うべき事業を市へ委託した場合や市が行う事業に対する補助として県から交付されるもの。
公共サイン	人々にまちや地域の地理、方向、施設位置などの情報を提供するための媒体として、標識・案内地図・誘導板等の総称であり、公共団体等（国、地方公共団体および農業協同組合その他の公共的団体）が設置するもの。
公共用水域	水質汚濁防止法に規定する「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」のこと。
公債費	地方公共団体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度、元金の償還及び利子の支払いに必要とする経費のこと。
交通安全対策特別交付金	交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に交付されるもの。
甲府 きょういくの日	すべての市民が「教え育て、共に育ち、郷土を育む」ため、そして、思い遣る心と生きる力をもった人となるため、市民に親しみのある市制施行記念日の10月17日を「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」として市制施行120周年記念式典において宣言し制定。
国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託した場合や市が行う事業に対する補助として国から交付されるもの。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団のこと。

用語解説	
さ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称のこと。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされる。
産学官官などの連携	民間企業と大学などの研究機関及び政府や自治体が互いに協力し、連携し合って事業や研究活動を推進すること。産学官官は金融機関を含む。
ジェネリック医薬品	先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のこと。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	仕事と生活の両立を実現すること。住民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
市債	市が道路、公園や学校などの公共施設を整備するために発行する債券のこと。
自助・共助・公助	自助とは、個々人の自覚に基づいて自らの安全を守る行為をいう。また共助とは、身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為をいう。公助とは、国・地方自治体など公的機関による支援活動をいう。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって地域住民が連帯して自主的に防災活動を行う任意団体のこと。
実質公債費比率	自治体財政の健全度を測るための指標で、標準的な収入に対する地方債償還金の割合を示す。一般会計の地方債償還金のほか、下水道事業会計や病院事業会計が支出する企業債償還金に対する一般会計からの繰出金などを加えることで、自治体の連結債務の考え方を導入した指標になっている。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債発行に際し国や都道府県の許可が必要となり、25%以上の団体は、単独事業など一定の地方債発行が制限される。
指定特定相談事業所	障がいを持つ人やその家族または障がい者等の介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報の提供や、対人関係、服薬・金銭管理等といった日常生活上におけるさまざまな相談業務等を行う事業所のこと。
シティプロモーション	地域の魅力を自ら発見し、地域への誇りを持ち、都市の魅力を内外に向けて効果的に情報発信することにより様々な資源（ヒト・モノ・情報）を都市に取り込み、継続的に活用していくこと。
指定文化財	文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物、文化的景観の6つに分類している。これらの中で特に重要なものについて、国や県、市町村が指定、選定、登録を行い重点的に保護をする文化財のこと。
姉妹都市	文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市の関係を指す。友好都市、親善都市などとも呼ばれる。
集落営農	集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び適正な処分が確保されることで、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

用語解説	
将来負担比率	特別会計、企業会計を含む全ての会計及び第三セクター等において、借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。
食缶方式	保温性の高いステンレス製の食缶におかずや汁物を入れて各学校に給食を届ける方式のこと。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
森林の公益的機能	二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、保健・レクリエーション機能のこと。
水源かん養能力	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。
スーパーバイズ	これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザー（学識経験者）にアドバイス・指導をしてもらうこと。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーなど、生活指導等の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒や保護者への支援を行う専門家のこと。
3R+Renewable	ごみを減らすことReduce（リデュース）、くり返し使うことReuse（リユース）、資源として再利用することRecycle（リサイクル）という言葉の頭文字の「3つのR」に再生可能な資源に替えることRenewable（リニューアブル）を加えた言葉のこと。
青少年ジュニアリーダー	青少年を地域の力で健全に育てるための諸活動において、指導的立場となる中学生・高校生・青年のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が、財産の管理や介護施設等への入所に関する契約の締結をする場合など、法律的に保護し、支えるための制度のこと。
セーフティネット保証	取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻等に伴う貸出減少、自然災害、原材料価格の高騰などで経営に支障が生じている中小企業者に、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が一般保証枠とは別枠で保証を行う制度のこと。
た行	
他会計繰出金	国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計及び水道事業、下水道事業、病院事業などの企業会計に対して、国が示す繰出基準などに基づき、一般会計から必要額を拠出するもの。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域の構成員として共に生きていくこと。
地方交付税	地域によって地方税などの収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ、収入が不足する地方公共団体に対し、その差額を補うために交付されるもの。
地方債残高	地方債の元金の未償還額のこと。
地方譲与税	国が徴収した税金を客観的な基準により地方公共団体に譲与するもの。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税などがある。
地方税	地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体の費用として納められている税金のこと。都道府県税と市町村税がある。市町村民税には、市町村税、固定資産税、軽自動車税など使い道が限定されない普通税と、入湯税、都市計画税などの使い道が限定されている目的税がある。

用語解説	
地域包括ケア体制	高齢者が介護や支援が必要になっても、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
中核市	地方自治法に定められた、人口20万人以上の市で政令によって指定された市のこと。平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、人口20万人未満の特例市は、経過措置として5年間であれば保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができる。
長寿命化	公共施設等の老朽化が進む中で、新しく造ることから、良好な状態で長く使うことに重点を置いて、劣化や破損を未然に防ぐ予防措置により使用年数を延ばすこと。
登録文化財	平成8年の文化財保護法の改正により導入された国の登録文化財制度のこと。文化財の指定制度を補完することを目的に導入された。当初は有形文化財のうち建造物に限られていたが、平成16年の同法改正により建造物以外の有形文化財も登録の対象となった。文化財の指定制度よりも、より緩やかな規制のもと、幅広く文化財の保護を図っていく。
特定環境保全公共下水道事業	公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、その必要性により次の3種類に大別される。①自然保護下水道、②農山漁村下水道、③簡単な公共下水道（概ね1,000人未満の規模）
特定健康診査	40歳から74歳までの公的医療保険加入者に対する内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診断及び保健指導のこと。
特定妊婦	出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
特別支援教育支援員	障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動の補助等、学校における日常生活の介助を行ったり、発達障がいのある児童・生徒に対し、学習活動上のサポートを行う支援員のこと。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすること。
都市計画道路	都市計画法に基づいて、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。土地の換地と減歩により公共施設を平等に出し合うことで良好な宅地を造成し、これを従前の土地の価値に応じて公平に分配する事業のこと。
な行	
二次救急医療	主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のこと。これに対して一次救急とは、車や徒歩で来院し外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療のこと。また、三次救急とは生命に危険のある「重篤患者」に高度な医療を提供する救急医療のこと。
認定こども園	0歳から就学前の児童を対象に、教育と保育を一体的に行う施設のこと。3歳児以上については、保護者が働いている、いないに関わらず利用できるのも、保護者の就労が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる。また、地域の子育て支援も行う。
認定新規就農者	農業経営の開始から5年後の目標を示した「青年等就農計画」を作成し、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて認定した就農者のこと。認定を受けると農業の担い手として位置付けられ、さまざまな支援を受けることができる。
認定農業者	自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて認定した農業者のこと。認定を受けるとさまざまな支援を受けることができる。
農地銀行	農地を「貸したい」「借りたい」、「売りたい」「買いたい」人の情報を登録し、農地の情報を公開することによって農地の効率的な利用を進める制度のこと。

用語解説	
は行	
半農半X	他に仕事を持ちながら農業を営むライフスタイルのこと。
富栄養化	湖沼など停滞水域中に含まれる窒素やリンなど栄養塩濃度が高まった結果、それらを取り込み成長する植物プランクトン等の生物の活動が活発化し、異常増殖を起こす現象のこと。
フレイル	要介護状態に至る前段階として位置づけられ、加齢に伴う予備能力の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表す。身体的、精神・心理的、社会的など多面的に捉えていることが特徴。
放課後子供教室	放課後等に小学校の施設等を活用して、児童の安全で安心な活動拠点（居場所）を設け、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などを実施する事業のこと。
放課後児童クラブ	保護者が就労などで昼間家庭に居ない小学生を対象として、放課後や夏休みなどに家庭に代わる生活の場を提供し、支援員が適切な遊びや指導を行うことで、児童の健全育成を図る事業のこと。
防災リーダー	甲府市防災リーダー指導育成研修会を修了した者で、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人のこと。
ま行	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
まなび奨励ポイント制度	市民の生涯学習活動を支援するとともに、さらなる生涯学習への参加意識の醸成を図ることを目的として、公民館主催講座や学級への参加、図書館や公民館図書室から図書を借りた場合などに、生涯学習活動の成果として「まなび奨励ポイント」を付与する制度のこと。
マネジメントサイクル	計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCAサイクルをいう。PDCAサイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のこと。
メタバース	インターネット上の仮想空間であり、コンピューターゲームのように自分自身の分身であるアバター（デジタル上のキャラクター）を操作し、他者と交流することができる。
モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す取組のこと。
や行	
優良農地	一団のまとまりのある農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地のこと。
よっちゃばれ放談会	市民の声を原点とした市政創りとともに、参画と協働によるまちづくりの推進を図るため、テーマごとの直接の当事者をはじめ、テーマに係わる団体や一般公募により選ばれた人などから、意見や課題を聴き事業展開の参考とする取組のこと。

用語解説	
ら行	
ライフサイクルコスト	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
リスクマネジメント	日常において危機を予測し、防止策を講じることにより、発生の確率を低くする、又は発生しても損失等を少なくすること。
レジオネラ症	衛生管理が不十分な入浴施設などに多く生息しているレジオネラ属菌によって引き起こされる細菌感染症のこと。菌を含んだミストなどを吸引することで、肺炎など重篤な症状を引き起こす。
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法のこと。
A～（アルファベット）	
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)	自分の大切にしているもの・こと・価値観や、自分が病気になったり、介護が必要になったりした時に「どのように過ごしたいか」を考え、大切な人（家族や友人等）、支えてくれる人（医療・介護関係者）と自分の想いを話し合うプロセスのこと。
DOTS（直接監視下短期化学療法）	結核患者の服薬を第三者が確認し、治療中断、結核菌の耐性化を防ぎ確実な治癒を行うための化学療法のこと。
HACCP（ハサップ）	HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）は 食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード；Hazard）を分析し、それを最も効率よく制御できる部分（CCP；必須管理点）を連続的に管理して、安全な食品の製造（提供）を行う衛生管理手法のこと。
IHEAT（アイヒート）	IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）は、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
SINET（サイネット）	SINET（Science Information NETwork）は、日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が構築、運用している超高速大容量の情報通信ネットワークのこと。
UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。一般に、Uターンとは都市等で生活している人が郷里に戻って定住すること、Jターンとは郷里まで戻らず途中あるいは同じ県内の都市などへ移住すること、Iターンとは郷里以外の都市等へ移住することをいう。